

東京の赤坂・六本木再開発で去年完成したアークヒルズを見て、度肝を抜かれたという。空地がたっぷりありコンサートホールもある。それに対し、大阪駅前ビルはシャッターを閉めた店が多く、昼間でも少し気味が悪い。

「アークヒルズも、普通の人が住めない超高級マンションができるなど問題はあつた。しかし、行政主導型の再開発よりは工夫がみられます」

都市問題研究会の弁護士らと、各地の再開発事業の現地



全国の都市再開発の
実態を調べた

坂和 章平さん
坂さか しょうへい



松山市生まれ。阪大卒。大阪弁護士会公署対策・環境保
全委員会に所属。大阪空港公
し、代表。38歳。

調査をしたり、全国百三十三
力所のデータを自分の弁護士
事務所のパソコンに入力。本
来なら、借家人など権利者の

「出ていく住民が少なけれ
本にまとめた。土地信託制度
つ都市再開発・弁護士からの
実践的プロボナール」(都市
文化社)という三百八十頁の

はい、再開発だ、な
って一面的な見方は
しません。しかし、
現実には大型店を駅前
に引くはって、な
だけで、住民の多様な
ニーズにこたえてい
ないことが統計的に
表れた感じがするね。
成功しているのは、
文化施設や老人ホー
ムを誘致するなど、
都市の持つ多様性を
生かしたものです」

研究の成果は二人
の仲間と「岐路に立
つ都市再開発・弁護士からの
実践的プロボナール」(都市
文化社)という三百八十頁の
本にまとめた。土地信託制度

(神戸 武美記者)

論壇



坂和 章平

①現行法では全壊家屋の借家人は
権利が消滅し契約が終了するが、借

民の買い取り請求権)を与え、再開
路の用地や公営(賃貸)住宅建設地
を公的取得する。マンションの建て
替え支援のため区分所有権の買い取
りも制度化する。譲渡税は軽減す
る。関東大震災の直後、内務大臣後
藤新平が「罹災地域全土の買上げ」
を提案したことも参考にすべきだ③
事業完成までの個別建て替えの建築

整備事業などの手続きを組み合わ
せ、基盤整備だけでなく上モノ建設
の計画が不可欠だ。事業は各地区内
での権利交換を原則とするが、他地
区との権利交換(交換)、所有権・
借地権・借家権・区分所有権相互の
自由な権利交換(異種権利の交換)、
公団公社や施行者が認める第三セク
ターによる金銭への交換(公的取
得)など特別立法で多様なメニュー
を用意し、つなぎ融資・賃料補助も
加える。

被災地復興は多様なメニューで

阪神大震災で被災した神戸市は、
市街地のほぼ全域六千軒を震災復興
促進区域とし、緊急整備条例を作っ
て計画的な復興を目指すことや、ち
ち六地区では建築基準法八四条に基
づいて建築制限(私権の制限)をか
けることなどを決めた。西宮市や芦
屋市、淡路島北淡町も同様な方策を
発表した。大阪市の阿倍野再開発事
業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民
側の代理人をしてきた私はこのよう
な案には不満であり、私なりの基本
方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は
被災地全体を被災地域と指定し次の
法的効果を与える必要がある。

地借家人の権利の届け出制度をとっ
て特別立法で従前の権利を保障す
る。指定が決定した罹災(りさい)
都市借地借家臨時処理法は借家人が
建物を建て替えて借地人になる規定や、
個別建て替えに固執する点に問題が
あり運用に工夫が必要だ②土地建物
の地上げの買戻防止と積極的な公有
地拡大のため自治体に先買権(住

制限は不可欠だ。住民の反対が予想
されるが、制限を納得させるに足る
良好な復興計画の討議が望まれる。
公有地を中心に仮設の住宅店舗工場
を多数提供し、その間に計画作成を
急ぐ。

第二に被災市町は住民の意向把握
に努め、復興のマスタープランを各
地区の実情をみて次のイメージで作
る。①基盤整備(区画整理地区)②三宮
・西宮駅前等業務用ビル密集地は
個別建て替えを容認するが、周辺権
利者の要望を聞き公開空地の確保、
建物の不燃化共同化を含む地区計画
(個別建て替え地区)を立てる。
共同住宅の建設を可能とする特定
区画整理や持ち家再建不能な住民に
公営賃貸住宅を供給する総合住環境

主張・解説

論壇 阪神大震災

特集 4年目の課題 ④

大震災から三年余が経過した。被災地の復興まちづくりは、④震災直後の三月十七日に決定された都市計画により土地整理・再開発事業を施行する地域⑤建設省が定める制度要綱を活用して行政が共同住宅の建設などを補助する重点復興地域の復興促進区域に指定されたものの実態は自力復興に依存する白地地域——の三つに分類されて進んだ。

復興にあたっての合言葉は「協働のまちづくり」、キーワードはまちづくり協議会にあった。

日本の都市計画法は複雑難解・権力的で事業計画に住民の意見を反映する手続きや裁判で争える可能性は少ない。だが、今度の震災では行政自身が「施行区域と根幹的な都市施設の大枠を定め、細部の計画内容は住民との協議を経て都市計画で定める二段階方式」との②のため各地区で「まち協」結成を呼びかけるという異例のものだった。震災前には十二件しかなかった「まち協」が百件以上結成され、住民の手による事業計画の修正案提示と住民間の合意形成に尽力した。復興まちづくりの成果は「まち協」の活動いかんだったといえる過言ではない。

求められる。他方、新長田・六甲道等の再開発の行く末は不安が一杯だ。再開発は、低層建物を高層ビルに建て替え、それまでの権利者が持っていた以上の床面積を保留床を生み出す。これを売却して事業費に充て、道路・公園などの公共施設を整備するシステムをとっている。だが、今日、バブル期の発想は通用しない。新長田は、低層住宅の密集する約二十万の既成市街地が商業・



坂和 章平

藤取東、新長田、御書、松本、六甲道の区画整理が比較的順調に推移したのは何よりこの成果だ。日本のまちづくり史上初の、かくも大規模なまち協活動を「協議型まちづくり」の実例として総括し、発展させることが大切だ。ただ区画整理は上毛(建物)再建には関与しないため、今後の復興は個人の再建努力にかかると建物の共同化、協調建て替えなどの工夫が

都市法体系を国民のものに

業務・住宅四十棟の超高層ビル群に一変するが、この長期不況下、保留床の処分や賃貸住宅の入居見込みは薄い。このまま進めば、高い管理費に加え、同じフロアに喫茶店ばかりが並び、商業計画の不在のなか、入居した商店主らが八四年、前代未聞の「商人デモ」で施行者の大阪市に抗議した大阪駅前再開発の苦悩と問題が再現されるだろう。巨大な器づくみのだけの再開は時代遅れで、復興に寄与しないことは明らかだ。ビル床の実際の需要予測に基づく縮小、ソフト面を充実させた事業計画への修正が必要だ。専門家がからの現実的な具体案の提示が待たれる。

重点復興地域での行政支援による住宅供給は量的には驚異的な進展をみた。しかし、①仮設からの円滑な移行②公営住宅と民間住宅の適切な役割分担③コミュニティの激変した住環境への対応などきめ細かな施策の充実が課題だ。

自力復興を託された、言い換えれば放置された白地地区は実に被災地の八割を占める。その復興は並大抵ではない。神戸市の兵庫区桑川地区や灘区神前地区など、「まち協」を軸に自主的

な復興計画をまとめた例はあるが、ごく一部だ。自力復興、住民主導のまちづくりは、言うは易く行は難しい。専門家の支援のほか、住民の自主的な学習と復興意欲の持続が欠かせない。建築家や弁護士ら各種各層の専門家が結集した「阪神淡路まちづくり支援機構」の発足は、まち協活動から派生した貴重な成果だが、白地地区での要望のくみ上げ、適切な専門家の配置は容易ではなく、試行錯誤は避けられない。まちづくりを目標とした専門家の維持自体、大変な課題だ。

被災した百棟七千戸のマンションは、約九割が補修か建て替えかを選択し、建て替え費用の捻出や負担の合意という難問を解決した。今後は、共同住宅の建て替えを社会性、公共性をもつ事業と位置付けの法人格のある建設組合の創設④再建建物での適正な権利配分につき、再開法に準じた「権利交換」手法の採用⑤融資・補助制度の拡充が課題だ。

最後に戦後五十年、過度に肥大・複雑・技術化した都市計画法を核とする都市法体系を簡素化する作業は、復興まちづくりが目される今こそが絶好の契機だろう。(大阪弁護士会弁護士)

朝日新聞夕刊のコーナー「自己紹介」

17歳のころ

坂和 章平 (52) 弁護士



アジ演説・ビラ作り 役立った



19歳の秋ハイキングで

さわわ・じょうじ 74年大阪弁護士会登録。都市問題で活躍。著書に「震災中継まわりの法と政策」など。

り。いって組合の専従ブルガにでも……。

運命的だったのは、司法試験受験組との出会い。ああ、こんな途もあるのかと知り、彼女との交際には手を付けられて学生運動指導部の官僚的な体質に嫌気がさしていた私は突如、方向転換。21歳の誕生日に古本屋で我輩の「債権総論」を購入した。たった一人の受験勉強に入った。この時初めて「禁酒産者」なる言葉も知った。そして受験勉強一年半。71年10月、司法試験に合格できた。

短期間合格の秘訣は集中力と要領だが、この能力は間違はなく学生運動で得たものだ。昨今の司法試験は技術偏重の弊害が強い。ロースケールの新設など司法改革の議論もその延長線にある。だが私には、ビラ作りやアジ演説の訓練の方が、司法試験予備校をはるかに役に立った。今の私の「喋り弁」と「書き弁」としての能力は明らかな成果だ。

私の視点

関西スクエア

◆景観法 住民・自治体で使いこなそう

景観法が6月に制定された。「行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとした」と国土交通省の宣言にはびっくり。国立マンション訴訟などの景観訴訟と全国の約500の自治体の景観(まちづくり)条例が、後押ししたのは間違いない。

さかわ 章平 弁護士
坂和 章平 弁護士



どう使いこなすか、住民、市町村は早急に法の理解を深め、6カ月以内の施行に併せて地域の実情に応じた条例を制定すべきだ。

景観法は①自治体が、施策を実施する景観行政団体として、景観計画・景観計画区域を定める、②市町村は都市計画として景観地区を定める、③景観重要建造物の指定④景観協定、景観整備機構などの制度を創設した。

景観法の第1の目玉は、建築物などの規制を強化できること。従来は高さ制限や敷地面積の最低限度の規制などだったが、今後は景観計画区域、景観地区内でデザイン、色彩など形態意

匠が規制できる。都市再生に名を借りた高層マンションの乱立に歯止めをかける有効な武器になることは確実。また、屋根の形をそろえたり、黒壁に統一したりすることも可能だ。

景観計画区域では届け出る、勧告制だが、変更命令もある。景観地区はもっと厳しく、都市計画で建築物の形態意匠の制限を必ず定めるものとした上、これに適合させるため、計画認定の制度が創設された。条文のうち「景観地区等」の規定が1年以内の施行とされたのは、実施が難しいと判断されたためだ。

第2の目玉は、多くの領域で条例に権限を委任した

「小旅行だった」。

だが、松山を離れると生活が一変する。大阪大の学生時代は、豊中キャンパスから梅田へ電車で20分乗らないと映画が見られない。司法試験に合格し、東京・湯島にあった司法研修所へ千葉県松戸市の寮から通学に約1時間かかった。「とても不便な町だと思った」という。

今は大阪地裁・高裁の近くに法律事務所を構える。自宅のマンションは、歩いて30秒の所にある。郊外に住んだ経験もあるが、車を売り、映画館や映画会社の試写室にも自転車で通う。「松山の暮らしを自分流に大阪で実践している」

(神野 武美)

松山出身のまちづくり弁護士

坂和 章平さん(55)

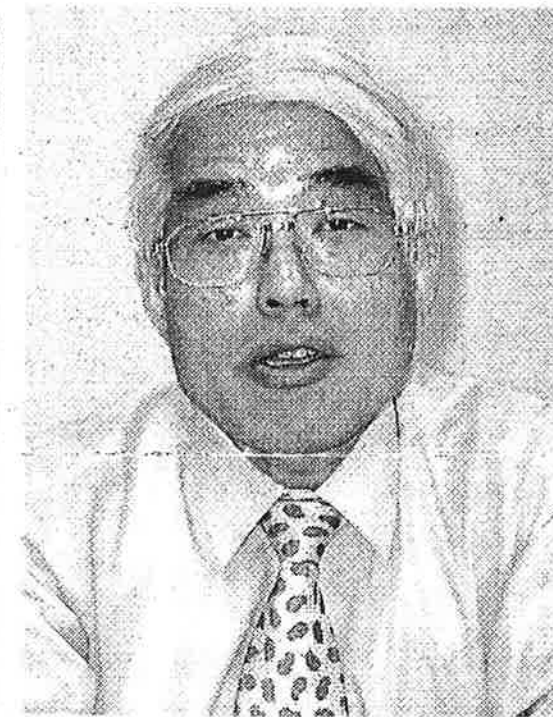
ポートレート

愛媛大学で2年に1回、集中講義で「都市法政策」を教えている。12月ごろに4日間、朝9時から午後4時まで、得意の映画評論を交えながら、都市計画法や自治体のまちづくり条例、景観条例などを解説する。

「都市法」は難解で、法律家が読んでもなかなか理解できない。だが、行政主導型の都市再開発として多くの問題を抱えた1984年の大阪駅前ビル問題をきっかけに取り組むようになった。

今、6月に制定された景観法に注目している。景観法によって、国から市町村にまちづくりの様々な権限が委任され、強制力のある条例が制定

「青年の夢 育つまちを」



さかわ・しょうへい 愛媛大での集中講義は「実況中継 まちづくりの法と政策 Ⅲ」(日本評論社)に収録。映画は月10本

できるようになったからだ。だから、松山市の進める「坂の上の雲のまちづくり」にも期待を寄せている。

「松山市の行政や住民も地方分権の流れの中にある、この法律を理解し、秋山兄弟や正岡子規のような地方都市の

青年の夢が育つ、まちづくりに取り組んでほしい」

同市の繁華街に近い湊町2丁目で育った。近くの映画館で3本立て55円の映画を見て、道後温泉に自転車で行く少年時代。梅津寺の遊園地に電車に約20分乗って行くのが



書

評

坂和章平 著

『まちづくりの法律がわかる本』

大庭 哲治*

近年のまちづくりに求められるものが多様化する中で、社会環境の変化を追うように、まちづくりに関する法体系も新設や改正を通じて複雑化している。特に、近年においては、少子高齢化による人口減少や今後予想される巨大災害への対応から、関連する法律が次々に制定しており、実際のまちづくりに携わる関係者にとっては、このような複雑かつ膨大な法体系を理解することは至難の業といっても過言ではない。

そのような中、本書は、まちづくりの法体系に横串を通し、まちづくりの基本となる都市計画法の専門的・技術的な事項の円滑な理解を目的に、時代的・政治的背景を踏まえながら都市計画法の要点を抽出することで、わかりやすさをとにかく追求した、6章構成・190ページのコンパクトな解説書である。

まず、第1章「まちづくり法とは何か」では、まちづくり・まちづくり法という漠然としたわかりにくさを解消するため、11種類の都市計画を定める都市計画法を中核に、そして、国土総合開発法などを上位法として位置付け、まちづくり法体系の全体像を明らかにしている。そして、この法体系の特徴とともに、これまでの都市計画法の重要な改正についてもポイントを押さえて解説している。

その上で、第2章及び第3章では、都市計画法の重要なポイントを解説する。第2章「都市計画法のポイント・その1」では、線引きや地域地区をはじめとする11種類の都市計画とその内容を解説している。また、第3章「都市計画法のポイント・その2」では、開発許可の技術基準と立地基準、さらには都市計画事業に関する基本的枠組みを解説している。

次いで、第4章「都市計画法と他のまちづくり法との関係」では、都市計画法と周辺のまちづく

り法との関係を基本的な理解するため、都市計画法が定める地域地区と建築基準法が定める集団規制との関係を端緒として、さらには土地地区画整理法が定める土地地区画整理事業や都市再開発法が定める市街地再開発事業を解説し、そして、建築基準法が定める総合設計制度等の代表的な手法を解説している。

さらに、第5章「成立した時代でわかる！まちづくり法のポイント」では、まちづくり法を理解する本書独自の視点として、わが国のまちづくり法のこれまでの変遷を、わかりやすさの観点から西暦・元号の表示に気を配りつつ、戦後からの歴代内閣ごとに区分して解説している。

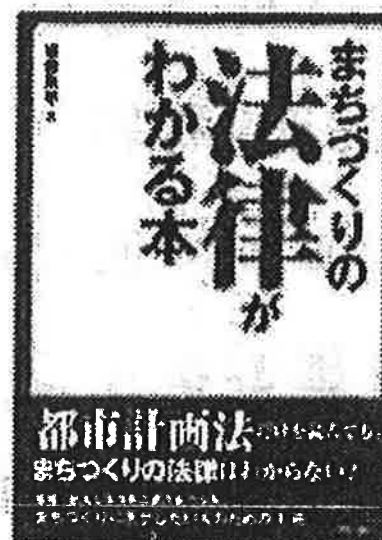
そして、最後の第6章「人口減少・巨大災害時代のまちづくり法の展開」では、国土総合開発法から国土形成計画法への転換をはじめ、都市再生や災害復興、国土強靱化に関連するまちづくり法の到達点と課題を解説している。

本書は、まちづくり法のエッセンスを理解する手助けとなるような工夫も随所に施されている。その1つは、1トピックを基本的に見開き2ページ読み切り（1ページが解説、もう1ページがポイントに絞って抜き出した条文の一部や模式化・体系化した図表）にすることで、簡明に解説していることである。また、弁護士として長年まちづくりに携わってこられた著者自身の実体験や問題意識とその時代的背景などを、1ページのコラムとして、読者の興味を引くように章の終わりに設けている。

短時間で一読した本書に対して、私が率直に感じたことは、まさに、「おわりに」に記す筆者の狙い通りということである。変化を続けるまちづくり法が、都市のかたちを規定する重要な役割を担っており、まちづくりの実践には十分な理解が必要という認識は常々持っていたが、なかなか法律の条文をじっくり読み込むまでの行動には至っていない読者も多いのではないだろうか（私もそのうちの一人）。本書は、入門者であれ専門家であれ、まちづくりに携わる関係者には、いまのまちづくり法を理解する上で、ぜひとも一読をお勧めしたい1冊であるとともに、手元に置いておきたい1冊である。

学芸出版社 TEL: 075-343-0811
2017年6月1日発行 ISBN978-4761526436

大庭 哲治*（おおば てつはる）正会員・京都大学大学院助教



坂和章平著
『まちづくりの法律
がわかる本』

都市にかかわる法律にはじつにいろいろな細かな法律があり、住民運動にかかわる立場から何かなんだか分からないという実感がある。その中心を担うとされる都市計画法においても、その体系がたいへん分かりづらい。本書は、都市計画法の体系と内容を分かりやすく解説するとともに、都市計画にかかわるさまざまな法律の解説を試みている。

また五章以下で、時代の変遷の中でどういう都市法が生まれてきたかも示されている。「昨今の都市計画現象」―都市再生特別措置法施行前後から都市法は、再び国家高権と企業主権改革に流れてきており、これをどう歴史的に都市計画史の流れとしてみるのだろうか。そもそも六八年都市計画法は、一九一九年都市計画法の延長だったか、改革だったか、地区計画制度はどう位置づければよいのか、似て非なるものとしての再開発地区計画、再開発等促進区をどう評価すべきか、ひとところ一大ブームとなっていた都市計画マスタープランとは何だったかなど、五章をみるといろいろな思いがめぐってきて興味がつきない。

（学芸出版社、本体2500円）

自己紹介⑪

坂和年表 2024 —75 歳の年表から何を？—

	坂和プライベート	日本の主な出来事	世界の主な出来事	都市問題、法律関係	映 画
1945(S20)年		・ 1945(S20)年 8 月 15 日 終戦		・ 1946(S21)年 10 月 29 日 日本国憲法制定 ・ 1947(S22)年 5 月 3 日 日本国憲法施行	・ 『風と共に去りぬ』(39 年) ・ 『東京裁判』(83 年)
1949(S24)年 【誕生】	・ 1949(S24)年 1 月 26 日 愛媛県松山市で誕生		・ 1948 年 8 月 15 日 大韓民国建国 ・ 1949(S24)年 10 月 1 日 中華人民共和国建国 ・ 1950 年～1953 年 朝鮮戦争		・ 『七人の侍』(54 年) ・ 『ゴジラ』(54 年) ・ 『十二人の怒れる男』(57 年)
1959 年(S34 年) 【10 歳】	・ 1956 年 4 月 小学校入学 ・ 1961 年 4 月 愛光学園中学入学 ・ 1964(S39)年 4 月 愛光学園高校入学 ・ 映画、囲碁、将棋	・ 1954 年 12 月～1973 年 11 月 高度経済成長(第 1 次鳩山一郎内閣～第 2 次田中角栄内閣までの 19 年間) ・ 1958(S33)年 12 月 東京タワー竣工 ・ 1959 年 9 月 伊勢湾台風 ・ 1960(S35)年 安保闘争、日米安保条約 ・ 1964(S39)年 10 月 東京オリンピック ・ 1968 年 12 月 三億円事件	・ 1953 年 7 月～1959 年 1 月 キューバ革命 ・ 1963 年 11 月 22 日 ケネディ大統領暗殺 ・ 1966 年～1977 年 文化大革命	・ 1962(S37)年 10 月 全国総合開発計画(一全総)(池田内閣)	・ 『Always 三丁目の夕日』シリーズ…昭和の良き時代 ・ 『ベン・ハー』(59 年) ・ 『キューポラのある街』(62 年) ・ 『クレオパトラ』(63 年) ・ 高倉健主演『唐獅子牡丹』(66 年)
1969 年(S44 年) 【20 歳】	・ 1968 年 4 月～1972 年 8 月連載 司馬遼太郎『坂の上の雲』 ・ 1967(S42)年 4 月 大阪大学法学部入学 ・ 1971(S46)年 3 月 大阪大学法学部卒業 ・ 1972 年 司法試験合格 ・ 1972 年～74 年 司法修習生(26 期) ・ 1974(S49)年 1 月 弁護士登録(25 歳)	・ 1969(S44)年 1 月 東人安田講堂事件 ・ 1969 年 3 月 よど号ハイジャック事件 ・ 1970(S45)年 大阪万博 ・ 1972 年 2 月 あさま山荘事件 ・ 1972 年 5 月 沖縄返還 ・ 1972 年 田中角栄「日本列島改造論」 ・ 1973 年 第 1 次石油ショック	・ 1969 年 7 月 20 日 アポロ 11 号月面着陸 ・ 1974 年 ウォーターゲート事件	・ 1969(S44)年 5 月 新全国総合開発計画(二全総)(佐藤内閣) ・ 近代都市三法の制定(1968(S43)年 都市計画法全面改正、1970(S45)年 建築基準法大改正、1969(S44)年 都市再開発法制定) ・ 1974(S49)年 国土利用計画法の制定 ・ 1977(S52)年 11 月 第三次全国総合開発計画(三全総)(福田内閣)	・ 『男はつらいよ』(69 年)…寅さん第 1 作目 ・ 1970 年代 日活ロマンポルノ ・ 『砂の器』(74 年)
1979 年(S55 年) 【30 歳】	・ 1979(S54)年 7 月 坂和章平法律事務所開設・独立(法曹ビル 202)(30 歳) ・ 1984(S59)年 7 月 事務所移転(第 5 大阪弁護士ビル 4 階)(35 歳) ・ 1985 年 3 月 事務所拡張(第 5 大阪弁護士ビル 4・5 階)	・ 1976 年 2 月 ロッキード事件 ・ 1979 年 第 2 次石油ショック ・ 1983 年 中曽根アーバンルネッサンス。規制緩和と民活路線 ・ 1986 年 大規模再開発のさきがけ「アークヒルズ」完成 ・ 1987 年 国鉄民営化で JR 誕生	・ 1985 年 9 月 22 日 プラザ合意(円高ドル安を誘導、円高不況) ・ 1986 年 4 月 26 日 チェルノブイリ原発事故	・ 1987(S62)年 6 月 第四次全国総合開発計画(四全総)(中曽根内閣) ・ 1988(S63)年 総合土地対策要綱閣議決定	・ 陳凱歌監督『黄色い大地』(中国・85 年)…ロカルノ・銀賞 ・ 張藝謀監督『紅いコーリャン』(中国・88 年)…ベルリン・グランプリ
1989 年(H 元年) 【40 歳】	・ 1988 年 12 月 事務所移転(アクセスビル 6 階)(40 歳) ・ バブル時代はゴルフ、北新地、カラオケ	・ 1989(H1)年 土地バブルに伴う戦後最大の地価高騰 ・ 1989 年末 バブル崩壊 ・ 1989 年 4 月 消費税法施行(3%) ・ 1995(H7)年 1 月 17 日 阪神・淡路大震災 ・ 1995 年 3 月 20 日 地下鉄サリン事件	・ 1989 年 6 月 4 日 天安門事件 ・ 1989 年 11 月 9 日 ベルリンの壁崩壊 ・ 1990 年 10 月 3 日 東西ドイツ統一 ・ 1991 年 12 月 ソビエト連邦崩壊 ・ 1992 年～1995 年 ボスニア紛争	・ 1989(H1)年 土地基本法制定 ・ 1992(H4)年 都市計画法大改正(①住居系 3→7 に用途地域を細分化。特別用途地域の追加 8→10、②市町村マスタープランの創設、③地区計画に誘導容積型と容積適正配分型追加) ・ 1995(H7)年 被災市街地復興特措法制定 ・ 1995(H7)年 被災マンション法制定 ・ 1997(H9)年 密集市街地整備法制定 ・ 1998(H10)年 3 月 21 世紀の国土のグランドデザイン(五全総)(橋本内閣)	・ 侯孝賢監督『非情城市』(台湾・89 年)…ベネチア・金獅子賞 ・ 『タイタニック』(97 年)…興行収入 1,800 億円

1999年(H11年) 【50歳】	・2000年8月 初の中国旅行(大連・旅順・瀋陽) ・2001年3月 事務所を自社ビルに移転(西天満コートビル3階)(51歳) →ホームページ開設。趣味のページで映画評論 ・2002年6月 シネマルーム I 出版。以降、2019年12月までに45巻 ・2007年10月 北京電影学院で特別講義 ・2008年3月 中国人の友人の紹介で、在日中国人作家・毛丹青と出会う	・2001(H13)年4月 小泉内閣発足 ・2003年1月 小泉内閣による「観光立国宣言」。来日観光客3,000万人	・2001年9月11日 世界同時多発テロ ・2008年9月15日 リーマンショック	・2000(H12)年 都市計画法大改正(都市化社会から都市型社会へ。32年ぶりの根本的改正) ・2002(H14)年 都市再生特別措置法制定。都市再生緊急整備地域を指定。民間都市再生事業計画を認定 ・2002(H14)年 マンション建替え円滑化法制定 ・2002(H14)年 構造改革特区法制定 ・2004(R16)年 景観法制定 ・2005(H17)年 国土形成計画法の制定(国土総合開発法からの大転換) ・2008(H20)年 歴史まちづくり法制定	・『金融腐蝕列島 呪縛』(99年) ・『山の郵便配達』(中国・99年)
2009年(H21年) 【60歳・還暦】～	・2010年1月 白内障手術 ・2011年7月 ノーベル文学賞作家・莫言(中国)と対談 ・2015年6月 北京電影学院“实验电影”学院賞の授賞式 ・2016年9月 直腸ガン手術(67歳) ・2017年11月 胃ガン手術(68歳)	・2009年9月 自民党から民主党への政権交代(鳩山由紀夫・菅直人・野田佳彦) ・2009年 裁判員制度開始 ・2011(H23)年3月11日 東日本大震災 ・2012年12月 民主党から自民党への再度の政権交代(野田第3次改造内閣→第2次安倍内閣へ) ・2014年～2016年 広島市土砂災害、御嶽山噴火、熊本地震、鳥取県中部地震 ・2015年5月 大阪都構想・住民投票→否決 ・2017年7月 都民ファースト・小池百合子都知事誕生 ・2017年10月 衆議院解散総選挙→自民党圧勝 ・2018年9月 第4次安倍第2次改造内閣 ・2018年 大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震	・2014年9月 2014年香港反政府デモ(雨傘運動) ・2016年 アメリカ大統領選(ヒラリーVS トランプ)→トランプ大統領就任 ・2017年10月 中国・第19回党大会。「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」を党規約に明記 ・2018年3月 中国・14年ぶりの憲法改正で国家主席の任期撤廃(習近平の長期政権へ)	・2011(H23)年 総合特区法制定 ・2011(H23)年 津波防災地域づくり法制定 ・2012(H24)年 災害対策基本法の第1弾改正 ・2013(H25)年 災害対策基本法の第2弾改正 ・2013(H25)年 復興法体系の成立と国土強靱化関連三法の制定、国家戦略特区法制定 ・2014(H26)年 空き家対策特措法制定 ・2014(H26)年 都市再生特別措置法の改正(立地適正化計画、都市機能誘導区域、居住誘導区域) ・2015(H27)年9月 安全保障関連法成立 ・2017(H29)年 民泊新法(住宅宿泊事業法)制定 ・2018(H30)年 所有者不明土地対策特措法制定 ・2018(H30)年 都市計画法の改正で用途地域に「田園住居地域」が追加	・『乱世備忘 僕らの雨傘運動』(香港・16年) ・『戦狼2』(中国・17年)が興業収入1,000億円 ・是枝裕和監督『万引き家族』(18年)…カンヌ・パルムドール賞
2019年(R元年) 【70歳・古希】		・2019(R1)年10月 台風19号 ・2019年10月22日 新天皇即位	・2019年5月～ 香港・逃亡犯条例改正案→大規模デモ		・2020年正月『男はつらいよ 50 お帰り 寅さん』
2020年(R2年) 【71歳】		・2020(R2)年3月 東京オリンピック延期決定(2021年7月23日～) ・2月 新型コロナウイルスでクルーズ船が横浜港停泊 ・3月下旬～ 新型コロナウイルス第1波 ・4月7日 政府が新型コロナウイルスで1度目の緊急事態宣言発令(5月 解除) ・7月5日 東京都知事選挙 ・7月～8月 新型コロナウイルス第2波 ・8月28日 安倍総理が辞任表明 ・9月16日 菅内閣発足 ・11月1日 大阪都構想住民投票 ・11月上旬～ 新型コロナウイルス第3波	・2020(R2)年1月11日 台湾総統選挙 ・1月 中国の武漢で新型コロナウイルス発生 ・1月31日 イギリスがEU離脱 ・6月30日 中国で香港国家安全法案可決 ・11月3日 アメリカ大統領選挙(トランプVS バイデン) →トランプ再選ならず	・2020(R2)年6月 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律制定(頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおけるにぎわいを創出するため、安全で魅力的なまちづくりの推進を図る) ・2020(R2)年6月 第10次地方分権一括法制定(都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備)	・ポン・ジュノ監督『パラサイト 半地下の家族』(19年)…米アカデミー賞最多4冠

2021年(R3年) 【72歳】	・9月 大腸ガンから丸5年 ー治療終了 ・一日一食主義ー体調良好に	・2021(R3)年1月8日~3月21日 2度目の緊急事態宣言 ・3月下旬~ 新型コロナウイルス第4波 ・4月25日~6月20日 3度目の緊急事態宣言 ・7月12日~9月30日 4度目の緊急事態宣言 ・7月24日~8月8日 東京オリンピック開催 ・7月下旬~ 新型コロナウイルス第5波 ・9月3日 菅総理が辞任の意向 ・9月29日 自民党総裁選挙 ・10月4日 菅内閣総辞職 →岸田文雄が第100 第内閣総理大臣に選出 ・10月31日 衆議院議員総選挙 ・11月10日 岸田総理が第101 代内閣総理大臣に	・2021(R3)年9月19日 ロシア下院選挙 ・9月20日 カナダ総選挙 ・9月20日 香港政府トップの行政長官を選ぶ権限を持つ「選挙委員会（定数1,500人）」の委員選挙 ・9月26日 ドイツ連邦議会選挙（総選挙） ・11月2日 米バージニア州知事選 共和党逆転勝利	・2021(R3)年5月 災害対策基本法等の一部を改正する法律 ・5月 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	・『ノマドランド』（21年） 米アカデミー賞3部門、ヴェネツィア国際映画祭・金獅子賞 ・『ミナリ』（20年） 米アカデミー賞助演女優賞、ゴールデングローブ賞・最優秀外国語映画賞
2022年(R4年) 【73歳】	・11月 胃ガンから丸5年 ・帝国ホテルフィットネスでのサウナ、水泳が定着	・2022(R4)年1月17日~6月15日 通常国会 ・7月上旬~ 新型コロナウイルス第7波 ・7月8日 安倍晋三元総理 銃撃事件 ・7月10日 参議院議員選挙 与党146（自民119（今回63・非改選56）・公明27（今回13・非改選14）VS野党102 →衆参共に憲法改正発議に必要な3分の2以上の議席を獲得 ・9月27日 安倍晋三元総理 国葬 ・10月3日~ 臨時国会 ・10月~ 自民党議員と旧統一教会との接点問題が急浮上 ・10月~ 岸田内閣 閣僚の不祥事判明 山際大志郎経済再生担当大臣、葉梨康弘法務大臣、寺田稔総務大臣の3名が辞任（更迭） ・11月上旬~ 新型コロナウイルス第8波 ・12月 旧統一教会被害者保護法 成立 ・12月 安全保障関連三文書改定 防衛費GDP2% 5年間で43兆円増額を決定	・2022(R4)年2月4日~ 北京冬季オリンピック ・2月24日 ロシアによるウクライナ侵攻 ・3月9日 韓国大統領選挙 尹錫悦が大統領に ・8月2日、3日 ペロシ下院議長が台湾訪問 ・8月30日 ゴルバチョフ元大統領死去（91歳） ・9月6日 英・ジョンソン首相→リズ・トラス首相 →10月25日 リシ・スナク首相 ・9月8日 エリザベス女王死去（96歳） ・9月29日 日中国交正常化50周年 ・10月16日~22日 中国共産党第20回党大会（習近平3期目の国家主席に就任） ・10月22日 伊・ジョルジャ・メローニ首相就任 ・10月29日 韓国・梨泰院踩踏事故 ・11月3日、4日 G7の外相会議（ドイツにて） ・11月8日 アメリカ中間選挙 バイデン再選 “赤い波”は起きず 上院 共和党51 VS 民主党49 下院 共和党は過半数の218 VS 民主党209 ・11月14日 米中首脳会談（バリ島にて） ・11月15日、16日 G20サミット（バンコクにて） ・11月17日 日中首脳会談（タイにて） ・11月18日、19日 APEC 首脳会談（パリにて） ・11月 中国でゼロコロナ政策反対の“白紙革命” ・11月26日 台湾統一地方選挙 民進党敗北 → 蔡英文総統は党首辞任 ・11月30日 江沢民死去（96歳）	・3月 土地基本法等の一部を改正する法律 ・5月 所有者不明土地対策特措法の一部を改正する法律 ・5月 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律（宅地造成等規制法→盛土規制法） ・6月 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（重要土地規制法） ・12月 国家安全保障戦略など安保3文書で、防衛力の抜本的強化	・『ドライブ・マイ・カー』（21年）濱口竜介監督 米アカデミー賞国際長編映画賞受賞 カンヌ国際映画祭脚本賞受賞 ・『コーダ あいのうた』（21年） 米アカデミー賞3部門（作品賞、助演男優賞、脚色賞）受賞 ・米国映画対決！ 『トップガン マーヴェリック』（米）、『1950 鋼の第7中隊（長津湖）』（中） ・『1950 鋼の第7中隊（長津湖）』（21年）が興行収入記録更新（1135億円）国威発揚戦争映画大作が大ヒット！
2023年(R5年) 【74歳】	・1月 『新旧対照・逐条解説 宅地造成及び特定盛土等規制法』（民事法研究会）を出版 ・2月 民事法研究会発行の『市民と法』に論文「重要土地規制法の概要と同法が提起した論点あれこれ」を掲載予定	・2020年2月~2023年5月 コロナ禍、3年余で終息（？） ・7月 令和5年版防衛白書を閣議決定 ①中国軍とロシア軍の日本周辺の共同行動 →重大な懸念 ②中国と台湾との軍事バランスが、中国有利に「急速に傾斜する形で変化している」 ・6月~ 大阪マルビル解体工事開始 ・11月~ 自民党の政治資金パーティー収入の裏金問題発覚（政治とカネ問題） ⇒自民党とりわけ安倍派に激震（政治資金規正法の解釈は難しい。）	・8月19日 キャンプ・デービッドで日米韓首脳会談。⇒軍事合同訓練活発化 ・8月 中国の不動産下落、バブル崩壊（？） 中国恒大 赤字12兆円。米国で破産法の適用を申請 ・8月 福島第一原発処理水の海洋放出開始 →中国が猛反発⇒核汚染水と主張 ・9月 ウクライナ侵攻から2年半経過ー混迷化 ・10月7日 ハマスが5000発のロケット弾でイスラエルを攻撃（奇襲）、大量の人質を →反撃。当初は空爆、その後地上戦へ ・11月中旬ガザでの地上戦激化ー人質解放は？停戦は？ ・11月15日 米中首脳会談（バイデン×習近平） ・11月16日 日中首脳会談（岸田×習）	・5月「宅地造成及び特定盛土等規制法」施行新政令、省令施行 ・6月 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律	・『エブリシング・エブリウェア・オール・アット・ワンス』（22年）第95回アカデミー賞7冠！ ・5月 第76回カンヌ国際映画祭で『パーフェクトデイズ』（23年）の役所広司が主演男優入賞受賞 ・9月1日 山田洋次監督（91才）90本目、吉永小百合（78才）123本目、『こんにちは、母さん』公開 ・9月29日『沈黙の艦隊』公開

2024年(R6年) 【75歳】	・3月末 弁護士50周年 ・5月25日 50周年記念懇親会を東京で開催! ・2024年10月 肺ガン手術(75歳)(1週間の入院で生還)	・1月1日 能登半島地震 ・7月7日 東京都知事選挙 小池VS蓮舫の女の戦い → 小池が当選 ・8月14日 岸田総理が9月29日で総裁の任期満了→不出馬表明 ・9月29日 自民党総裁選 立候補者9名 決戦投票は石破215VS高市194 →石破茂が新総裁へ ・9月 うめきた2期開業(グラングリーン大阪) ・10月27日 衆議院総選挙 自公過半数割れ 自民の不記載議員12人を非公認 ・11月11日 石破第2次内閣発足 ・11月17日 兵庫県知事選挙 告発文書を巡る問題、パワハラ、おねだり疑惑 → 不信任決議 → 知事失職(9/30) → 知事選実施(11/17) → 斎藤元彦知事再当選 → 公職選挙法違反勃発 ・11月28日 臨時国会 予算編成 12月末までに「政治資金規正法」の再改正	・1月13日 台湾総統選挙。民進党・賴清徳氏VS国民党・侯友宜氏+台湾民衆党・柯文哲氏+鴻海創業者・郭台銘氏が無所属で出馬 ・11月5日 アメリカ大統領選挙 トランプ圧勝、ハリス敗北。トリプルレッド達成 →3週間で閣僚を確定(MAGA ドリームチーム) ・11月27日 イスラエルとヒズボラの停戦合意	・5月 都市緑地法等の一部を改正する法律	・1月23日 『オープンハイマー』(23年)が第96回アカデミー賞において、13部門でのノミネート ・6月16日~20日 上海旅行 小川夏果プロデューサー、伊地知拓郎監督の『郷(ごう) 僕らの道しるべ』が出品されたため、上海国際映画祭に出席 ・9月11日 新日本法規出版の「法苑WEB」で始皇帝モノコラム(1)を公開 ・9月15日 真田宏之主演の『SHOGUN 将軍』が、第76回プライムタイム・エミー賞で作品賞や主演男優賞など25の部門にノミネート ・『シビル・ウォー』公開(11/5の米国大統領選挙の直前に公開)
2025年(R7年) 【76歳】		・1月17日 阪神・淡路大震災40周年 ・4月 大阪万博開催 ・2025年 IR大阪夢洲で開業(?) ・2025年 大阪都と特別区の実現(?)	・1月20日 トランプ大統領就任式 → 直ちに「大統領令」に署名 → MAGA (Make America Great Again) 関税の実施(日本製品に10~20%、中国製品に60%、台湾に侵攻した場合は150~200%、メキシコ製品に200%) → 世界はどう対応するのか?	2025年=昭和100年=戦後80年 (cf. 1940.12/8 日米開戦) 2024.12/5 読売新聞・・・トピックス②⑩	
2029年(R10年) 【80歳・傘寿】					
2039年(R20年) 【90歳・卒寿】					
2049年(R30年) 【100歳・紀寿】		・2049年 中華人民共和国100周年(中国がアメリカを凌駕?)			

トピックス

郷(ごう) 僕らの道しるべ

全国順次公開中

監督・脚本：伊地知拓郎
出演：瀧上岳、野口隆太郎、西郷マチュリ、蔵丸あみか、阿部隼也、古矢航之介、松元裕樹、とめ貴志、千歳ふみ、小川夏果
プロデューサー：小川夏果
2024年/日本/93分
制作：Letheany&Co. 合同会社/文部科学省
選定映画(令和6年2月認定)

日本国の「内向き志向」が強まる昨今、「今ドキの若者は」のセリフが急増し老化現象が目立つ私だが、400倍の難関を突破して北京電影学院に入学し、首席で監督科を卒業した25歳の新進監督に感謝! 他方、ある日突然、同学院に入学し、急速に中国語がペラペラになった(笑) 女優が小川夏果だ。そんな二人が伊地知の故郷・鹿児島で意気投合し、世界最大の機材メーカー・ARRI社の超高級カメラを駆使して完成させたデビュー作に注目! そのテーマは? 撮影は? 冒険、練習に励む高校球児・岳の姿が登場。高校野球は爽やかさが売りだがそれは理想で、現実には競争の中に嫉妬や羨望が混じり、いじめやしこも。すると、せっかく日々の努力が実り、先発に抜擢された岳の現状は? 続くスクリーン上には「子ども岳」が登場し、故郷の板島や海の中で無邪気に遊び回る姿が、カメラ好きの私は

映画から「いのち」を考える! 忘れない、命の意味を! その舞台は鹿児島! —伊地知拓郎×小川夏果の北京電影学院コンビが完成させた本作に注目!—

この描写・この撮影に驚愕! 26億円の製作費をかけた黒澤明監督の『乱』(84年)の映像は特筆ものだったが、本作に見る超高級機材を駆使した撮影技術と「命を見据えた映像美」はそれ以上! 「競争」と「童心」に続くその後の物語は難解だが、命の素晴らしさと走馬灯のように流れていく人生を突感! 日本の若き才能の出現は二刀流の大谷翔平と将棋の藤井聡太八冠が双璧だが、本作によって伊地知もその仲間! 本作の製作理念は教育映画事業とマッチし、鹿児島県教育委員会の後援を得たが、全国での劇場公開のためには夏果プロデューサーの企画力と広報力も不可欠。さらにコロナ禍が収まり、中国からの訪日観光客の増大と新たな地方都市観光の発掘が望まれる。昨今、タイトルもお見事な本作は中国人も必見! 近時活躍が目立つ中国の若き才能群たる「第八世代監督」との作品比べ、才能比べも一興だ。

熱血弁護士 坂和章平

中国映画を語る(84)

「さかわ・しょうへい」 1949年愛知県松山市生まれ、大阪大学法学部卒、都市開発に携わる新鋭を数多く手がけ、日本都市計画学会「石川賞」(同年に日本建築学会「業務所賞」を受賞)「坂和の中国映画大賞」(2004年)「フニフのオッサン外伝」

「映画を語る」シリーズをはじめ映画に関する著書多数。公社日中協会理事、NPO法人大阪府日中友好協会理事。

『日本と中国』 2024年4月1日・No. 2287

自己紹介⑫

国鉄の下山定則が轢死体で発見された現場を調べる捜査員(7月)。この後、三鷹事件、松川事件が起きた



ソ連からの引き揚げ船から下船した抑留者ら。日の丸を先頭に整然と行進した(12月)



昭和「100年」あのとき私は…

昭和24年

1949

【首相】
吉田茂

【日本の総人口】
81,773,000人

【物価(日経平均株価)】
最高値176円 最安値98円 1ドル=360円

【世界】
ソ連などが経済相互援助会議(コメコン)設置(1月) 米国などが北大西洋条約に調印しNATOが発足(4月) 東西ドイツが分裂(5、10月) ソ連が初の核実験成功(8月) 中華人民共和国が成立(10月)

【スポーツ】
米国のプロ野球チーム「サンフランシスコ・シールズ」来日(10月) 太平洋野球連盟が結成されプロ野球2リーグ制に(11月)

※総人口は国立社会保障・人口問題研究所の資料から

主な出来事

- 1月23日 衆院選で民自党過半数獲得、佐藤栄作ら初当選
- 1月26日 法隆寺金堂が火災、壁画12面焼失
- 3月7日 日本、経済安定政策(ドッジ・ライン)発表
- 3月31日 東京消防庁が火災報知専用電話「119番」設置
- 4月25日 G.H.Q.、1ドル=360円の単一為替レート実施
- 5月16日 東京、大阪、名古屋の3証券取引所が取引再開
- 6月1日 日本国有鉄道、日本専売公社が発足
- 6月27日 ソ連からの引き揚げ再開、高砂丸が舞鶴入港
- 7月6日 国鉄総裁、下山定則が轢死体で発見(下山事件)
- 7月15日 中央線三鷹駅で無人列車が暴走、6人死亡(三鷹事件)
- 8月16日 古橋広之進、全米水上選手権で世界新連発
- 8月17日 東北本線で列車転覆、3人死亡(松川事件)
- 8月26日 直接税などで徴税を強化するシャープ勧告を発表
- 8月31日 キティ台風が関東上陸し死者不明160人
- 11月3日 湯川秀樹が中間子論でノーベル物理学賞受賞

国鉄総裁が轢死「下山事件」

父の一番下の弟、僕にとつてはおじにあたる人がシベリアから帰ってきた。僕が物心ついた時はすでに戦地へ行っていて親戚なのに初めて会った人だった。片足がなかった。敗戦直後に満州からソ連兵に連れていかれて4年間ずっと捕虜として働かされていた。シベリアは吐く息がそのまま凍るほどの寒さで、「鼻毛まで凍った」と笑っていた。そんな目にあったのに、僕が多くの日本人が昔のようになつたのを見た。父は、よく昔の面影はすっかりなくなり、時々眠るのわからぬことを言うので実家の祖母も困っているらしい。足はあまりの寒さで凍傷と

父の一番下の弟、僕にとつてはおじにあたる人がシベリアから帰ってきた。僕が物心ついた時はすでに戦地へ行っていて親戚なのに初めて会った人だった。片足がなかった。敗戦直後に満州からソ連兵に連れていかれて4年間ずっと捕虜として働かされていた。シベリアは吐く息がそのまま凍るほどの寒さで、「鼻毛まで凍った」と笑っていた。そんな目にあったのに、僕が多くの日本人が昔のようになつたのを見た。父は、よく昔の面影はすっかりなくなり、時々眠るのわからぬことを言うので実家の祖母も困っているらしい。足はあまりの寒さで凍傷と



「フジヤマのトビウオ」と呼ばれた古橋広之進選手。自由形で世界新記録を連発した(8月)

アプレゲール／「フジヤマのトビウオ」世界新

権に招待され、自由形で世界新記録を連発したのだ。日本人が参加できなかった去年のロンドンオリンピックでも出なかった記録で、もし古橋さんが出場していたらと思うと、やがて、もう一つは湯川秀樹さんの日本人初のノーベル賞受賞だ。昔からすごい研究者だった。たまたま戦前や戦中はなかなか評価されなかったらしい。古橋さんもそうだが、戦勝国の人たちも少しづつ日本人を公平に評価してくれているような気がする。

9月にはインドの首相から上野動物園にメスのゾウ「インディラ」が贈られた。戦時中は脱走の恐れがあった多くの動物園で珍らしい動物が殺され、上野動物園もほとんど空っぽになっていた。上野動物園の子供たちが署名を集めて実現したようだ。僕も一度もゾウを見たことがないので連れて行ってもらいたい。今は家族連れなどすごい人出だそう。

当時の出来事や世相を「12歳」の目線で振り返ります。ぜひ、お子さまやお孫さんとお読みください。

終戦直後、ソ連に占領された満州や朝鮮半島北部などからシベリアに抑留された日本人は約60万人にのぼり、収容所(ラーゲリ)で過酷な労働と生活環境を強いられた。5万人以上が現地で死亡、引き揚げの完了は昭和31年の日ソ共同宣言後までかかった。

シベリア帰りのおじさんは、足がなれないので動き回れない。東大生社長とあまり年も変わらないのに、何だか不公平な感じがした。ただ、その東大生も学徒として終戦を迎え、事件後に毒を飲んで自殺したと聞いて、なだまりの切れない気持ちになった。

出版

『仮面の告白』三島由紀夫 『きけわだつみのこえ』日本戦後学生手記編集委員会 『共産主義批判の常識』小泉信三 『風と共に去りぬ』ミッチェル 『細雪』谷崎潤一郎 『宮本武蔵』吉川英治

映画

『青い山脈』『女の一生』『晩春』『野良犬』『破れ太鼓』『忘れられた子等』『戦火のかた』『大いなる幻影』

流行歌

「トンコ節」久保幸江、楠木繁夫 「青い山脈」藤山一郎、奈良光枝 「銀座カンカン娘」高峰秀子 「悲しき口笛」美空ひばり 「長崎の鐘」藤山一郎 「三味線ブギウギ」市丸

流行語

竹馬経済、ニコヨン、ギョッ、駅弁大学、てんやわんや、フジヤマのトビウオ、アプレゲール

ラジオ

私は誰でしょう、とんち教室、三つの鐘、陽気な喫茶店(NHK)

物価

もりそば=15円 バター(200g)=166円 ビール(大ビン)=126円50銭 キャンメル(16粒)=25円 封書=8円 はがき=2円 山手線初乗り=5円

新商品

能率手帳(日本能率協会) キャップ式広口哺乳器(ピジョン)

昭和「100年」あの日私は…

昭和45年

1970

首相
佐藤栄作

日本の総人口
103,720,000人

株価(日経平均終値)
最高値2534円 最安値1929円 1ドル=360円

世界
核拡散防止条約が発効(3月) カンボジアでクーデター、米軍が侵攻(3~4月)
ビートルズ解散(4月) アラブ連合大統領サセル氏急死(9月)
アラブゲリラのハイジャック続発(9月) ドゴール元仏大統領死去(11月)

スポーツ
植村直己と松浦輝夫がエベレスト登頂成功(5月) プロ野球「黒い霧事件」で
3選手追放(5月) ボウリングの中山律子が女子プロ初のパーフェクト(8月)

※総人口は国立社会保障・人口問題研究所の資料から

主な出来事

- 2月11日 東大、初の国産人工衛星「おおすみ」打ち上げ成功
- 3月14日 日本万国博覧会(大阪万博)開幕、約6400万人入場
- 3月31日 日航機「よど号」ハイジャック事件発生、北朝鮮へ出国
八幡製鉄・富士製鉄が合併、新日本製鉄(新日鉄)発足
- 4月8日 大阪市の地下鉄工事現場でガス爆発、79人死亡
- 6月23日 日米安全保障条約が自動延長、全国で77万人参加デモ
- 7月14日 政府、日本の呼称を「ニッポン」と統一
- 7月18日 東京・杉並で光化学スモッグによる被害約40人
- 8月26日 冒険家植村直己、世界初五大陸最高峰登頂
- 9月7日 厚生省、スモン病の原因としてキノホルム使用中止
- 10月20日 政府、初の防衛白書「日本の防衛」発表
- 11月15日 沖縄で戦後初の国政選挙、衆院5人参院2人を選出
- 11月25日 三島由紀夫が市谷の自衛隊に乱入し割腹自殺
- 12月18日 全国的な公害問題を受けて、臨時国会で公害14法成立
- 12月20日 沖縄県コザ市(現沖縄市)で住民数千人が暴動

大阪万博「未来」を体感

僕は日本一恵まれた小学生だと思つた。なぜなら大阪万博の会場に近い千里ニュータウンに住んでいるからだ。3月の開幕から8回も行った。日本全国から半年で6400万もの人が見に来たのだ。

夏休みには田舎のおじいちゃんたちも一家で来て僕らの住む団地に泊まった。2部屋しかないのに僕の家族を含めて12人で寝たのはきつかったけど、みんなが万博を楽しんでくれたようで、僕がほめられていたようにうれしかった。

おじいちゃん「月の石が見られてよかった」と言っていたが、僕に言わせれば、あれは大したことない。一番のおすめは、50年後の未来をテーマにした機は赤軍派の要求通り北朝

「三菱未来館」だ。トラベーターという動く歩道に乗って荒れた海や火山などの映像を体験しながら、緑が美しい未来都市に行く。そこは自然の脅威を克服した人類がロボットと共存する夢の世界だった。

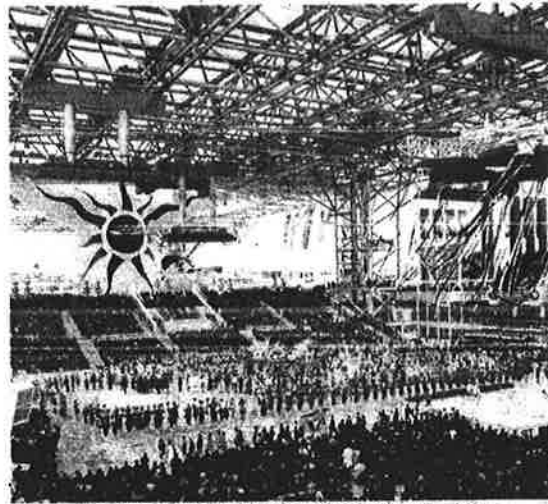
僕は会場に行くたびに通ったが、「人類の進歩と調和」という万博のテーマはまさにこれだ、と思った。万博が終わった今、僕の心はぼんやりと穴があいたような気分だ。

万博開幕の直後だった。が、羽田から福岡に向かう旅客機「よど号」が赤軍派とされるグループにハイジャックされる事件があった。乗客約130人が人質になった。飛行機は赤軍派の要求通り北朝

鮮まで飛んだが、腹が立つたのは犯人たちが「われわれは明日のジョー」だ」と名乗っていたことだ。僕の好きなマンガをこんなところで使つてほしくない。

そのうえ、4月末に太陽の塔の目玉のところに籠城する男も現れた。この男も「赤軍」と書かれたヘルメットをかぶっていたので仲間かもしれない。「アイジャック事件」と呼ばれ、捕まるまで1週間もよじのぼっていた。「万博中止」を叫んでいた。僕はこれを聞いていた。僕は、この「赤軍」という連中がますます嫌になつた。この年は瀬戸内海で旅客船を乗っ取る「シージャック」という事件もあり、乗り物に乗るのが怖くなった。

11月には、作家の三島由紀夫さんが自衛隊の市谷駐屯地で割腹自殺した。テレビでも自衛隊員の前で何かを訴えている映像が何度も流れた。お父さんは「最近軍服を着たり、体を鍛えたりして変わってしまった」と言っていたが、侍のようだった。僕は一体何があつたのだろう。僕はとても興味を湧いて学校で借りた「金閣寺」を読んでみたが、難しくてよくわからなかった。



お祭り広場で開かれた大阪万博の開会式典。参加国の人々も加わり盛大に行われた(3月)

この年は東京で光化学スモッグ注意報というものが初めて発令された。工場や自動車の排ガスが原因の一つらしく、目がチカチカし

日航機「よど号」ハイジャック／三島由紀夫が割腹自殺

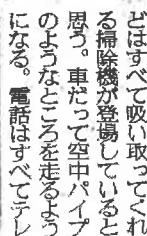


自衛隊市谷駐屯地のバルコニーで演説する三島由紀夫。この後、割腹自殺した(11月)

たりのどが痛くなった。僕も大阪で似たような経験をすることがある。あれは何だったんだろう。

ニュースでも「公害国会」とか言つて大気汚染などを防止する法律が次々とできたらしい。少し前までは日本中が万博のお祭り一色だったのに今は公害の話題ばかりだ。

三菱未来館のテーマだった50年後は2020年。僕はもう年寄りだが、公害などはすべて取り除いてくれる掃除機が登場していると思う。車だって空中パイプのようなところを走るようになる。電話はすべてテレビ



万博開幕の約2週間後に起きた「よど号」ハイジャック事件。解放された乗客の中には小さな子供もいた(3月)

昭和45年3月16日から9月13日までの半年間、大阪の千里丘陵で開かれた大阪万博には海外76カ国、国内の32団体・企業が参加、最終日の9月5日には1日で83万人の最多入場者を記録した。入場料は大人800円、青年600円、小人400円だった。

当時の出来事や世相を「12歳」の目線で振り返ります。ぜひ、お子さまやお孫さんと一緒に読んでください。

テレビ

ひるのプレゼント(NHK) 時間ですよ、ありがとう(TBS) 遠くへ行きたい(日本テレビ) ラブラブショー(フジテレビ) 大江戸捜査網(東京12チャンネル)
【朝ドラ】虹: 南田洋子
【大河ドラマ】樅太: 平幹二朗

映画

「家族」「戦争と人間」「どですかでん」「ひまわり」「続・狼の惑星」「女王陛下の007」「トラ・トラ・トラ!」

流行歌

「黒ネコのタンゴ」香川京子 「ドリフのズンドコ節」ザ・ドリフターズ 「圭子の夢は夜ひらく」藤圭子 「迷わずに愛して」内山田洋とクールファイブ 「京都の恋」清純子 「白い色は恋人の色」ベッツィ&クリス 「手紙」由紀さおり

出版

『日本万国博覧会公式ガイドマップ』講談社編 『日本人とコダヤ人』イザヤ・ペンダサン 『冠婚葬祭入門』堀月弥栄子 『誰のために愛するか』曾野綾子

物価

ハイライト(たばこ)=80円 ▶マンダムヘアトニック=500円 ▶理髪料=560円 ▶大阪万博入場料=(大人) 800円、(青年) 600円、(小人) 400円

流行語

ハイジャック、光化学スモッグ、歩行者天国、ウーマンリブ、鼻血ブー

新商品

ホワイト&ホワイト(ライオン) マンダム(丹頂)

読者2000人が選んだ 昭和の名曲

【フォーク・ロック・ポップス部門 男女別】

男性

		(発表年・昭和)
① なごり雪	イルカ	50
② 神田川	かぐや姫	48
③ 時代	中島みゆき	50
④ 22才の別れ	風	50
⑤ 学生街の喫茶店	ガロ	47
⑥ 心の旅	チューリップ	48
⑦ 風	はしだのりひとシューベルツ	44
⑧ 帰って来たヨッパライ	ザ・フォーク・クルセダーズ	42
⑨ 酒と泪と男と女	河島英五	51
⑩ 異邦人〜シルクロードのテーマ	久保田早紀	54
⑪ 卒業写真	荒井由実	50
⑫ ジョニィへの伝言	ペドロ&カプリシャス	48
⑬ 昂-すばる-	谷村新司	55
⑭ いとしのエリー	サザンオールスターズ	54
⑮ 知床旅情	加藤登紀子	45
⑯ クリスマス・イブ	山下達郎	58
⑰ 精霊流し	グレープ	49
⑱ 白いブランコ	ビリー・バンバン	44
⑲ 戦争を知らない子供たち	ジローズ	46
⑳ 『いちご白書』をもう一度	バンバン	50

女性

① 時代	中島みゆき	50
② なごり雪	イルカ	50
③ 卒業写真	荒井由実	50
④ 神田川	かぐや姫	48
⑤ いとしのエリー	サザンオールスターズ	54
⑥ 心の旅	チューリップ	48
⑦ 異邦人〜シルクロードのテーマ	久保田早紀	54
⑧ 22才の別れ	風	50
⑨ クリスマス・イブ	山下達郎	58
⑩ 学生街の喫茶店	ガロ	47
⑪ あなた	小坂明子	48
⑫ ルージュの伝言	荒井由実	50
⑬ M	プリンセスプリンセス	63
⑭ ルビーの指環	寺尾聰	56
⑮ 花の首飾り	ザ・タイガース	43
⑯ 精霊流し	グレープ	49
⑰ 初恋	村下孝蔵	58
⑱ ジョニィへの伝言	ペドロ&カプリシャス	48
⑲ 風	はしだのりひとシューベルツ	44
⑳ 勝手にシンドバッド	サザンオールスターズ	53
㉑ フレンズ	レベッカ	60



小坂明子



河島英五

産経新聞社と産経リサーチ&データが募集した「読者が選んだ昭和の名曲」では男女別の特徴もみられました。男性のベスト3は、全体とほぼ同じ順位でしたが、女性は中島みゆきさんの「時代」（作詞作曲・中島みゆき）がトップ、全体では7位だった荒井由実さんの「卒業写真」（作詞作曲・荒井由実）が3位に選ばれました。「卒業写真」はハイ・ファイ・セットへの提供曲で、後に荒井さ

んのセルフカバー曲としてアルバムに収録されました。卒業ソングの定番として知られます。

他に女性では山下達郎さんの「クリスマス・イブ」（作詞作曲・山下達郎）、小坂明子さんの「あなた」（作詞作曲・小坂明子）も上位に入りました。男性はザ・フォーク・クルセダーズの「帰って来たヨッパライ」（作詞・ザ・フォーク・パロディ・ギャング、作曲・加藤和彦）、河島英

五さんの「酒と泪と男と女」（作詞作曲・河島英五）がトップ10入りしています。

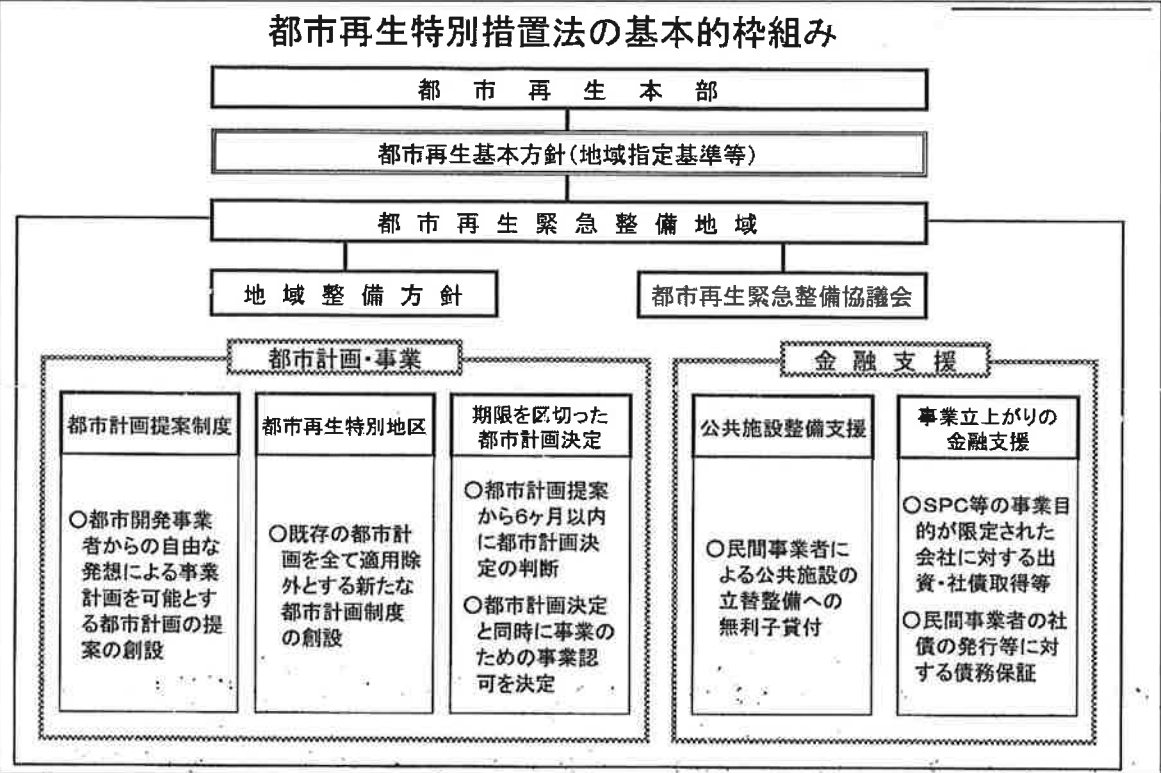
「四畳半フォーク」と呼ばれたかぐや姫などの曲は女性より男性の人气が高く、荒井さんや山下さんら「ニューミュージック系」は女性により支持されている傾向がうかがえました。

次回は歌手別ベスト20を発表

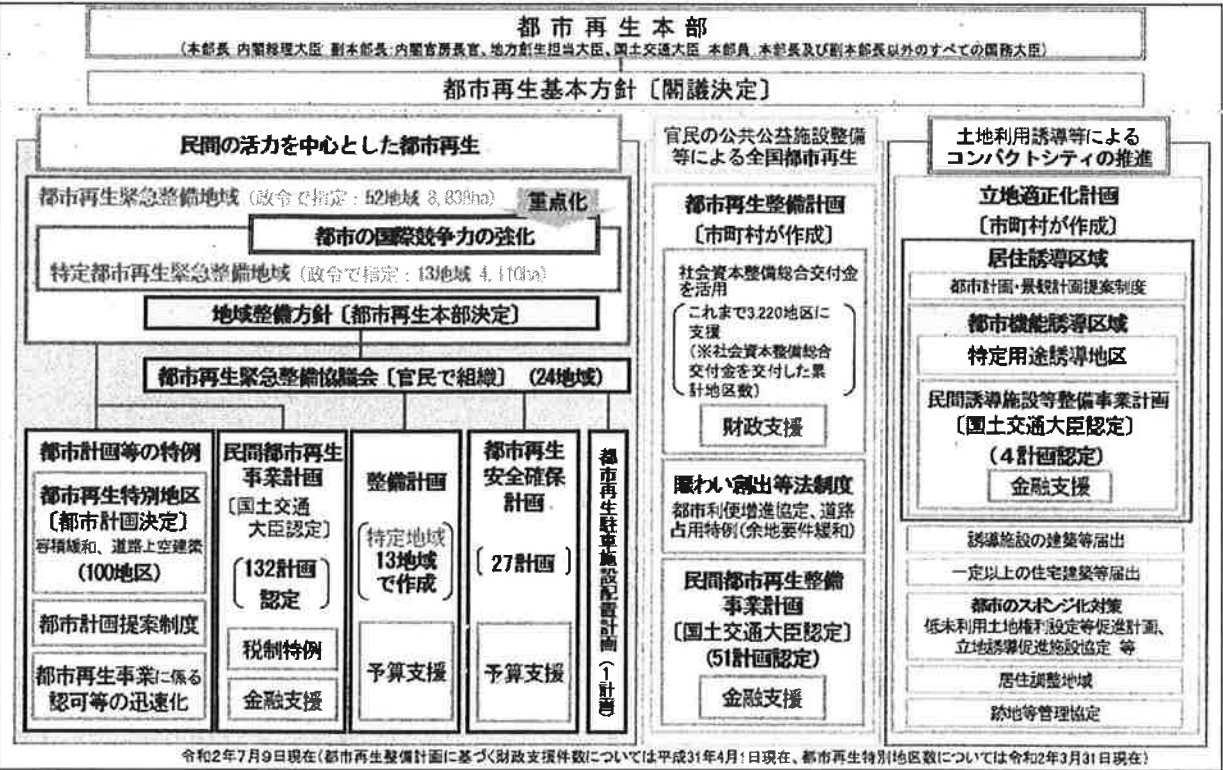
第2編 都市再生特別措置法の制定とその後の改正 資料

(第2編 法令資料①～⑨)

法令資料① 都市再生特別措置法の基本的枠組み（平成14年創設時）



法令資料② 都市再生特別措置法の基本的枠組み(令和2年7月現在)



法令資料③

都市再生特別措置法の平成17年改正、平成19年改正、平成21年改正、平成23年改正、平成24年改正の概要

表1 都市再生特別措置法のH17年改正・H19年改正・H21年改正・H23年改正・H24年改正の概要

	改正の概要
H17年改正	①都市再生整備計画の区域内において都市再生整備計画に記載された事業と一体的に一定の都市開発事業を施行しようとする民間事業者は、民間都市再生整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。 ②民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市開発事業の施行に要する費用の一部に対して出資等を行うことができる。
H19年改正	①都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限をH24.3.31まで延長 ②独立行政法人都市再生機構が行う都市再生整備計画の作成等に関する業務に係る委託契約を締結する期限をH22.3.31まで延長 ③市町村、都市再生整備推進法人、防災街区整備推進機構等は、市町村都市再生整備協議会を組織することができる。市町村が都市再生整備計画を作成しようとするときは、市町村都市再生整備協議会の意見を聴くもの等とする。 ④市町村長は、都市開発事業を施行する特定非営利活動法人等に対して助成等を行う特定非営利活動法人又は公益法人を都市再生整備推進法人として指定することができる。民間都市開発推進機構は、都市再生整備推進法人に対する助成等を行うことができる。
H21年改正	①金融情勢が急速に悪化している現状に対応し、地域の住民や地元企業等が主体となったまちづくり活動を資金面から支えるため、まちづくり会社等が施行する都市開発事業や公共施設等の整備に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設 ②歩行者デッキや地下通路等を地権者等により適切に整備・管理するための地域のまちづくりルールについて、第三者が新たに土地等を取得して当該地域の地権者等となった場合にも適用することを可能とする歩行者ネットワーク協定制度の創設 ③中心市街地活性化や歴史まちづくりなど、国として特に推進すべき施策に関して、まちづくり交付金の交付率を40%から45%に引き上げ
H23年改正	①特定都市再生緊急整備地域制度の創設 ②都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を、特定都市再生緊急整備地域(特定地域)として政令で定める。 ③整備計画の作成及びその実施等 ・都市再生緊急整備協議会は、整備計画を作成することができ、当該整備計画に都市開発事業等の実施主体として記載された者は、これに従い、事業を実施しなければならない。 ・整備計画に記載された都市開発事業等の実施のために必要な都市施設等に関する都市計画には、施行予定者及び施行予定者である期間を定めることができる。 ・整備計画に記載された下水熱利用のための設備を有する熱供給施設の整備等に関する事業を実施する者は、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道の排水施設から下水を取水し、及び当該排水施設に当該下水を流入させることができる。 ・協議会は、整備計画に一定の許認可等を要する都市開発事業等を記載しようとするときは、許認可等権者の同意を得ることができ、当該整備計画が公表されたときは、当該都市開発事業等の実施主体に対する許認可等があったものとみなす。 ④国土交通大臣は、特定地域内における民間都市再生事業計画の認定について、45日以内において速やかに、処分を行わなければならない。 ⑤特定地域内の都市再生特別地区において位置付けられた建築物等の敷地として併せて利用する都市計画施設である道路の区域の上空等について、建築物等を建築できる。 ⑥都市再生事業等の推進(国土交通大臣の認定に係る都市再生事業及び都市再生整備事業の施行に要する費用の一部について、資金の貸付けによる支援を行う。) ⑦都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度の創設 ⑧道路占用許可基準の特例 道路法の特例として、都市再生整備計画区域内において、都市の再生に貢献する一定の工作物に係る道路占用許可について、無余地性の基準(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合であること)の適用を除外 ⑨都市利便増進協定制度の創設 ⑩都市再生整備推進法人制度の拡充(まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって一定の要件に該当するものを、都市再生整備推進法人の対象として追加) ⑪民間都市再生事業計画の認定の申請期限をH29.3.31まで延長
H24年改正	①都市再生特別措置法の目的において、都市の再生を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することを明示 ②都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成 ③都市再生安全確保計画に係る特例 ④認定等に係る手続の特例 協議会は、都市再生安全確保計画に一定の認定等を要する建築物の建築等に関する事項を記載しようとするときは、認定等権者の同意を得ることができ、当該都市再生安全確保計画が公表されたときは、これらの認定等があったものとみなす。 ⑤容積率の特例 都市再生安全確保計画に記載された事項に係る一定の都市再生安全確保施設の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。 ⑥都市公園の占用の許可の特例 協議会が公園管理者の同意を得て都市公園に設ける一定の都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する事項を記載した都市再生安全確保計画が公表された後、2年以内に当該都市再生安全確保施設の占用の許可の申請があった場合は、当該公園管理者は、その占用の許可をする。 ⑦都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設

都市再生特別措置法等の平成 26 年改正の概要

表 1 都市再生特別措置法等の平成 26 年改正の概要

趣 旨

住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、立地適正化計画に記載された居住に関連する誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和等の所要の措置を講ずる。

背 景

我が国の地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっている。この課題に対応するためには、都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じることにより、市町村によるコンパクトなまちづくりを支援することが必要である。

都市再生特別措置法の改正の概要

(1) 立地適正化計画

- ① 市町村は、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができる。
- ② 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね以下の事項を定める。
 - ・住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
 - ・居住誘導区域及び居住誘導区域に居住を誘導するために市町村が講ずべき施策
 - ・都市機能誘導区域（都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域）及び誘導すべき施設並びに当該施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策 等

(2) 都市機能誘導区域

- ① 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設を整備する民間事業者に対して、民間都市開発推進機構が出資等の支援を行うことができる。
- ② 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設についての容積率及び用途の制限を緩和する特定用途誘導地区を都市計画に定めることができる。
- ③ 都市機能誘導区域外における誘導すべき施設の建築を事前届出・勧告の対象とする。

(3) 居住誘導区域

- ① 居住誘導区域において一定規模以上の住宅整備事業を行おうとする者は、都市計画の提案を行うことができる。
- ② 居住誘導区域外における一定規模以上の住宅等の建築を事前届出・勧告の対象とするとともに、必要に応じて、一定規模以上の住宅等の建築を開発許可の対象とする居住調整地域を都市計画に定めることができる。

建築基準法の改正の概要

特定用途誘導地区内に誘導すべき施設について容積率及び用途の制限を緩和する。

都市計画法の改正の概要

特定用途誘導地区及び居住調整地域は、市町村が都市計画に定める。

立地適正化計画（都市再生特別措置法の平成 26 年改正で創設）

表 2 立地適正化計画

【立地適正化計画】（都市再生特別措置法 81 条）

- 商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができる。
- 立地適正化計画は、一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、都市全域を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版である。
- 立地適正化計画には、区域を記載する他、基本的な方針、その他必要な事項を記載する。
 - 【区域】（必須事項）
 - ・立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければならない、都市計画区域全体とすることが基本となる。
 - ・また、立地適正化計画区域内に、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めると共に、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要。
 - 【基本的な方針】（必須事項）
 - ・計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定することが望ましい。

【立地適正化計画に設定する区域】

都市機能誘導区域（都市再生特別措置法 81 条 2 項 3 号）

- 区域の設定（必須事項）
 - ・都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域
- 誘導施設（必須事項）
 - ・誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するもの）である。

居住誘導区域（都市再生特別措置法 81 条 2 項 2 号）

- 区域設定（必須事項）
 - ・居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

跡地等管理区域（都市再生特別措置法 81 条 8 項）

- 区域の設定（任意事項）
 - ・空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地等において、跡地等の適正な管理を必要とする区域

駐車場配置適正化区域（都市再生特別措置法 81 条 5 項 1 号）

- 区域の設定（任意事項）
 - ・歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域

法令資料⑥

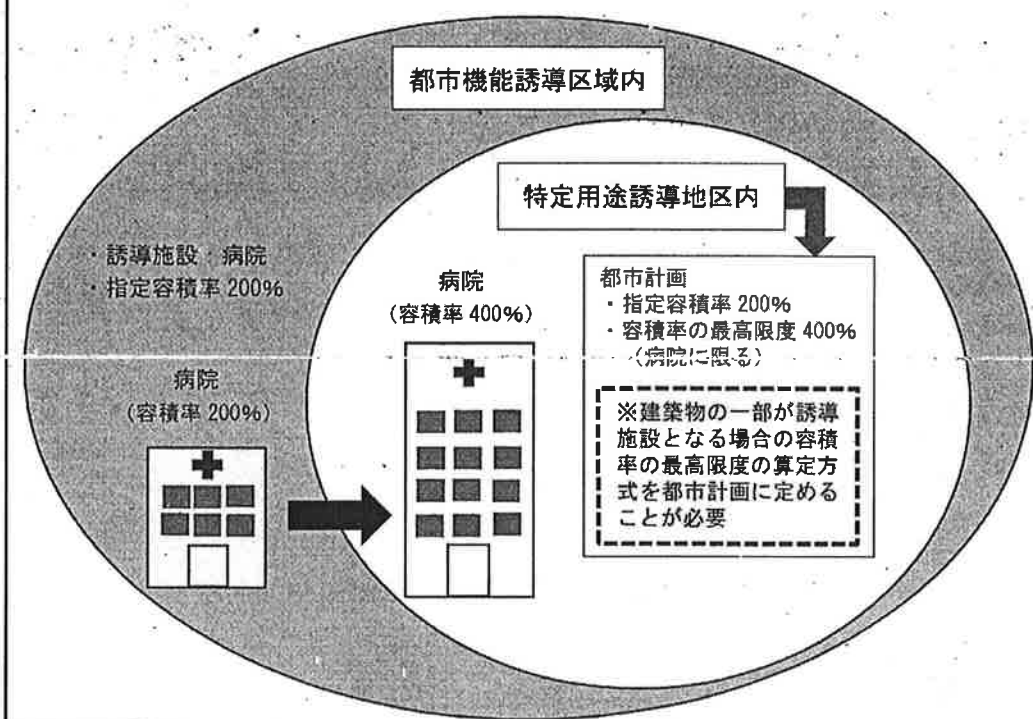
特定用途誘導地区（都市再生特別措置法の平成 26 年改正で創設）

表 3 特定用途誘導地区

- 都市機能誘導区域内において、誘導施設に限定して容積率や用途規制の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従来通りの規制を適用することにより、誘導施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地域地区である。
- 都市機能誘導区域内で、都市計画に、特定用途誘導地区（都市再生特別措置法 109 条）を定めることにより、誘導施設を有する建築物について容積率・用途制限を緩和。
- 例えば、老朽化した医療施設等の建替え、増築や新築の際に本制度を活用することが想定される。

特定用途誘導地区に関する都市計画に定める事項

- ・都市計画法第 8 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項
- ・建築物等の誘導すべき用途
 - 市町村が、国土交通大臣の承認を得て、条例を定めることにより、用途地域による用途制限を緩和
- ・建築物等の全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度
 - 用途地域による指定容積にかかわらず、誘導施設を有する建築物については、この容積率を適用
- ・建築物の高さの最高限度（市街地の環境を確保するために必要な場合のみ）
 - 地区内のすべての建築物について、高さ制限を適用



法令資料⑦

都市再生特別措置法等の平成 28 年改正の概要

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

<予算関連法律>

都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を推進し、都市の再生を図るため、国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、非常用の電気又は熱の供給施設に関する協定制度的創設、特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加等の措置を講ずる。

背景

- ◆ 大都市については、我が国経済の牽引役として、グローバルな経済圏の中心となり、世界からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むため、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上が必要。
…「日本再興戦略」改訂2015(閣議決定)に、都市再生制度見直しを速やかに行うよう位置付け
- ◆ 地方都市については、人口減少、少子高齢化の進展、深刻な財政制約等の条件下で、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進め、更なる地方創生の推進が課題。
- ◆ 高度成長期に大量に建設された住宅団地の老朽化が進んでおり、住宅団地の再生も喫緊の課題。

法案の概要

国際競争力・防災機能強化

【国際ビジネス・生活環境の整備】

- 民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限の延長(→平成34年3月31日まで)
※優良な認定民間都市再生事業には各種金融支援や税制支援を実施
- 金融支援※の対象に国際会議場等の整備費を追加
※民間都市開発推進機構による支援

【大規模災害に対応する環境整備】

- 災害時にエリア内のビルにエネルギーを継続して供給するためのビル所有者とエネルギー供給施設※の所有者による協定制度的創設(承継効付き)



【事業のスピードアップのための支援の強化・重点化】

- 大臣認定処理期間の短縮
(特定地域:45日→1月、緊急地域:3月→2月)
- 道路上空利用の都市再生緊急整備地域への拡充
- 都市再生緊急整備地域指定の見直し制度の明示

住宅団地の再生

【住宅団地の建替えの推進】

- 土地の共有者のみで市街地再開発事業を施行する場合に、各共有者をそれぞれ1人の組合員として扱い、2/3合意での事業推進を可能とする。

コンパクトで賑わいのあるまちづくり

【まちなかへの都市機能の効率的な誘導】

- 地域内に使える既存ストックがある場合にはそれを残しつつ、地域の身の丈にあった規模の市街地整備を可能とする手法の創設
- まちなか誘導施設の整備促進を図る地区の追加など市街地再開発事業の施行要件を見直し



身の丈にあった規模の市街地整備(イメージ)

【官民連携によるまちの賑わい創出】

- 空き地・空き店舗を有効に活用するための市町村・まちづくり団体と土地所有者による協定制度的創設
- 賑わいの創出に寄与する施設(観光案内所、サイクルポート等)を都市公園の占用許可対象に追加



空き地を活用したまちなかの賑わいの創出(イメージ)

都市公園へのサイクルポート設置(イメージ)

◇施行前 老朽化が進行 ◇施行後 再生事業の円滑な推進



都市の国際競争力・防災機能の強化及びコンパクトで賑わいのあるまちづくりを図るための制度の充実化により、都市再生・地方創生を強力に推進

法令資料⑧

都市再生特別措置法等の平成30年改正の概要

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(平成30年4月25日公布)

背景・必要性

人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心に開発意欲をコントロール
⇒人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土地利用がなされない

都市のスポンジ化※ → コンパクト・プラス・ネットワークの推進に重大な支障

※都市のスポンジ化：都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地面積で時間的・空間的にランダムに相当程度の分まで発生する現象
- 空き地(個人所有の宅地等に限定)は約44%増(約681km²→約981km²:大阪府の面積の約半分)(2003→2013年)
- 空き家は約50%増(約212万戸→約318万戸:ほぼ愛知県全域の世帯数)(2003年→2013年)

- ・生活利便性の低下
- ・治安・景観の悪化
- ・地域の魅力(地域バリュー)の低下

⇒ スポンジ化が一層進行する悪循環

要因と対策のコンセプト

- ・地権者の利用動機の不十分
→低未利用地のまま放置
 - ・「小さく」「散在する」低未利用地の
使い勝手の悪さ
- 行政から能動的に働きかけ、コーディネートと集約により土地を利用(所有と利用の分離)
地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間を創出(まずは使う)
官民連携で都市機能をマネジメント

「経済財政運営と改革の基本方針2017」「未来投資戦略2017」「新しい経済政策パッケージ」「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、都市のスポンジ化対策、未利用資産の有効活用等を措置するよう位置付け

法案の概要

都市のスポンジ化対策(都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に)

コーディネート・土地の集約

- 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設
-低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成
※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能

(税)登録免許税・不動産取得税の軽減



- 都市再生推進法人(まちづくり団体等)の業務に、低未利用地の一時保有等を追加
(税)所得税等の軽減

- 土地区画整理事業の集約換地の特例
-低未利用地を柔軟に集約し、まちの顔となるような商業施設、医療施設等の敷地を確保
(予算)都市開発資金貸付け
(都市開発資金の貸付けに関する法律)

- 市町村は、低未利用土地利用等指針を作成し、低未利用地の管理について地権者に勧告が可能に

身の回りの公共空間の創出

- 「立地誘導促進施設協定」制度の創設
-交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設(コモンズ)についての地権者による協定(承継効力)
(税)固定資産税の軽減

※ 周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ



※長野市「バティオ大門」 ※活性化施設(イメージ)

- 「都市計画協賛団体」制度の創設
-都市計画の案の作成、意見の調整等を行う住民団体、商店街組合等を市町村長が指定
(身の回りの都市計画の提案が可能に)

都市機能のマネジメント

- 「都市施設等整備協定」制度の創設
-民間が整備すべき都市計画に定められた施設(アクセス道路等)を確実に整備・維持
- 誘導すべき施設(商業施設、医療施設等)の休廃止届出制度の創設
-市町村長は、商業機能の維持等のため休廃止届出者に助言・勧告

都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

【目標・効果】

低未利用地の利用を促進し、都市内遊休空間を賢く使うことで、民間の担い手による魅力的なまちづくりを実現
(KPI)・低未利用土地権利設定等促進計画の作成:約35件(2019~2023 [2019:3件 / 2023:15件])
・立地誘導促進施設協定の締結:約25件(2019~2023 [2019:3件 / 2023:10件])
⇒立地適正化計画を作成・公表した市町村のうち、今後10年間に、居住誘導区域に占める低未利用地の割合が、現状維持又は低下した市町村の割合:7割以上

法令資料⑨

都市再生特別措置法等の令和2年改正の概要

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題

- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靱化基本計画」「経済財政運営と改革の基本方針2019」「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」(閣議決定)において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法案の概要

安全なまちづくり

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- 開発許可制度の見直し
-災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
-市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制

○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による移転計画制度の創設
-災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成
(予算)防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)
など住宅、病院等の移転に対する支援

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

<災害レッドゾーン>

- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

<災害イエローゾーン>

災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア(浸水ハザードエリア等)

魅力的なまちづくり

【都市再生特別措置法、都市計画法、国土利用計画法】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進
*都市再生整備計画:市町村が作成するまちづくりのための計画



駅前中心の駅前広場
駅前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
(例)公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
(予算)公共空間リノベーションへの交付金等による支援
(税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減

-まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

- まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進
都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化
*都市再生推進法人:NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人(市町村が指定)
(予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
(予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援

居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等

【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
(KPI) 防災指針の作成:約600件(全ての立地適正化計画作成自治体)
(2021年~2025年 [2021年:100件 / 2025年:600件])

- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
(KPI)「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数:2025年度までに100市町村以上

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

【平成30年制定・令和4年改正】
※令和3年民法改正関係は令和5年4月施行

法令資料⑩

平成30年制定、令和4年改正

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

地域福祉増進事業の実施

地域住民等のための事業(事業主体は限定なし)について
都道府県知事が公益性等を確認

公告・縦覧(2月) ※対象事業は法律で限定列挙

都道府県知事が所有者不明土地の使用権設定を裁定

上限10年/一部事業20年

(期間は延長可能・満了後は土地を原状回復)



ポケットパーク(公園) 直売所(購買施設) 再エネ発電設備 など

土地収用法の特例

公共事業について国・都道府県知事が事業認定

※対象事業は法律で限定列挙

都道府県知事が所有者不明土地の収用を裁定

2. 所有者不明土地を適正に管理する仕組み

管理適正化の代執行

管理不全の所有者不明土地について
市町村長が確知所有者に催告・命令



確知所有者がいらない場合、
権限上実施できない場合は
市町村長が代執行



民法の財産管理制度の特例

国・地方公共団体が所有者不明土地について
民法に基づく管理命令等を裁判所に請求

※利害関係にかかわらず請求が可能(特例)

裁判所が所有者・不明土地管理人等を選任
管理人による管理を実施(裁判所の許可があれば売却も可)

対象:所有者不明土地管理制度、管理不全土地管理制度(一定の場合)、
所有者不明建物・管理不全建物管理制度(土地と併せて請求)、
相続財産管理制度、不在者財産管理制度

3. 所有者の探索を合理化する仕組み

所有者探索の範囲を合理化・明確化 固定資産課税台帳などを利用可

4. 所有者不明土地対策の推進体制を強化する仕組み

所有者不明土地対策計画の作成制度
(市町村作成・計画に基づく事業を国が予算補助)

※所有者不明土地発生抑制のための低未利用土地対策も対象

所有者不明土地対策に取り組み法人の指定制度
(市町村長指定・法人に公的信用力を付与)

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律 (令和4年法律第38号)

令和4年4月27日成立
同年5月9日公布
同年11月1日施行
※2.②等は令和5年4月1日施行

背景・必要性

- 人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行。
今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題。
※令和2年土地基本法改正:基本理念として土地の適正な「管理」を明確化
- ◆所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福祉増進事業」について、
・施設化・顕在化する自然災害に対応するための施設としての利用ニーズが高まっている。
・所有者不明土地が適正に管理されていないことにより、周辺地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念されている。
- ◆所有者不明土地対策は地域における関係者が一体となって着実に取り組むことが不可欠である。



住民から市町村に苦情のあった
管理不全土地への対応状況
(令和2年度原簿二次調査結果より作成。102市町村が回答。)

概要

1. 利用の円滑化の促進

- ① 地域福祉増進事業の対象事業の拡充
・現行の広場や公民館等に加え、備蓄倉庫等の災害関連施設や再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業を追加
- ② 地域福祉増進事業の事業期間の延長等
・購買施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合、土地の使用権の上限期間を現行の10年から20年に延長
・事業計画書の縦覧期間を6月から2月に短縮
- ③ 地域福祉増進事業等の対象土地の拡大
・損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されない見込まれる建築物が存する土地であつても、地域福祉増進事業や土地収用法の特例手続(収用委員会の審理手続を省略)の対象として適用



2. 災害等の発生防止に向けた管理の適正化

- ① 催告・命令・代執行制度
・引き続き管理が実施されない見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における災害等の発生を防止するため、市町村長による催告・命令・代執行制度を創設
- ② 管理不全土地管理制度に係る民法の特例
・引き続き管理が実施されない見込まれる所有者不明土地等について、民法上利害関係人に限定されている管理不全土地管理制度の請求権を市町村長に付与
- ③ 管理の適正化のための所有者探索の迅速化
・上記の催告等の準備のため、土地の所有者の探索のために必要な公的情報の利用・提供を可能とする措置を導入



3. 所有者不明土地対策の推進体制の強化

- ① 所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度 ※予算関連
・市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図る施策に関し、所有者不明土地対策協議会の設置が可能
- ② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度
・市町村長は、特定非営利活動法人や一般社団法人等が所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定
・推進法人は、市町村長に対し、計画の作成の提案や管理不全土地管理制度の請求の要請が可能
- ③ 国土交通省職員の派遣の要請
・市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、必要に応じ、国土交通省職員の派遣の要請が可能

【目標・効果】

- ① 地域福祉増進事業における土地の使用権の設定数: 施行後5年間で累計75件(R3.11時点で申請1件)
- ② 所有者不明土地対策計画の作成数: 施行後5年間で累計50件
- ③ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定数: 施行後5年間で累計75団体

法令資料⑫

令和2年6月7日制定、6月14日公布

●空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 居住目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。
(1998年)182万戸→(2018年)349万戸→(2030年見込み)470万戸
- 除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。



法案の概要

○所有者の責務強化

- ・(現行の「適切な管理の努力義務」に加え、)国、自治体の施策に協力する努力義務

1. 活用拡大

①空家等活用促進区域 (例)中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等

- ・市区町村が区域や活用指針等を定め、用途変更や建替え等を促進
⇒安全確保等を前提に接道に係る前面道路の幅員規制を合理化
⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の用途規制等を合理化
- ・市区町村長から所有者に対し、指針に合った活用を要請

②財産管理人による所有者不在の空家の処分(詳細は3. ③後掲)

③支援法人制度

- ・市区町村長がNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定
- ・所有者等への普及啓発、市区町村*から情報提供を受け所有者との相談対応
※事前に所有者同意
- ・市区町村長に財産管理制度の利用を提案

2. 管理の確保

①特定空家*化を未然に防止する管理 ※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家

- ・放置すれば特定空家になるおそれのある空家(管理不全空家)に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長から指導・勧告
- ・勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)を解除



窓が割れた
管理不全空家

②所有者把握の円滑化

- ・市区町村から電力会社等に情報提供を要請

3. 特定空家の除却等

①状態の把握

- ・市区町村長に報告徴収権(勧告等を円滑化)

②代執行の円滑化

- ・命令等の事前手続を経るとまがない緊急時の代執行制度を創設
- ・所有者不明時の代執行、緊急代執行の費用は、確定判決なしで徴収



緊急代執行を要する
崩落しかけた屋根

③財産管理人*による空家の管理・処分(管理不全空家、特定空家等)

- ・市区町村長に選任請求を認め、相続放棄された空家等に対応
※所有者に代わり財産を管理・処分。(注)民法上は利害関係人のみ請求可

【目標・効果】

- ①空家等活用促進区域の指定数: 施行後5年間で100区域
- ②空家等管理活用支援法人の指定数: 施行後5年間で120法人
- ③市区町村の取組により管理や除却等された管理不全空家及び特定空家数: 施行後5年間で15万物件

法令資料⑬

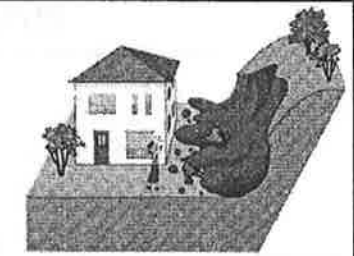
令和2年3月27日制定、3月31日公布

●土地基本法等の一部を改正する法律案

＜日切れ扱い、予算関連法律案＞

背景・必要性

- 人口減少等の進展に伴う土地利用ニーズの低下等を背景に所有者不明土地や管理不全の土地が増加。
- 所有者不明土地等の増加は生活環境の悪化の原因、インフラ整備や防災上の重大な支障となるなど、対応は喫緊の課題。
- 所有者不明土地対策等の観点から、人口減少社会に対応して土地政策を再構築するとともに、土地の所有と境界の情報インフラである地籍調査の円滑・迅速化を一体的に措置することが必要不可欠。



防災上の観点から適正な管理が求められる土地の例(イメージ)

◆「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)(抜粋)
・所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、基本方針等に基づき、新しい法制度の円滑な施行を図るとともに、土地の適切な利用・管理の確保や地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について2020年までに必要な制度改正の実現を目指すなど、期限を区切って対策を推進する。

法案の概要

土地の適正な利用・管理の確保(土地基本法の改正)

- 人口減少社会に対応し、土地の適正な「利用」「管理」の確保の観点から土地政策を再構築: 法全般(「目的」「基本理念」「責務」「基本的施策」)で、周辺に悪影響を与えないように「管理」をすることの重要性等を明確化

1. 土地の適正な利用・管理のための「土地基本方針」

- ・政府が策定する「土地基本方針」(閣議決定)を創設
- ・適正な利用及び管理を確保する観点からの「基本的施策」の今後の方向性を明示
➢ 土地に関する計画制度に「管理」の観点を追加
➢ 低未利用土地、所有者不明土地を含め土地の需要喚起と取引のマッチング、有効利用の誘導、管理不全土地対策の促進等を図る取組を政府一体となって加速

2. 所有者不明土地・管理不全土地の発生抑制・解消

- ・適正な「管理」に関する所有者等、国、地方公共団体等の「責務」を規定
- ・「所有者等の責務」として、登記等権利関係の明確化、境界の明確化に関する規定を追加
➢ 地籍調査の円滑化・迅速化、不動産情報の充実・最新化等を図る取組を加速

地籍調査の円滑化・迅速化(国土調査法等の改正)

- 地籍調査の優先実施地域*での進捗率は約78%(対象地域全体では約52%)であり、以下の措置を講じることで調査をスピードアップ

①新たな国土調査事業十箇年計画の策定

- ・②、③のような効率的な手法の導入等を盛り込んだ新たな十箇年計画(令和2年度～)を策定(※予算関連、日切れ扱い)

②現地調査等の調査手続の見直し

- ・調査のために必要な所有者等への報告徴収権限の付与
- ・所有者探索のために固定資産課税台帳等を利用可能とする措置の導入
- ・所有者不明の場合に筆界案の公告により調査を可能とする制度の創設(省令改正)
- ・地方公共団体が不動産登記法上の筆界特定を申請できる措置の導入

③地域特性に応じた効率的調査手法の導入

- ・都市部: 道路と民地との境界(官民境界)を先行的に調査し、認証を得て公表
- ・山村部: リモートセンシングデータを活用した調査手法の導入のため、現地立会いルールを見直し



▲効率的な調査手法のイメージ

【目標・効果】

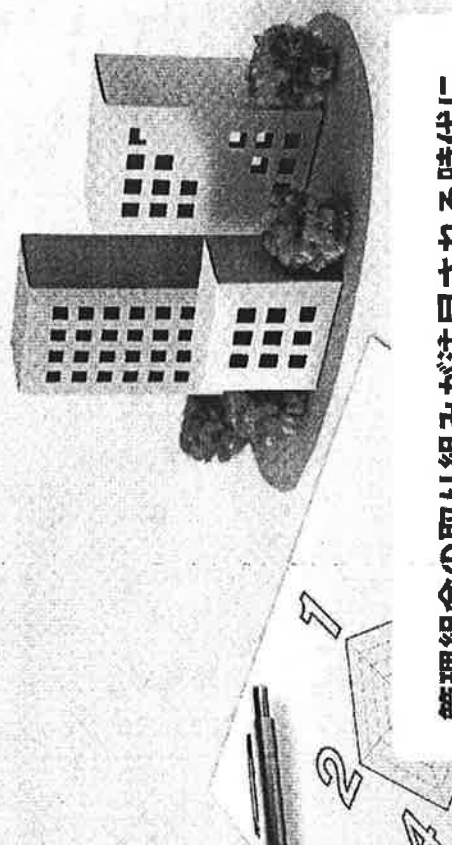
- ・効率的調査手法の導入等により、地籍調査の優先実施地域での進捗率を、現在の約8割から約9割とする。

2022年4月より開始

2022年 1月版

マンション管理 適正評価制度

～マンションの価値は新たなステージへ～



管理組合の取り組みが目される時代に。

2022年4月、マンションの管理状態を評価する「マンション管理適正評価制度」がスタートします。これまで「マンションは管理を買え」と言われてきた、マンションの管理状態について明確な評価基準がありませんでした。そこで、(一社)マンション管理業協会では、不動産関連団体と協力して全国共通の管理に関わる評価基準を創設し、本制度を設けました。マンションの適正な管理が促進され、良質な管理が市場で評価される新しい仕組みです。



一般社団法人マンション管理業協会
condominium management companies association

国の「管理計画認定制度」とは

◎ 国の認定制度と同じ時期に始まりましたが、どのようなものですか？

▲ これまでマンションは私有財産であることから、管理組合の自主的な管理に委ねられてきました。しかし、2020年6月にマンション管理適正化法が改正され、管理の適正化に関する取り組みを計画的に進め、地方公共団体が積極的に関与できる「管理計画認定制度」が創設されました。主な内容は次の3つになります。

「管理計画認定制度」の主な内容

1 地方公共団体による管理計画認定	2 地方公共団体による適正化推進計画の作成	3 管理適正化のための指導
地方公共団体は、マンション管理適正化の推進を図るための施策を含む、マンション管理の適正化の推進を図るための計画を作成することとなります。	地方公共団体は、管理適正化推進計画を作成した地域において、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、管理組合は地方公共団体の認定を受けることができます。	地方公共団体が管理適正化のために必要に応じて助言や指導などを行います。
制度 マンション管理適正評価制度	認定 マンション管理業協会	認定 地方公共団体
審査項目 ・管理計画 ・管理組合の運営 ・管理規約 ・その他	審査項目 ・管理計画 ・管理組合の運営 ・管理規約 ・その他	審査項目 ・管理計画 ・管理組合の運営 ・管理規約 ・その他
認定 〇×	認定 〇×	認定 〇×
有効期間 1年間	有効期間 1年間	有効期間 5年間



適切な「管理計画」を作成し、地方公共団体の認定を受けるとともに、管理水準の維持・向上のために、管理適正評価制度（協会）へ登録して、市場での評価、資産価値向上を目指しましょう。

詳しい情報は国土交通省ホームページを
ご参照ください。
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/>
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house_ifs_000043.html

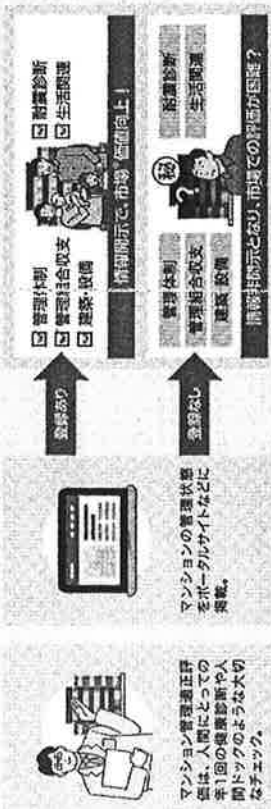
一般社団法人 マンション管理業協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-3 2F
TEL: 03-3500-2721 FAX: 03-3500-2722

2022年4月 マンション管理適正評価制度がはじまります。

現在、分譲マンションは全国に約675.3万戸*あり、近年では毎年約10万戸*の新しいマンションが供給されています。一方、築40年を超えるものが103.3万戸*以上あると、スラム化したマンションの老朽化も問題になっていきます。これからは「マンション管理適正評価制度」を通して定期的に管理状態をチェックし、お住まいのマンションの管理・運営・資産価値の向上を図っていきましょう。

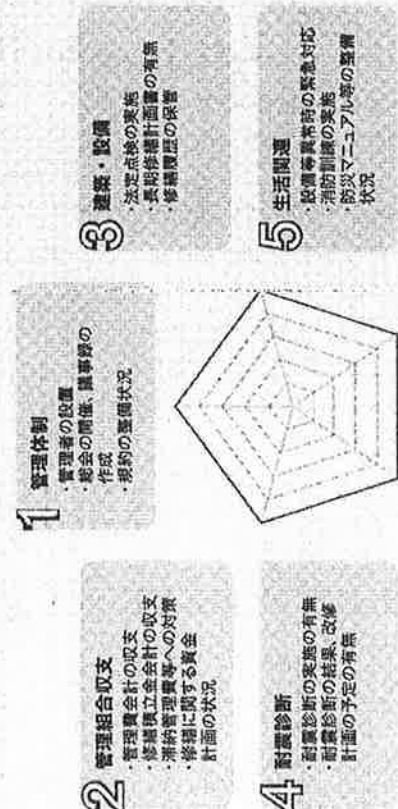
マンション管理適正評価制度とは？

マンションの管理状態や管理組合運営の状況を6段階で評価し、インターネットを通じて情報を公開します。評価は毎年更新されます。



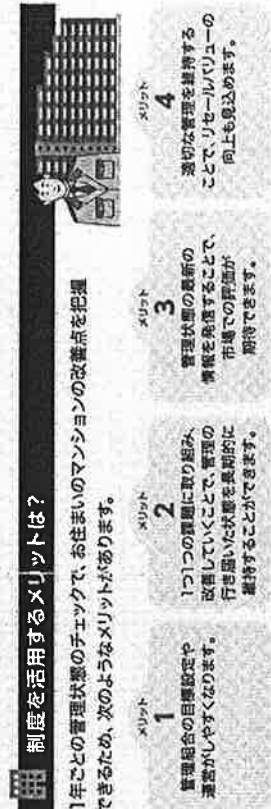
何を評価するの？

マンションの管理状態を5つのカテゴリーに分類し、ソフト面（現在の管理組合運営など）とハード面（建物・設備の維持管理）の両面から、30項目について現状を評価していきます。



5 STARS MANSION

6段階でマンションの管理状態を評価。マンションの管理状態の評価は、各項目の点数を足した合計点により、6段階で表示します。評価の有効期間は1年間。管理評価が市場価値へ反映されることが期待できます。



登録・申請するには？

まずはマンション管理組合からマンション管理会社へ登録申請を行います。マンション管理業協会指定の講習を修了した管理業協会主任者、マンション管理士が管理状態をチェックし、評価結果の登録を行います。その後、マンション管理業協会のサイトに公開されます。



*1:登録(更新)申請には、別途費用がかかります。*2:1年ごとに更新が必要となります。

「マンション管理適正評価制度」の最新情報は
ホームページで最新お知らせしています。
ぜひご覧ください。
<http://www.kamitkyo.or.jp/evaluation/>



新たな国土強靱化基本計画の概要

令和5年7月28日
閣議決定
国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

国土強靱化の基本的考え方(第1章)

○国土強靱化の理念として、4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靱化の取組を推進

4つの基本目標

①人命の保護

②国家・社会の重要な機能が
致命的な障害を
受けず維持される

③国民の財産及び
公共施設に係る
被害の最小化

④迅速な復旧復興

国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

①国土強靱化の理念に関する主要事項

- 「自衛・分散・協同」型社会の促進
- 事前復興の発想の導入促進
- 地震後の洪水等の複合災害への対応
- 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

②分野横断的に対応すべき事項

- 環境との調和
- インフラの強靱化・老朽化対策
- 横断的なリスクコミュニケーション
(災害弱者等への対応)

新規 ③社会情勢の変化に関する事項

- 気候変動の影響
- グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現
- 国際競争力におけるエネルギー・食料等の安定供給
- SDGとの協働
- デジタル技術の活用
- ベネディクト下における大規模自然災害

④近年の災害からの知見

- 災害関連死に関する対策
- コロナ禍における自然災害
対応

国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

国民の生命と財産を守る
防災インフラ
(河川・ダム、砂防・治山、
海岸等)の整備・管理

経済発展の基盤となる
交通・通信・エネルギーなど
ライフラインの強靱化

デジタル等新技術
の活用による
国土強靱化施策の高度化

災害時における
事業継続性確保
を始めとした
官民連携強化

地域における
防災力の一層の強化
(地域力の発揮)

法令資料⑬

脆弱性評価(第2章)

○本計画を策定するに当たって脆弱性評価を実施
○4つの基本目標の達成のために、6つの事前準備を定めるべき目標「及び
その妨げとなる35の「起きている・起るべきでない」課題を特定し、
12の個別施策分野・6の横断的分野も設定

12の個別 施策分野

- 1.行政機能/警察・消防等 2.住宅・都市 3.保健医療・福祉 4.エネルギー 5.金融 6.情報通信
- 7.産業構造 8.交通・物流 9.農林水産 10.国土保全 11.環境 12.土地利用(国土利用)

6の横断的 分野

- A.リスクコミュニケーション B.人材育成 C.官民連携 D.老朽化対策 E.研究開発 F.デジタル活用(新規)

国土強靱化の推進方針(第3章)

○12の個別施策分野及び6の横断的分野の
それぞれについて推進方針を策定

計画の推進と不断の見直し(第4章)

○PDCAサイクルにより、35施策グループの推進
方針、主要施策、重要業績指標等を「年次計画」
として推進本部が取りまとめ、毎年度、施策の
進捗状況把握
○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化
対策」により取組の更なる加速化・深化を図る
○社会経済情勢の変化や施策の推進状況等を
考慮し、おおむね5年ごとに、計画内容の見直し
を行う

法令資料⑭

令和5年6月14日制定、6月16日公布

強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靱化基本法改正 (□=改正部分)

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他
迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に
資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規
模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと
等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせる国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

施策の策定・実施の方針

- ・既存社会資本の有効活用等により、費用の削減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

国土強靱化基本計画の策定

- ※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めること。
- 策定手続
- ◆案の作成(推進本部)
- ◆閣議決定
- 記載事項

改正部分

国土強靱化実施中期計画の策定

- 政府において、以下の内容とする中期計画を定める。
- ① 計画期間
- ② 計画期間内に実施すべき施策の内容・目標
- ③ 施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、②のうちその推進が特に必要となる施策の内容・事業規模

国の他の計画
(国土強靱化基本計画を基本とする)

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

国土強靱化推進本部の設置

※ 国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。
【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣
※ 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

改正部分

- 国土強靱化推進会議の設置
- (附則)施策の実施状況の評価の在り方の検討・必要と認めるときはその結果に基づいて所要の措置

※令和5年6月14日成立、同月16日公布・施行。

災害対策基本法の概要

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1. 防災に関する理念・責務

- 災害対策の基本理念 — 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 — 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 — 自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織—総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、特定・非常・緊急災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画—計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画
- 市町村の居住者等：地区防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策（避難指示等）の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5. 被災者保護対策

- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前作成
- 災害時における、避難所、避難施設に係る基準
- 広域避難、物資輸送の枠組み
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策

6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 ⇒ 政府の方針（対処基本方針）の閣議決定
- 緊急措置（生活必需品の配給等の制限、金銭債権の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急法令の制定、特定非常災害法の自動発動等）

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災担当)

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2) 個別避難計画（※）の作成

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

（任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付け情報を活用）



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日

施行期日：令和3年5月20日

- 最近の施策の進展等を踏まえた修正**
- 多様な主体と連携した被災者支援
 - ・都道府県による災害中間支援組織（※1）の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
 - ・災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化・災害ケースマネジメント（※2）などの被災者支援の仕組みの整備
 - ※1 NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織
 - ※2 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組
 - 国民への情報伝達
 - ・長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達
 - ・通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施
 - ・障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進
 - デジタル技術の活用
 - ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

- 令和4年に発生した災害を踏まえた修正**
- ＜北海道知床で発生した遊覧船事故＞
- 旅客船の総合的な安全・安心対策の強化
- ※海上災害対策法の改正
- ＜トング諸島の火山噴火による潮位変化＞
- 火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達

日本海・千島海溝沿いの巨大地震に係る基本計画の改定を踏まえた修正

○北海道・三陸沖後発地震注意情報（※）の解説・伝達

※日本海・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でM7.0以上の地震が発生した場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報1を発信し、大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして、後発地震への注意を促す取組について、令和4年12月より運用を開始。

盛土による災害の防止に関する検討会 提言概要

1. 危険な盛土箇所に関する対策

【基本的な考え方】

- 盛土の総点検等で確認された「災害危険性の高い盛土」については、安全性を確保するための対策を早期に実施することが必要。
- 対策に当たっては、行為者等による是正措置を基本としつつ、対応が困難な場合は地方公共団体等が危険箇所対策を実施するとともに、国は地方公共団体等に対して支援していくべき。

【具体的な対応策】

(1) 行為者等に対する法令上の措置の徹底

- 不法盛土造成等の行為者・土地所有者等に対し法令等に基づく行政指導や行政処分を躊躇なく行い、厳正に対処すべき。

(2) 危険箇所対策等

- 「災害危険性の高い盛土」が否かを確認する必要がある盛土等については、詳細調査（測量、ボーリング等）を実施すべき。
- また、一時的に崩落等の被害を回避するための応急対策（土嚢の設置等）を実施すべき。
- 「災害危険性の高い盛土」については、対策の緊急性等を踏まえ、地方公共団体等による抜本的な危険箇所対策（土砂の撤去、擁壁、堰堤の設置等）を実施すべき。

(3) 危険箇所対策完了までの間の措置

- 「災害危険性の高い盛土」と特定された盛土は公表し、住民に周知等することが適切。緊急時の迅速な避難につなげることができるよう、緊急通報体制の構築等による情報発信も必要。
- ソフト対策（監視カメラ、定点観測等）による現地状況の監視が必要。

2. 危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的な考え方】

- 崩落により人家等に影響を与えないよう、危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設し、規制を強化していくべき。
- 廃棄物が混じっていない土は、自然由来のものであり、適切に活用し、又は自然に還していくべきもの。廃棄物と同一視して同様の規制の下に置くことは適当ではない（廃棄物混じり土については、廃棄物と土をできるだけ分別の上、廃棄物処理法に従って廃棄物を処理）。
- また、新たな法制度を実効性のあるものとするためには、法の施行体制・能力の強化が必要。特に、不法盛土への対応体制をしっかりと確立すべき。
- さらに、新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要。加えて、廃棄物混じり土の発生を防止するため、建設現場等における土と廃棄物の分別促進・適正処理の徹底を図っていく必要。

【具体的な対応策】

(1) 新たな法制度の創設

- ① 国による基本方針の策定（危険な盛土の対策に関して国土全体にわたる総合的な考え方を示すとともに、対応策を総覧できる基本方針を策定）
- ② スキマのない規制（土地の利用区分に関わらず、人家等に被害を及ぼし得る盛土行為を許可制に）
- ③ 盛土等の安全性の確保（十分な安全基準を設定、施工状況の定期的な報告や施工中・完了時の検査を実施、条例等により安全基準やチェック項目等の上乗せ可）
- ④ 責任の所在の明確化（土地所有者等が盛土を安全な状態に維持する責務を有することを明確化、原因行為者にも安全対策の実施を求めることを可能に）
- ⑤ 厳格な罰則（条例による罰則の上限（懲役2年以下、罰金100万円以下）を上回る水準に強化）

(2) 法施行体制・能力の強化

- ① 不法盛土発見時の現認方法、手続等のガイドラインの整備
 - ② 地方公共団体における関係部局間の連絡会議、人事交流等の実施
 - ③ 許可地一覧の公表、現地掲示と地方公共団体内の通報情報の共有
 - ④ 関連事業者（※）の違反行為に対して各事業法による行政処分の実施
- ※：建設業者、貨物自動車運送事業者、廃棄物処理業者

(3) 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- ① 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等（再生資源利用促進計画（※1）の徹底等）
- ② 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等（指定利用等（※2）の徹底）
- ③ 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組（工事間利用の促進、優良事例の展開）

※1：元請業者が土砂等の搬出先（他の工事現場、残土処理場等）等を記載した計画

※2：工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定することにより、土砂の有効利用や適正処理を促進

(4) 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- ① マニフェスト管理等の強化（電子マニフェストの利用促進等）
- ② 関連事業者の法令遵守体制の強化（建設現場パトロールの強化等）
- ③ 廃棄物混じり盛土等への対応体制の確立（通報情報の共有等）

(5) その他の対応

- ① 盛土等の土壌汚染に係る対応（早期の状況把握等）
- ② 太陽光発電に係る対応（技術基準の遵守の徹底等）

● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)

背景・必要性 【公布:R4.5.27 / 施行:公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日】

盛土をめぐる現状

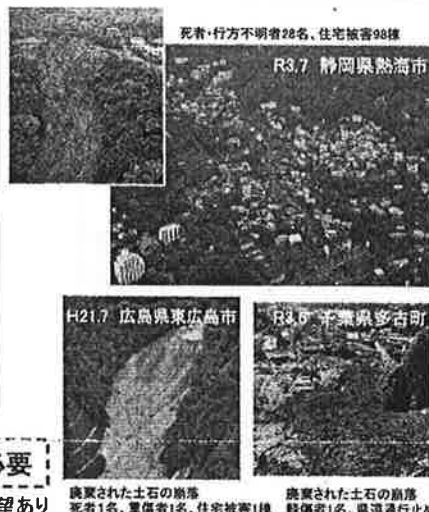
- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ 甚大な人的・物的被害(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等により点検(令和4年3月)

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり



法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」
※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

1. スキマのない規制

- 規制区域 ◆ 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
⇒ ・市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象 ◆ 規制区域内で行われる盛土等を 都道府県知事等の許可の対象に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準 ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- 中間検査完了検査 ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任 ◆ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 監督処分 ◆ 災害防止のため必要ときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則 ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止
(KPI) ○規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

空き家の管理不全は正

改正法案提出へ 税優遇を解除

人口減を背景に増える空き家への対策を強化するため、国土交通省は「空家対策特別措置法」を改正する方針を固めた。政府関係者への取材でわかった。管理が不十分な物件を新たに「管理不全空き家」と規定。改善の行政指導に従わなければ、ペナルティとして、住宅としての固定資産税の優遇措置を解除し、適正管理や有効活用を促す。23日召集の通常国会への改正法案の提出を目指す。

国交省が新規定

住宅が立つ土地には、固定資産税が6分の1に減額されるなどの優遇措置がある。これが老朽空き家を解体して更地にせず、放置する一因とされる。そのため、2015年に

● 空家対策特別措置法の改正案のポイント

特定空き家(既存)

- ・倒壊や屋根の落下などの恐れ
- ・ごみの不法投棄など衛生上の問題
- ・景観を損なう など
- ・修繕や取り壊しの指導・勧告
- ・税の優遇措置を解除
- ・行政代執行で解体も可能

分類 管理不全空き家(新設)

- ・今後、指針で定める(敷地に雑草が繁茂している、窓が割れているなどを想定)
- ・適正な管理を指導・勧告
- ・税の優遇措置を解除

や、行政代執行で解体することを目指す。しかし、全国には別荘や賃貸用などを除く、居住目的のない空き家が約350万戸(2018年)あるとされる一方、これまで市区町村が特定空き家として把握したのは4万戸にとどま

め、新たに「管理不全空き家」を規定する。窓が割れていたり、雑草が繁茂したりしているものを想定しており、特定空き家同様、行政が指導・勧告し、税の優遇措置を解除できるようにする。管理不全空き家の基準は今後、指針で定める。

合わせて、所有者が空き家の活用、管理方法を相談しやすい環境を整えるため、市区町村がNPO法人などを空き家の活用の「支援法人」に指定し、助言する制度も設ける。

国交省によると、空き家は、この20年間で1・9倍に増加し、30年には470万戸となると推計される。国交省は改正法の活用により、その数を400万戸程度に抑えることを目標としている。

法令資料②⑥

令和4年6月16日制定、6月23日公布

重要土地等調査法の概要

(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律)

目的／基本方針の閣議決定等

- 目的(第1条) : 重要施設(防衛関係施設等)及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止
- 基本方針(第4条) : ①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項(経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。)
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項(勧告及び命令に係る行為の具体的内容に関する事項を含む。)
- 留意事項(第3条) : この法律に基づく措置は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。

対象区域及び調査・規制の枠組み

注視区域(第5条)

- 重要施設の周辺 : 防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設※1の周辺※2の区域について、告示で個別指定。
※1 生活関連施設 : 原子力関係施設と空港(自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設)から選定。
※2 施設の敷地周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。
- 国境離島等 : 国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

特別注視区域(第12条)

- 特定重要施設 : 機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものの周辺の区域について、告示で個別指定。
例) 司令部機能、警戒監視・情報機能を有する防衛関係施設等
- 特定国境離島等 : 機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるものの区域について、告示で個別指定。
例) 無人の国境離島

調査(第6条)
(注視・特別注視区域共通)

- 対象 : 土地及び建物の所有者、賃借人等
- 事項 : 所有者等 : 氏名、住所、国籍等(第7条)
利用状況
- 手法 : 現地・現況調査
不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集
所有者等からの報告徴収(第8条)(刑事罰あり)
※上記の公簿収集を行った結果、なお必要があると認めるとき

調査結果を踏まえた規制

事前届出(第13条)
(特別注視区域のみ)

- 対象 : 土地等の所有権移転等(売り手・買い手/刑事罰あり)
※200㎡以上の取引に限定。
- 届出事項 : 氏名、住所、国籍等
利用目的、所在、面積等

利用規制
(注視・特別注視区域共通)

- 他法令に基づく措置(第21条)
- 機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令(第9条)(刑事罰あり)
- 国による損失の補償(第10条)
- 国への買入れの申出(第11条)

国による買取り
(注視・特別注視区域共通)

- 国による土地等の買取り(第23条)
※国の努力義務

その他

- 「土地等利用状況審議会」の設置(第14～20条)
: 生活関連施設に係る政令の制定・改廃、区域の指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。
- 施行日(附則第1条) : 基本方針、審議会等 ⇒ 令和4年6月1日
区域の指定、調査、利用規制、事前届出等 ⇒ 令和4年9月20日
- 見直し(附則第2条) : 法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。

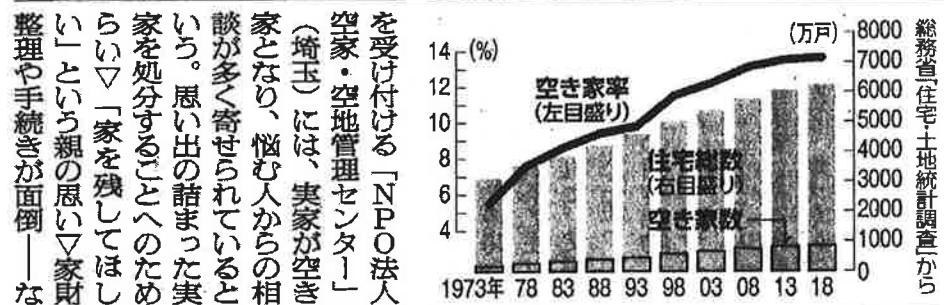
空き家増加立ち往生

長期無人349万戸 売れず相続されず

全国で空き家が増えている。国の調査では、賃貸用などをのぞいて人が長い間住んでいない家は349万戸あり、人口減の時代を迎え、今後はさらに増える見込まれる。売りにくても売れず、管理の費用や手間がかさむといった悩みも。相続放棄などで放置され続けると、周辺環境の悪化や倒壊などにつながることもあるため、国も対策に乗り出す。(片岡貴也)

▼2面＝実家の終活300万円

5年ごとの総務省の住宅・土地統計調査(2018年)によると、空き家は全国に849万戸あり、住宅の総数に占める割合は13.6%。野村総合研究所の予測では、空き家の取り壊しが進まない場合、38年にはさらに31.5%に上昇する。特に、持ち家率が高い団塊世代が75歳以上の後期高齢者になる25年以降、急増する恐れがある。別荘や賃貸用の住宅などをのぞき、人が長い間住んでいない空き家は349万戸(5.6%)で、高知、鹿児島、和歌山、鳥根など6県で総数の10%を超えている。木造一戸建てが240万戸で、「腐朽や破損あり」も約101万戸ある。国は管理状態が悪い空き家の修繕や建て替えを促すため、固定資産税の優遇措置を見直し、税負担を増やす検討を始めた。早ければ来年度中に始めたい考えだ。



を受け付ける「NPO法人空家・空地管理センター」(埼玉)には、実家が空き家となり、悩む人からの相談が多く寄せられているという。思い出の詰まった実家を処分することへのためらい▽「家を残してほし」という親の思い▽家財整理や手続きが面倒――など、様々な問題が背景にある。共有名義の場合、所有者の意見が合わず、売れないことも少なくないという。

相続放棄され、誰も管理しなくなってしまうこともある。司法統計などによると、21年の相続放棄の件数は約25万件。10年前の1.5倍と、亡くなる人の増え方を上回る勢いだ。地方の地価低迷や、住む予定がない、親族ではあっても関係が疎遠、といったことが背景にあるとみられる。15年には空き家対策特別措置法が施行され、空き家が危険な状態にある場合は、自治体が略式代執行で取り壊すこともできるようになった。相続放棄された物件については、自治体が民法の「相続財産管理人」と話す。

「平和安全法制」の構成

整備法

(一部改正を要したもの)

平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

1. 自衛隊法
2. 国際平和協力法 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
3. 周辺事態安全確保法 → 重要影響事態安全確保法に変更 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
4. 船舶検査活動法 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律
5. 事態対処法 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び国民の安全の確保に関する法律
6. 米軍行動関連措置法 → 米軍等行動関連措置法に変更 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
7. 特定公共施設利用法 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
8. 海上輸送規制法 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
9. 捕虜取扱い法 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律
10. 国家安全保障会議設置法

新規制定(1本)

国際平和支援法：国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

※左記の他、技術的な改正を行う法律が10本(附則による処理12ページ参照)

2

「平和安全法制」主要事項の一覧

平和安全法制整備法

1. 自衛隊法の改正
 - ・在外邦人等の保護措置
 - ・米軍等の部隊の武器等の防護
 - ・平時における米軍に対する物品役務の提供の拡大
 - ・国外犯処罰規定
2. 重要影響事態安全確保法(周辺事態安全確保法の改正)
 - ・我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態における米軍等への支援を実施すること等、改正の趣旨を明確にするための目的規定の見直し
 - ・日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍以外の外国軍隊等に対する支援活動を追加
 - ・支援メニューの拡大
3. 船舶検査活動法の改正
 - ・周辺事態安全確保法の見直しに伴う改正
 - ・国際平和支援法に対応し、国際社会の平和と安全に必要な場合の船舶検査活動の実施
4. 国際平和協力法の改正
 - ・国連PKO等において実施できる業務の拡大(いわゆる安全確保、駆け付け警護)、業務に必要な武器使用権限の見直し
 - ・国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保等の活動の実施

5. 事態対処法制の改正

- ・存立危機事態の名称、定義、手続等の整備(事態対処法)
 - ・存立危機事態に対処する自衛隊の任務としての位置付け、行動、権限等(自衛隊法)
 - ・武力攻撃事態等に対処する米軍に加えて、武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊存立危機事態における米軍その他の外国軍隊に対する支援活動を追加(米軍等行動関連措置法)
 - ・武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊の行動を特定公共施設等の利用調整対象に追加(特定公共施設利用法)
 - ・存立危機事態における海上輸送規制の実施(海上輸送規制法)
 - ・存立危機事態における捕虜取扱い法の適用(捕虜取扱い法)
6. 国家安全保障会議設置法の改正
 - ・法改正等を踏まえた審議事項の整理

国際平和支援法：国際社会の平和及び安全の確保のために共同して対処する諸外国軍隊に対する支援活動の実施

3

KEYWORD 1

新線・新駅開業

大阪市内を中心にインフラ整備が進行中だ。「なかでも注目は2023年春に開業予定の『うめきた(大阪)地下駅』です。周辺では、うめきた2期地区の開発が進行中で、完成すれば今まで以上にうめきたエリアへアクセスしやすい街が人気を集めるでしょう。また、2031年春開業を目指して難波駅(JR)及び新今宮駅(南海)～「うめきた」新駅を結ぶ「なにわ筋線」の計画も進行中。中之島や西本町を経由して大阪の南北をつなぐことで一段と利便性が高まりそうだ。加えて、大阪メトロ中央線が夢洲まで延伸予定のほか、北大阪急行の延伸にも期待が高まる。「新線・新駅開業により、沿線やその周辺エリアで開発が進みます。高機のように開発によってにぎわいが増して価値が高まった街も数多く、程度の差こそあれ同様の効果が期待できるでしょう」

「うめきた(大阪)地下駅」など
新線・新駅の開業で利便性がアップ

● 2022年以降開業の新線・新駅マップ



KEYWORD 2

大規模再開発

都心部を中心に大規模開発が多数
『商・住一体』がトレンド

画像提供/うめきた2期地区開発事業者



画像提供/東京建物



画像提供/JR西宮駅南西地区市街地再開発組合



画像提供/大阪府



画像提供/豊井通5丁目再開発株式会社

2024年度に先行まちびらき予定のうめきた2期地区に加え、淀屋橋周辺でも大規模開発が検討されている。大阪市内を中心に注目のプロジェクトが目白押しだ。加えて、神戸市では「都心・三宮再整備」をテーマに掲げ、大規模なリニューアル

が行われる予定。なかでも三宮駅周辺では新駅ビルが2029年度に開業予定のほか、西日本最大級のバスターミナルが入る高層ツインタワーの建設計画もあり、期待が高まっている。「現在の再開発のトレンドは商業施設や医療施設など多様な

機能を備えた複合開発です。テレワークの機会が増えたことにより、自宅周辺で幅広い生活ニーズに対応できる街の評価が高まっています。箕面船場阪大前で行われている開発などはその代表例といえるでしょう」

※いずれも現時点でのバースであり、今後変更となる可能性があります。

マンション高騰
近畿圏止まらず

新築 2年連続で最高値

「うめきた2期」1戸7億円も

新築マンションの販売価格の上昇が近畿圏でも止まらない。不動産経済研究所(東京・新宿)によると、2022年の新築物件の1平方メートル当たりの単価は77万円と2年連続で最高値を更新し、前年比の伸び率は首都圏を上回った。顧客離れを防ぐため、割安な定期借地権付きマンションに力を入れるなどの動きも広がってきた。

23年内にも売り出される「うめきた2期」の分譲マンション価格が、近畿圏で過去最高水準になると注目されている。大阪最後の「一等地」と呼ばれる大阪駅北側の再開発エリアで、11年発売のうめきた1期のマンションは1戸当たり価格が最高で4億1500万円に上った。市内の1坪あたりの平均単価は当時から7割増え、うめきた2期では1戸当たり7億円程度になるとの見方もある。

「うめきた2期」は住宅ではなく(投資用の)美術品に近づくという見方もある。不動産経済研究所によると、近畿圏では22年までの5年間で1平方メートル単価が23%増え、首都圏の伸び率は11%増を上回った。エリア別では大阪市が26%、京都市が36%増えた。首都圏より割安だった分伸びが目立つ。大阪市内の契約率は22年で77.5%と好不調の分かれ目となる70%を上

「都心の物件は富裕層や高所得の共働き世帯以外の手が届かず、不動産経済研究所の笹原憲恵・大阪事務所長は「広い物件を求めているファミリー層などは郊外に目を向けている」と話す。同研究所は、近畿圏の22年の発売物件数が1万7858戸と当初予測を下回り、23年も微増にとどまるという見方を示す。笹原氏は「価格を抑えるために仕入れ準備を見直すなど、発売時期を後ろにずらす物件が出てくる」と指摘する。

不動産各社には割安な住まいを用意し、一般的に所得層の取り込みを狙う動きも出ている。関電

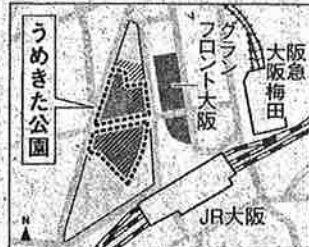
うめきた公園 来年9月開業

2023.9.28 サンケイ

JR大阪駅北側 先行まちびらき



報道陣に公開された「うめきた公園」の建設地—25日、大阪市北区（甘利慈撮影）



令和6年9月先行まちびらき範囲

約4・5分のうめきた公園は、大規模ターミナル駅直結の公園として世界最大級。大阪駅から地下を通って直接入れる人退場口が設置されるほか、大阪駅の西口広場から空中デッキが設置され公園と結ばれる。「日本の里山をイメージ」（担当者）し、1000本以上の桜を含む約800本の樹木が植えられる計画。

JR大阪駅北側の再開発地域「うめきた2期」（グラングリーン大阪、大阪市北区）の開発を手掛ける三菱地所やオリックス不動産、阪急電鉄などの企業連合は25日、先行まちびらきが来年9月になると発表した。大阪駅と空中デッキなどで直結する中心部の大型都市公園の名称は「うめきた公園」とする。公園には約800本の樹木が植えられる計画で、大阪の新たな玄関口として期待が高まっている。

(黒川信雄)

空中デッキで駅直結／ホテル・商業施設も

大阪駅北側の再開発地域「うめきた2期」（グラングリーン大阪、大阪市北区）の開発を手掛ける三菱地所やオリックス不動産、阪急電鉄などの企業連合は25日、先行まちびらきが来年9月になると発表した。大阪駅と空中デッキなどで直結する中心部の大型都市公園の名称は「うめきた公園」とする。公園には約800本の樹木が植えられる計画で、大阪の新たな玄関口として期待が高まっている。

うめきた2期の開発への期待から、周辺地域では地価上昇が鮮明になっており、19日に発表された都道府県地価（基準地価）調査では、隣接する大阪市福島区の地点が大阪圏の商業地で上昇率がトップとなった。

日本総合研究所の藤山光雄・関西経済研究センター副所長は「大阪の都心部は公園や緑が少なく、平成25年に開業したうめきた1期も商業施設やオフィスが中心だった。その意味で都市公園を中心としたうめきた2期は、従来とは違つた流れを生み出すことが期待される」と指摘する。

大阪駅のすぐ近くで大型イベントを実施することも可能になり、「イベントでの情報発信を通じて、令和7年の大阪・関西万博に向けた機運醸成にもプラスになるのではないかと」感じている。

大阪駅前開発が加速

JR大阪駅の周辺開発が加速している。駅北側の再開発区域「うめきた2期（グラングリーン大阪）」主要施設の開発計画や、駅南側の複合商業施設「サウスゲートビルディング」の大規模改装計画が8日相次いで発表された。集客力向上に期待が高まる。

うめきた2期南館55店入居

3月開業発表

3月21日に開業すると発表した。

グラングリーン大阪の開発事業者（三菱地所など）は、商業施設やホテル、オフィスが入る南館を来年3月21日に開業する南館のイメージ（グラングリーン大阪開発事業者提供）

大規模フードホールは、世界の主要都市で発行されているガイド本「タイムアウト」の編集者が監修し、北米などで展開している。グラングリーン大阪では、大阪ならではの食文化を体験できる計19のレストランとバーが入るといふ。

他にすしや中華など方ウインター席がメインの高級店を集積させた飲食ゾーン、プールやフィットネスジムを備えた温浴施設、衣料・雑貨店などもオープンする予定だ。

商業施設以外では、開業する。ルクア大阪との買い回りや相乗効果が期待できるショッピングセンターを開発するとしている。



大阪駅前周辺の主な施設

サウスゲートビル大改装

来年秋から

JR西日本子会社で駅ビル事業を手がけるJR西日本ステーションシティと大丸松坂屋百貨店などは、サウスゲートビルディングを2025年秋から大規模改装すると発表した。

大丸梅田店が入居する地下2階と地上15階の部分を改装する。10・15階は、駅北側の「サウスゲートビルディング」で商業施設「ルクア大阪」を手がけるJR西日本SC開発が運営する。ルクア大阪との買い回りや相乗効果が期待できるショッピングセンターを開発するとしている。

阪（482室）や、国際会議などの活用を想定したMICE施設も稼働する。

米ヒルトンが展開する高級ホテル「ウォールドーフ・アストリア大阪」（252室）は、来年4月以降に開業する見通し。

大阪駅周辺では、昨秋以降、複合ビルの「JFタワー大阪」や「インゲート大阪」が相次いで開業した。グラングリーン大阪は今年9月6日に商業施設やホテルが入る北館や、都市公園の一部が先行開業した。全体開業は2027年度を見込む。

阪急阪神HDが再開発を検討する大阪梅田駅(中央)周辺。手前は阪急ターミナルビル(6日午前、大阪市北区で、本社ヘリから)一東直設撮影

[illegible][illegible]

田代駅発展の軌跡と懐かしい当時の
 写真
 田代駅は、明治10年（1877）に開設された。当時は、田代は、交通の要衝であり、商賈の集まる所であった。この写真には、田代駅の駅舎と、その周囲の風景が写っている。

「梅田駅」発展の軌跡と懐かしさ当時の電車

川が荒れ、田に被害甚多
三善町に於て
三善町に於て
三善町に於て

[illegible]

○**大正9年**
大正7年に在籍を「阪神急行電鉄
9年に神戸線が開通」
当路線と合わせ4線ホームに改
装された⑤の260mに

○**昭和9年**
阪神東海道線の電圧化によりな
る急坂、神戸線をそれぞれ1線
アーの大量転で覆った③

○**昭和42年**
34年に京葉線が加わり、民鉄初の
3線化。41年から旅客工費削減。
現在迄の辛味線ホームの場所には平
たなホームが完成した

○**昭和46年**
11月23日に拡張第4期工事（京葉
線ホームAの増設）竣工。9線10
面ホームが完成して「ミナトビル」
建設された

① 国鉄総局
国鉄線
大塚中央駅
相模分室
飯島駅
梅田駅

② 大塚中央駅・相模分室
飯島駅
梅田駅

③ 飯島駅
梅田駅

④ 飯島駅
梅田駅

⑤ 飯島駅
梅田駅

つていた。その定章案の「三」や「四」の字を變じ「増田」でまじするのを防止するなどの狙いがおつたといふ。

——日親が通むて仕事に就いたといふやうなことである。

松本さん「へ、へ、へ、さういふことは變じないで」

松本さん「「三」の字を變じ

田舎に大田舎屋といふのは
 田に4町。圃田中央に3町
 あり。米路田口に4町あり
 左の田舎は数々あり。
 近き田舎に京、區館のふ
 けと田舎あり。圃田(井
 原)とや「井原」(井原
 郷)とや「圃田」(井原
 郷)とや「田」(井原郷)
 といふ。圃田といふは
 田舎に大田舎といふは

பி.மே.பெ. 19.

梅田家の元旦計画の中で「地下に広がる古跡」とあるのは、昭和44年11月30日付の「アサヒ」の「阪急三番街さん」。

広義田原良の西暦一轉さん(45)に「三番街の歌知ってる?」と尋ねると、「*have a nice day*」と歌い出した。連日「まよよ。」「へこんにはお。こんにはお。これは阪急三番街～」と歌うと不思議そうに首を傾げた。

44年は筆者、まだ18歳。河津に遊びに来て梅田に初めて。水の都・大阪にちなんだ世界で初めての「川が流れる街」は不思議な空間だった。「トビ」の広場」では、

「面白い事か？なうから」と言われ、なせか後ろ向きになつてお金を投げ入れた。

なせ、三鞭街！になつたか！一には野田あり、ニユーヨークの有名な「五番街」を兼ねた説。神戸、東京、京都の3線が集結する「南田町」だから「三」とつけた説。そして所生地が「小笠原」3番地！とつたから説。あんなにはどの説も合理的きか？なうから

川が流れる田に阪急三鞭街をくぐりぬける

[illegible]

3 施設建て替え検討

阪急阪神HD

南側のターミナルビル（地上17階、地下4階）も70年前後の開業で、いずれも老朽化が目立っていた。

動する」とした上で、「ホテルを建て替える」ということは、ホテルに連なるターミナルビルと三番街も(建て替える)対象になる」と話した。再開策については、阪急阪神HDが今春に発表する長期的な経営計画に盛り込む見通しだ。今後、建て替えの順番や着工時期の誘致も念頭に、新たなビルの利用方法を詰める。

するとみられる30年以降も、翌年春に関西空落とうめきたる2期の地下としてきる新駅を結ぶ新線「なにか新線」が訪予定た。關空からの開通外人客が梅田を經由し、京都や神戸方面へ向かう都市型觀光の拠点としての機能も期待される。

関西では、万博のほかに

梅田の存在感示せるか

阪急阪神ホールディングス（ＨＤ）が、阪急電鉄・大塚梅田駅周辺の大规模再開発を検討するのは、「キタ」の中核となる街の機能強化を図るためだ。

梅田エリアは、JR西日本や阪神電気鉄道、大阪メトロなど、が乗り入れる西日本最大の交通ハブ(結節点)で、日本有数の乗降客数を誇る。25年には大阪・関西万博が開かれ、国内外から多くの訪問客が見込まれる。

阪急・梅田エリアが開業

中核とした統合型リゾート（ＩＲ）の誘致を進めている。新型コロナウイルス感染の収束後に増大が見込まれる訪日客の受け皿として、うめきた２期や阪急・梅田エリアの再開発を一体で進め、「大梅田」の存在感を示したい。

（経済部・杉山正樹）

阪急阪神ホールディングス（HD）が、阪急電鉄・大阪梅田駅（大阪市北区）周辺の大规模再開発を計画していることが分かった。開館が決まっている「大阪新阪急ホテル」に加え、商業施設「阪急三番街」やオフィスビル「阪急タミナビル」の建て替えを検討する。開業は、2030年以降とみられ、半世紀ぶりの大規模開発となる。将来的に西側のJR大阪駅周辺の施設と空中デッキで結ぶ構想で、ビジネスや観光拠点としての大阪・キタの機能が高まりそうなど。

JR大阪駅周辺では、もう
めきた2期」など大規模な
再開発が進む一方、阪急阪
神HDが多くの施設を保有
する大阪梅田駅周辺には老
体の機能は維持し、鉄道の
運行に影響はない。
24年度末に閉鎖する阪西
側の新阪急ホテル（地上10
階、地下2階）は1964

阪急阪神HJは現在、阪神百貨店梅田本店と新阪急ビルの建て替えを進めている。今春の全面開業を予定しており、今後は駅周辺の再開発に軸足を移す。駅白と西日本最大級のビュッフェレストランなどを備える。飲食や衣料品など計約260店舗が入居する三番街(地上4階、地下4階)やオフィスなどが入る駅

一方で課題もある。JR大阪駅周辺では24年秋に西側に新たな駅ビルが完成。阪急阪神HCCが再開業を検討するエリア

Age Group	Percentage of Total Population
0-14	~35%
15-24	~15%
25-34	~20%
35-44	~22%
45-54	~25%
55-64	~28%
65+	~30%

難波駅周辺 御堂筋 中之島公園

大阪市内の歩行者空間の活用の取り組み



御堂筋

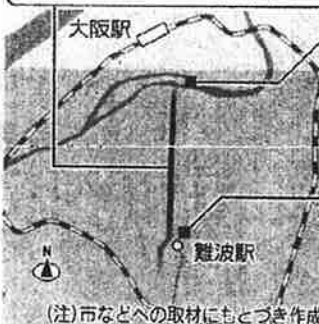
25年までに側道を歩道化、37年までに全車線を歩道化

一部の工事完了区間で、レンタサイクル設置などの社会実験



中之島公園

21年4月に国内を横切る道路の歩道化が完了
テラス設置などのイベントを21年11月に実施



(注)市などへの取材にもとづき作成



難波駅周辺

25年までに道路・ロータリ
を歩道化
21年11~12月に社会実験。
22年度中に本格工事開始

回遊性高め にぎわい創出

その後、インバウンドの高まりを背景に「おもてなしの玄関口」としてミナミの整備を進めたい。大阪市と方向性が一致。官民連携が進んで16年、1度目の実証実験が実現した。さらに25年万博開催までの完成を目指し準備が進んでいる状況だ。今回の実験の検証結果は21年

人の流れを商店街や路地に拡散させたい」と狙いを語る。国土交通省が18年に公表した全国68都市のデータに基づく調査によると、都市の歩行者量が増えるほど床面積当たりの売上高が上がるという。

大阪の中心
広がる歩道

多くの観光客が見込まれる2025年の万国博覧会（大阪・関西万博）の開催を控え、大阪で歩行者空間を広げる街づくりが進んでいる。21年秋には繁華街・ミナミのターミナル駅を舞台に大規模な社会実験が実施され、交通への影響や空間の回遊性が検証された。自動車の交通量減やコロナ禍を背景に歩行者空間への注目は高まっており、新たなにぎわいの創出が模索されている。

「休めるのはいいね。きょうはごのお店に行きつか」。21年11月下旬のお昼時、南海電気鉄道の難波駅前。週に2回、難波を訪れて食事や買い物を楽しむという大阪市在住の益田時良さん(73)はイスに腰掛けながら飲食店街のパンプ

難波駅周辺では11月23日からの10日間、大阪まで地元企業などによつて、駅前の車道やタクシープールを歩行者専用の歩空間にする大規模な社会実験が行われた。

■「街が広く感じる」と、駅北側から東側にゆくと、駅北側から東側にかけて広がる商店街を分断するよつに車道が横切っている。実験では歩行者が自由に歩き来でるよつになり、「移動がしやすく、街が広くなった気がする」と益田さんは感じたという。

バス停やタクシープール

ルがある場所にはイスや
机が並べられ、巨大な
場ができた。付近で勤
する30代の女性社会員は
昼休みを利用して、同僚
持ち寄ったプリンを広
でばおぼった。「工事
している時から気になっ
ていた。空の下で過こせ
ていた。気持ちいいですね」と嬉
足げた。

舞波の駅前を歩道化す
る試みは10年以上前に遡
る。

08年、地元の商店会な
どが中心となって街づく
りの協議会が立ち上げら
れた。当時から関わるな
んさんを通り商店会の木村
次郎会長は、「駅周辺の

度内にも公表される。

今次の課題は、広場の活用方法だ。歩行者空間への工事完了後、広場の維持費は地元関係者らでつくる民間団体が担う見通し。キッチンカーの出店による賃料収入やイベントの開催など、現在検討しているが、今回の実験では新型コロナウイルスの影響で当初の予定がずれ込んだこともあり実施が見送られ、不透明さが残った。

■文通事業者の理解課題 自動車の利用者や交通事業者への理解の浸透も欠かさない。市内のタクシー運転手(59)は「駅前で客を降ろせなくなっただけに、周辺は荷下ろしのトラックなどで車線が埋まって渋滞状態。迷惑だ」と苦言を呈す。市は、今後事業者と協議を続け、合意を得た上で

整備を進めた」として
いる。

自動車の交通量減やコ
ロナ禍で密を避ける需要
が高まったことを背景
に、全国でも歩行者空間
の活用が進む。

国は20年11月、道路の
車線数を減らして歩行者
に開放し、公費で選ばれ
た事業者が、そこで最長20
年間使用できるようにす
る「歩行者利便増進道路
（ほこみち）」制度を創
設した。21年12月時点で
全国49カ所がほこみちに
指定されている。

大阪市の中心部を南北
に結ぶ幅44メートルのメインス
トリート、御堂筋は同制
度で最初に指定された場
所の一つだ。大阪市は37
年までに御堂筋を完全
に歩道化する計画を掲げて
おり、まずは25年までに
側道を歩道化する。す
でに側道の歩道化が完了し

た区間では、地方企業らとレンタサイクルやカプエを設置する社会実験がこれまでに3度行われてる。

同市北区の中・高公園では21年4月、これまで公園内を横切っていた道路を通行止めにして周辺の歩行者空間と一体化する工事が完了した。周辺には美術館といった文化施設が並び、誘客につなげようと市は11月、Wi-Fi（無線LAN）を併設したテラスを設置するイベントを実施した。

市などは今後、いずれの場所でも実験やイベントの検証を踏まえて歩行者空間をどのように活用するか検討していく。市担当者「沿道の事業者との協業や、歩行者や自転車の安全性を検証しながら進めていきたい」と話している。

開通85年 側道活用でにぎわい



飲み物などを手に歩行者らがくつろぐテラス。御堂筋の側道を狭めて新たに設置された、4月17日、大阪市中央区で）原田拓未撮影

大阪市のメインストリート、御堂筋梅田・難波
全長4・2キロで、世界中から人々が訪れる2002
5年大阪・関西万博を見据え、民間団体が歩行者空
間のにぎわいづくりを本格化させている。市が定め
る側道の歩道化に伴い、側道を活用したテラスの管
理を始めたほか、広げた歩道上にベンチを置いたり、
若手芸術家の作品の展示を計画したり。11日に開通
55年を迎えた御堂筋で、新たな「大阪の顔」作りが
進む。

（梅本寛之）

テラスにベンチ・アート展示



●側道の歩道化 進む御堂筋

さん46は笑顔を見せた。
「これは、車道も車線も
うら西端の側道の一部を壊
めて作ったスペースにウッ
ドデッキを設置し、木製の
ベンチやテーブルが置かれ
ている」
管理を担うのは「御堂筋
まちづくりネットワーク」。
御堂筋沿いの会社など52社
でつくる一般社団法人で、

市は、19年3月に策定した「御堂筋将来ビジョン」で、万博に合わせた淀屋橋～難波間(3・1km)の側道歩道化を掲げている。世界的に有名なパリのシャンゼリゼ通りにならぶつもりで、開通100年となる37年をめどに全線を歩道化する構想もある。南端の難波から順次工事が進み、道

「こんな場所ができたな
けで、殺風景な道路の雰
気が明るくなる」
御堂筋沿いの商業施設
「淀屋橋 Odona」前。テ
ラスが完成した4月17日

が全額負担する予定だ。完成イベントでは歩道にキツチンカーも出店し、ピアノの演奏会を開くなど場を盛り上げた。担当者は「テラスを使ってにぎわいを生み出したい」と話す。

歩く御堂筋民の力

盛り上げ

市が実施した側道を活用した実証実験にも参加しており、今回も設置費約2700万円のうち備品代約100万円を負担した。

頓堀川までの東側400mは3月までに側道が歩道化され、1区間までには西側の200mで工事が完了する見通した。

裁の維持管理などご充てる
ことが可能となる。

御堂筋南側を担当するミ
ナミ御堂筋の会は、月、新
たなフォートスポットとし

は、休日の道頓堀橋付近の
昨年10月の市の調査で
が、「車から人」に流れが
変わりつつある。

道路解分団体制度を使い、歩道化区間をエリアに分け、同ネットのほか、NPO法人「御堂筋・長堀21世紀の会」と、一般社団法人「ミナミ御堂筋の会」を団体に指定した。

同制度は、民間の力を使って道路の維持管理やまちづくりを進めると、国が16年に創設。国土交通省や自治体から指定を受けた団体は、道路上でオプンカフェや広布事業を展開でき、収益を道路の清掃や植

ロンス線などが展示されているが、さらにアート作品を揃え、夏頃には歩道にベンチなども設置予定だ。活動費の原資は、道路を使ったイベントの協賛金や、街路灯に掲示するバナ広告の収入で、担当者には「朝業務はブランド面値が高い場所。民間が収益を得ながら、特色あるまちづくりを進めている」と話す。

ごみ減量

3万8,000人と1割増えた。一時的に渋滞が発生する道路もあるが、看板で迂回路を周知するなどのほかに解消されているという。歩道も歩道敷もある。歩道は拡張が増加が心配されているが路上3ミリの量は、20年度に約40個平日午後6時台にのに対し、21年度は約10個に減少した。市の担当者も歩道をくつろげる空間にしたことで、歩行者の美化意識が高まったのではないかと分析している。

「歓楽街」十三 イメチェン

タワマン／図書館／船着き場

十三の魅力向上へまちづくりが進む

旧淀川区役所跡



施工後 現況

※イメージ写真は大阪市提供



十三の魅力向上へまちづくりが進む。旧淀川区役所跡に、新たなタワマン、図書館、船着き場が建設される。十三の魅力を向上させ、まちづくりが進む。

十三の魅力向上へまちづくりが進む。旧淀川区役所跡に、新たなタワマン、図書館、船着き場が建設される。十三の魅力を向上させ、まちづくりが進む。

十三の魅力向上へまちづくりが進む。旧淀川区役所跡に、新たなタワマン、図書館、船着き場が建設される。十三の魅力を向上させ、まちづくりが進む。

十三の魅力向上へまちづくりが進む。旧淀川区役所跡に、新たなタワマン、図書館、船着き場が建設される。十三の魅力を向上させ、まちづくりが進む。

十三の魅力向上へまちづくりが進む。旧淀川区役所跡に、新たなタワマン、図書館、船着き場が建設される。十三の魅力を向上させ、まちづくりが進む。

十三の魅力向上へまちづくりが進む。旧淀川区役所跡に、新たなタワマン、図書館、船着き場が建設される。十三の魅力を向上させ、まちづくりが進む。

歓楽街のイメージが強い大阪・十三の街並みが近い将来、様変わりする。駅から至近の好立地にタワマンや図書館などの複合施設が建設されるほか、周辺の淀川河川敷には大阪市民が活力を導き、市民が集う憩いの場を整備する。令和13年春開業目標の鉄道新線「なにわ筋線」とJR新大阪駅を結ぶ2つの連絡線も十三が起点に。新たな人の流れを生むエリアに熱い視線が注がれている。(矢田幸巳)

阪急電鉄十三駅の東改札口から徒歩約2分。平成21年の移転以降、塩漬状態となっていた旧淀川区役所跡地に令和8年、39階建てのタワマン「なにわ筋線」(712戸)を予定。市立図書館などが入るランドマークが竣工する。代表事業者の阪急阪神不動産と、地元の高松建設が2年10月、市と70年の定期借地契約を締結(入居期間は約60年)。西向かいの用地にも7階建ての医療系専門学校を建設し、子育て世帯や若者を中心としたにぎわい

の創出が期待される。十三は梅田から淀川を挟んで目の鼻の先。十三駅から京都河原町や神戸三宮に乗り換えなしでアクセスできる交通至便性も売りに、大阪市内の繁華街・キタやミナミに劣らず「安くてうまい店」が軒を連ねる。歓楽街ゆえ、再開発にゆく駅東側にもファミリー層が数多く、がちな風俗店やホテルはある。だが、認可保育所や学童施設のほか、スーパーも施設に入居。「職住近接」を求める共働き世帯にとってメリットは大きい。

平成27年の統計によると、十三駅周辺に占める未成年人口の割合は約11%。15年前より3%以上下落しており、淀川区の人口が増加する中で少子化が進む。不動産経済研究所大阪事務所の高原雪恵所長は「スケールメリットを生かす今回のような再開発は街全体が若返り、より活気づく可能性を秘める」と語る。

再開発 新線開業で相乗効果

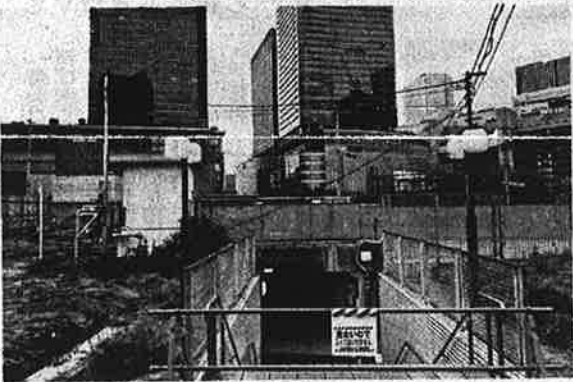
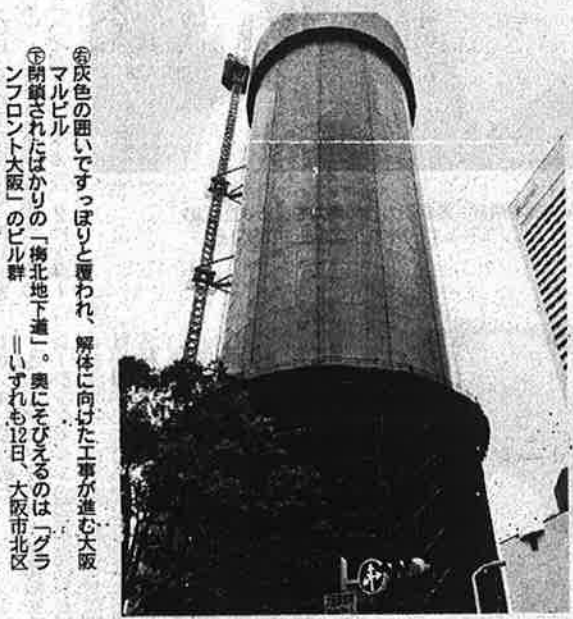
交通の一大結節点

新線計画も十三と関わりが深い。JR新大阪駅と難波、新今宮をつなぎ、大阪都心と関西国際空港間のアクセスを向上させるにわ筋線。阪急は同線の大阪駅(「うめきた」(大阪)地下駅)と新たな十三駅(地下)を接続する連絡線を敷設し、なにわ筋線に乗り入れる構想だ。



ビジネスや観光の中心として栄える大阪・梅田の様子が11月に入り、大きく変わりつつある。50年近くにわたり茶色の円筒形が特徴的だった「大阪マルビル」が解体工事の最中に灰色の囲いですっぽり覆われ、JR大阪駅北側の旧梅田貨物駅を挟み東西の往来を支えた「梅北地下道」が約90年の歴史に終止符を打った。昇降で進む再開発の波は、当たり前だった日常の光景にも押し寄せている。(岡嶋大城、写真も)

梅田の風景 再開発の波



大阪・梅田の再開発 「うめきた」と呼ばれるJR大阪駅北側の旧梅田貨物駅の跡地約24万平方メートルのうち、再開発の1期区域約7万平方メートルで平成25年4月、複合商業施設「グランフロント大阪」が開業。2期区域の「グラングリーン大阪」でもホテルや都市公園などの開発が進み、令和6年に先行街開きが予定されている。また旧大阪中央郵便局跡で大型複合ビル「JPTタワー大阪」の建設が進むなど、大阪駅周辺の開発ラッシュが続いている。

待ち合わせたマルビルも 通勤だった返した地下道も

「ようやく念願がかなった」との思い。本場に長かった旧梅田貨物駅の西側に平成5年に建設された超高層ビル「梅田スカイビル」の人居企業で勤務する40代男性は、20年にわたり利用した梅北地下道の閉鎖をこう受け止める。もう、地下道を抜けるために階段を上り下りせずに済むからだ。

梅北地下道は旧貨物駅の建設に伴って分断された東西地域を結ぶため昭和3年に整備された。最近では複合商業施設「グ

ランフロント大阪」と梅田スカイビル近辺を移動するサラリーマンや観光客らによって利用され、通勤時間帯には狭い道が人々でこった返すことも珍しくなかった。

当初の全長は約500メートル。「うめきた」と呼ばれる旧貨物駅跡地の再開発が進むに従って段階的に距離が縮小され、平成29年から旧東海道線支線の地下を潜る約50メートルのみとなった。2月に支線が地下化されたことで地上に歩道が

敷けられ、地下道は11月7日に完全に閉鎖された。閉鎖からまもない同12日、立ち入りが禁止された地下道の入り口付近には、かつての往来を懐かしむ人の姿も。フェンス越しに写真を撮っていた男性会社員(41)は「不便だ」と文句を言いながら利用したが、なくなるに寂しさがこみ上げる」とつぶやく。

梅北地下道の閉鎖とほぼ同じタイミングで、大阪駅南側の「ランドマーク」だった「大阪マルビル」(高さ123メートル)も姿を消した。茶色を基調とした円筒形の形状や、緑色のツタがはうユニークな外観が大きな存在感を示していたが、11月10日には建物の下から上まで灰色の囲いで覆われた。大阪マルビルは昭和51年4月に開業し、ホテルや飲食店などが入居。50年近く親しまれ、携帯電話が普及する前は、家族や知人、恋人同士の格好の待ち合わせ場所でもあった。それも老朽化にはあがることができ「燃え尽きた」としている。

JR京都駅から電車で
およそ10分の大津市内で
は大型マンション開発が

若い世代が転出
京都府と滋賀県を
含む京滋地域では過去最
大の物件で、坪単価が京
都市内の半分程度という
割安感が人気を集める。

「京都市内からモデル
ルームを訪れる子育て世
代が多い。想定を超える
反響だ」。大津市で70
0戸の大型マンション開
発を手がける関電不動産
開発の担当者は目を丸く
する。京都府と滋賀県を
含む京滋地域では過去最
大の物件で、坪単価が京
都市内の半分程度という
割安感が人気を集める。

京都、苦肉の景観規制緩和



京都市内はマンションやオフィ
スの供給不足が目立っていた

相次ぐ。背景にあるのは、過去2年間で4割上昇。
若い世代を中心とした京都市内のマンションは
都市内からの人口流入、全国的に上昇傾向にある
だ。京都市の人口は21年、開発用地が少ない京
の1年で1万1900人、都市内は特に値上がり
減少し、減少幅は全国の激しい。
07年に導入した景観規
制は原則、建物の高さを
出超えが目立つ。
若い世代が京都を離れ
る大きな理由が住宅の供
給不足。不動産経済研究
所によると、京都市内の
供給が追いつかない。
新築マンション価格は22
年に平均4975万円とら
れるよう住宅や働く場

伝統と成長、両立なお課題

オフィスも不足
京都はオフィスも不足
が最悪水準の京都市にと
って負担は軽くない。京
の「空き家税」の課税を
町家と呼ばれる伝統的
木造家屋は年間800軒
のペースで解体されてお
り、規制緩和が拍車をか
けるおそれもある。
「50年後、100年後
を見据えて美しい景観を
取り戻すことが後世への
使命だ」。07年の規制導
はいまだみえない。
(新田栄作)

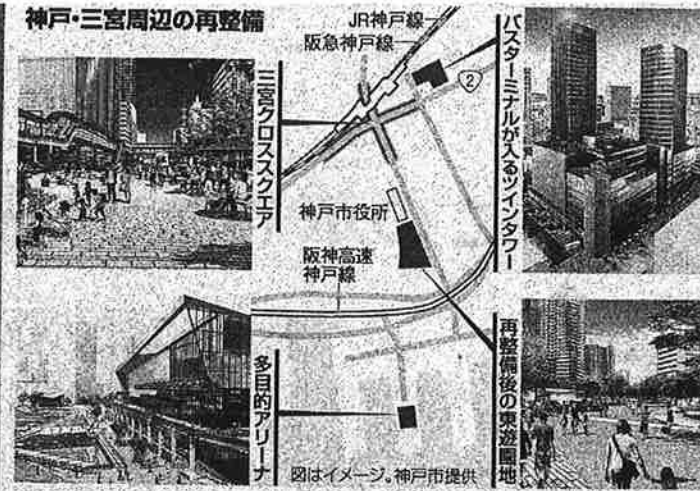
を増やしたい」(門川大
作市長)と京都市は21年
に都市計画の基本方針を
見直した。市内5地域で
規制を緩和する予定で、
都市計画審議会の承認を
経て4月中旬にも新たな規
制に移行する。
京都駅南側ではオフィ
スなどの立地を促し、上
限を20階から31階に引き
上げる。市東部のJR山
科駅付近では条件を満た
したマンションなどに對
し、31階の高さ制限を撤
廃する。
代の人口が増えれば新た
な学校整備なども求めら
れ、政令指定都市で財政
が最悪水準の京都市にと
って負担は軽くない。京
の「空き家税」の課税を
町家と呼ばれる伝統的
木造家屋は年間800軒
のペースで解体されてお
り、規制緩和が拍車をか
けるおそれもある。
「50年後、100年後
を見据えて美しい景観を
取り戻すことが後世への
使命だ」。07年の規制導
はいまだみえない。
(新田栄作)

真相深層

マンション足りず人口流出招く



完成した神戸三宮阪急ビル



半世紀ぶり 大規模再開発



1947年ごろ

開市の店舗が並び、食
料や日用品を買い求める
人で混雑している



1970年

阪急三宮(現・神戸三宮)
駅。神戸阪急ビル東館は大
きなアーチ窓が特徴だった



1995年1月

阪神・淡路大震災で
半壊した神戸阪急ビ
ル東館＝神戸市提供

開市が原点震災で発展に影

「震災以来、まちづくり
が遅れた結果、他の大都市
に比べて魅力が乏しくなっ
ている」
神戸市の久元喜道市長
は、三宮の現状への危機感
を示して再開発への意欲を
見せていた。
戦後、空襲で焼け野原に
なった神戸のまちで、三宮
はいち早く立ち直った。駅
前や高架下日本最大級の
開市が生まれ、それまで神
戸の中心街だった新開地
(兵庫区)から徐々に人の
流れが三宮に移った。当時
の神戸新聞は「法外なま
じゅうを誇る開市」と、
ガイドで1個50円のまん
じゅうが売られている様子
などを伝えている。
1950年代後半には、
神戸新聞本社と神戸市役所
が新開地から三宮に移転。
市役所の北側には花時計が
設置され、市役所前の大通
りは「フラワーロード」と
名付けられた。
高度経済成長期には大規
模開発が進んだ。市は「山、
海へ行く」を合言葉に、山
を削った土砂で海を埋め立
て、ポートアイランドなど
人工島を造成。三宮の市街
地改造事業にも取り組み、
開市から生まれた商店は三
宮センター街にできた「セ
ンタープラザ」など商業施
設に統合された。
だがパブル崩壊や震災を
経て、神戸は伸び悩み。大
阪や京都がインバウンド需
要の取り込みで活気づくな
が、神戸は集客力で引き離
された。観光客がまとめた
2019年1～12月の都道
府県別延べ宿泊者数では、
大阪が4742万人泊、京
都が3074万人泊だった
のに対し、兵庫は1441
万人泊だった。
神戸の歴史に詳しい開田
学園女子大学の田辺真人名
誉教授は「震災後のまちづ
くりは緊急性の高い復興の
要素が強かったため、神戸
は計画的に発展した町では
なかった。今度は総合的な
計画で再開発に取り組める
だろう。ただ、再開発で個
性を失い、どこも同じよう
な街並みになってしまった
問題もある。そこから十分
学び、100年先まで誇れ
る街にしたい」と話
す。(遠藤英彦)

JR、阪急、阪神の各線
が集まる神戸・三宮で26
日、高さ120.0mの新しい
ランドマークが開業した。
阪急の駅ビル「神戸三宮阪
急ビル」。地上25階地下3
階建てで、飲食店やオフィ
ス、ホテルなどが入る。
ここはかつて1988
年完成の「神戸阪急ビル東
館」が神戸の顔として親し
まれていたが、1995年
の震災で半壊し解体され
た。その後約20年間、阪急
は仮設ビルでの営業を続け
た。市の三宮再開発事業
に合せてビルを建て替へ
ることを決めた。
おしななイメージがあ
る神戸だが、その中心の三
宮は昔からあまり変わって
いない。
神戸市は震災からの復興
のため1兆345億円の市
債を発行。その後、行財政
改革で市債残高を減らし、
震災から18年が過ぎた20
13年、ようやく復興に一
区切りがついたとして再開
発に乗り出した。計画や設
計を終え、今年度は目に見
える形で動き出す。
市が事業の象徴とするの
が駅前の「三宮クロススク
エア」だ。中心部を南北に
貫く大通り「フラワーロ
ード」と、東西に走る中央幹
線の車線を減らし、歩道を
広げてオープンカフェや休
憩場所を設ける。
狙いは、往来を導く大き
な幹線道路や、六つの駅が
点在する複雑な乗り換え動
線による街の分断感をやわ
らげることだ。駅から中華
街や旧居留地、異人館街が
ある北野、神戸港のウオー
ターフロントなど、周辺の
観光スポットへ歩きやすい
街をめざす。
震災の追悼イベントやル
ミニエで知られる公園
「東遊園地」では、カフェ
やイベントスペースを備え
た施設が今年度、始
まる。建築家の安藤忠雄さ
んが設計する子ども向け図
書館もオープンする予定
だ。来年度には、JR三
宮駅東の中央区役所を移転
して、高層ツインタワーの
バスターミナルを建設する
工事も開始される。
ウォーターフロントでは
今秋、第一突堤そばに水族
館などが入る「神戸ポート
ミュージアム」や、通販大
手「ユニクロ」が運営する
「ユニクロミュージアム」が
開館。第二突堤には1
万人規模のアリーナの建設
が決まった。

三宮生まれ変わる時

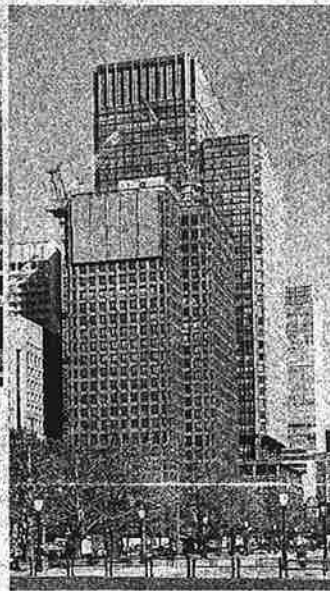
神戸・三宮の再開発が今年度から大きく動き出す。
神戸市は、阪神・淡路大震災からの復興で多額の負債
を抱え、なかなか乗り出せなかった。高度経済成長期
以来、半世紀ぶりになる大規模な再開発。戦後の開市
から出発した駅前や、かつて日本一のコンテナ港だっ
た港周辺の風景は、大きく変わりを待たす。

消えゆくランドマークと都市景観の未来



●完成翌年の東京海上日動ビル。皇居を見下ろし、遠くに新宿副都心の超高層ビル群が見える＝1975年
●解体工事の進む東京海上日動ビル（手前中央）。背後には高さ200に近しい新丸ビルがそびえる＝3月20日

東京海上日動ビル



●完成間近と見られる三愛ドリームセンター＝1962年
●解体工事の始まった三愛ドリームセンター＝3月10日

三愛ドリームセンター



長く首都のランドマークとして都市景観を形成してきた二つのビルが姿を消しつつある。東京・丸の内線東京海上日動ビルと銀座の三愛ドリームセンターだ。姿を消え続ける都市にあって、その景観はどう考えればよいのか。

「美観論争」皇居近くの高さに歯止め

銀座の交差点 日本建築の多様性示す

高層ビルだけでない道は

望ましい都市景観とは、一般に建築単体で成立するものではなく、周囲の街並みと環境といった文脈を大切にすることが成立するものといえる。ところが二つのランドマークでは、基準となるはずの周囲の環境自体が様変わりしている。

古い都市建築が多数残る欧州の都市では景観の基準も強固なものといえるが、災害が多く、スクラップ・アンド・ビルドの激しい日本では状況が異なる。西村さんは「日本の都市では、ある時点で固定するという考えは成り立たない。ただ全くランドマークに変わるわけでもなく、東京海上日動のビルがある東京駅周辺のようにある程度のコン

着工前に美観論争を呼び起こし、日本の都市景観史に名を刻むのが、東京駅のほど近く、皇居前に立つ東京海上日動ビル（1974年完成）だ。

東京文化会館などを手掛けたモダン・スラム建築の巨匠、前川國男の設計による高さ127.7メートルの超高層ビル計画が発案されたのは、66年のこと。当時、周囲のビルは古い規制に基づき高さ約30メートルに抑えられていたこともあり、景観を乱す、皇居を見下ろすのは不敬だ、など「美観論争」を巻き起こした。結局、高さを100メートルにすることで決着。れんが色のタイルを外装にまとめた落ち着いた姿を見せている。

完成当時は1本だけノックビルが立っている状態だったが、現在では東京駅周辺には150〜200メートル級のビルが林立し、東京海上日動ビルは絵本の「おひさまのおうち」のように感じられる。

西村幸夫・国学院大学教授（都市計画）は、「その後、皇居側のビルは100メートルという目安、歯止めができたという意味では、大きな流れを作った記念すべきビル。なくなってしまうと、感慨深い」と話す。

同ビルは災害対応力などを高めたために建て替えられ、新ビルは木材を多用した同じ高さ100メートルのビルに。イタリヤの建築家レンゾ・ピアノさんによるデザインは、街並みにも調和させるという。現ビルには保存を求める声もあったが、解体工事が進んでいる。

三愛ドリームセンター（63年完成）は、銀座4丁自交差点に面して立ち、銀座のランドマーク・パレスサイドビルなどを手掛けたモダン・スラム建築の名手、林昌二（日建設計）のデザインで、ガラス張りの円筒形で知られる。「透明感のある軽快なビルで、通りを挟んで向かい合う歴史様式の和光のビルとは対照的。日本の建築の多様性を示す交差点になつてきた」と西村さん。

こちらも完成当時の写真を見ると、高さ約50メートルのビルですら、あたりでは最も高い建物に見える。

新しいビルは「銀座の街にふさわしい新たなランドマーク」として建築家の小堀哲夫さんが設計することになった。現ビルの解体が始まっている。

10日 ミッドタウン八重洲が全面開業

三井不動産は10日、東京駅前に建設した超高層ビルの街区「東京ミッドタウン八重洲」（東京・中央区）を全面開業する。新型コロナウイルス禍後をみえた初めての大型オフィスビルで、高級ホテルや地方都市を結ぶバス・ミナミナルを設置し、国内外からビジネス客や観光客を呼び込む。今後は八重洲口を中心に東京駅周辺では大型再開発が続く、首都のにぎわいや国際競争力を高めよう。

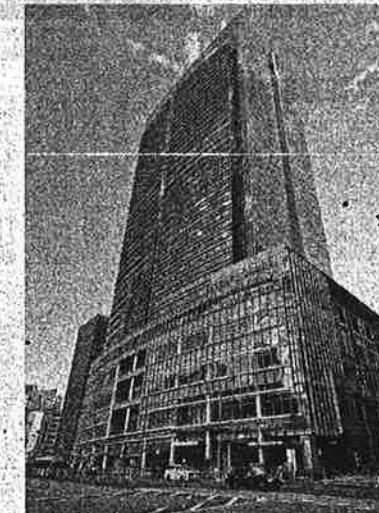
新施設は六本木と日比谷に続き、複合施設「東京ミッドタウン」として3カ所目となる。街区の中心は地上45階建て、高さ約240メートルの「八重洲セントラルタワー」。オフィスは7〜38階部分で、1フロア約4千平方メートルと東京駅周辺で最大級の広さだ。

すでに三井化学やタイキン工業、住友生命保険などの入居が決まっており、三井不動産は「全面開業までに全フロアの予定入居企業が決まる見込み」（営業開発部長・執行役員）としている。

中央区がまとめた役となり、複合施設の企画を練り始めたのは2000年代初めだ。18年に着工し、20年にコロナ禍を受けると設計を機動的に見直しといった。「接触しなくても機能する設備を入れる」（担当正社員）方針のもと、ビルの出入り口やオフィスのドアに顔認証システムを導入した。エレベーターなどには非接触ボタンを用意した。

利用者の安全性や利便性の向上へ、様々な非接触アイテムを標準搭載している。周辺の飲食店から注文した商品を運ぶデリバリー

続く再開発、都市競争のカギ



八重洲地区再開発の柱となる複合施設「東京ミッドタウン八重洲」

ボットなども活用する。

オフィスビルに対するニーズはコロナ禍を経て多様になった。新施設は高層階に大企業向けのフロアと、シェアオフィスも設ける。出社したくなる工夫を凝らす。働き方に応じた場所や過ごし方の選択を提供する。様々な企業との交流を促し、事業創出や課題解決につながる効果も打ち出す。

オフィス関連以外では商業施設や小売店、6つの乗降用エレベーター、バス・ミナミナルを整備し、一部は昨秋に先行開業している。4月には日本初進出となる「ダブルホテル東京」が開業する予定だ。得意とする複合の用途を持つ「ミッドタウン」型の街づくりが、日本の玄関口ともいえる東京駅八重洲口近くで進む。

また、八重洲エリアの再開発プロジェクトは始まったばかりだ。東京ミッドタウン八重洲は大型再開発の第一弾に当たり、八重洲通りを挟んだ隣接地では東京建物やオフィスや商業施設などを構成する超高層ビルを建設する。高

約250メートルのビルなどを5年度に完成させる計画だ。

さらに近隣では三井不や住友不動産、ヒューリックなど6社も再開発を進める。対面面積は約2万平方メートル、地上45階建ての超高層ビルを建設する。オフィスや飲食店に加え、劇場やインターナショナルスクール、サテライト付きアパートメントをつくる計画だ。

28年度の完成予定で、エリア全体が整備されれば地下鉄有明線の乗り場数は20とJR新宿駅直結のバス新線を上回る。1日1万500人以上のバスが発着可能とい

い、人の流れが一段と増えそうだ。

東京駅周辺では、三愛地所が大手町で28年、約300メートルの高さ日本一となる「トーチタワー」を開業する予定だ。日本橋や有明町、京橋など近隣エリアでも再開発が相次ぐ。

都心のオフィス需要は大幅供給や働き方の変化を背景に不透明感が拭えない。一方で、訪日客を中心に東京を訪れる人の増加は見込まれる。相次ぐ再開発は一施設にとどまらず、街全体のにぎわいを生み出し、東京が世界の主要都市に肩を並べる国際競争力を保てるかどうかが鍵となる。（原宏志）

三菱地所 東京駅前「トーチタワー」

高さ390メートル日本一のビル着工

三菱地所は27日、東京駅前に建設する超高層ビル「トーチタワー」の工事を始めた。高さは約390メートルで、同じく都内にある「麻布台ヒルズ森JPタワー」の約330メートルを抜いて日本一となる。トーチタワーの完成は令和10年3月の予定。

27日は現地で起工式を開き、中島篤社長が「都市の重要なインフラ機能の更新と建物の建て替えを同時に行う大がかりなプロジェクトだ。世の中の人々が集まる街にしたい」とあいさつ。建築を担う清水建設の井上道、全体的なイメージをイメージした形状にする。

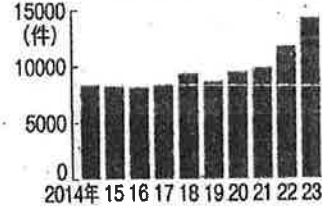
トーチは日本語で「たいまつ」を指し、「日本を明るくともす存在でありたい」という意味を込めたという。トーチタワーも高層部の照明が周りから見るとような設計にするなど、全体としてたいまつをイメージした形状にする。

「一般管理費」突然600万円

タワマン、前年度まで「0円」住民問題視



■年度別相談件数の推移
(マンション管理センターの資料から)



マンション管理センターに寄せられた相談例(取材から)

- ◆管理費の値上げについて臨時総会が開かれるが、通知書に具体的な値上げに関する金額の説明がない
- ◆管理費の値上げを理事会が検討しているが、節約を考えないで管理会社の言いなりだ
- ◆管理費会計が赤字となり、管理費の値上げを考えているが、マンションの管理費の平均額などを調査した資料はないか
- ◆管理費の値上げを理事会決議で決めてしまった

このタワマンは約15年前に大手不動産会社が開発、分譲した。警備員が常駐する豪華なエントランス、コンシェルジュがいるフロント、イタリア製の高級ソファなどが配置されている。タワマンの中上層階の平均販売価格(70平方メートル以上)は今年でも1億2億円と資産価値も高い。メンテナンスは、大手不動産の子会社の管理会社に委託されている。

今年5月末に開かれたマンション管理組合の総会で住民から疑問の声が上がった。「4年ほど前まで月額1万6千円(70平方メートルあたり)だった管理費が、突然600万円(70平方メートルあたり)に上がった」という項目で約600万円が記載されていた。前年度までこの項目は「0円」だったという。

男性が問題視したのは、住民の負担で管理会社に支払っている管理費(月額2億2千万円)の内訳だ。住民に提示された資料には、2021年度から「一般管理費」という項目で約600万円が記載されていた。その一般管理費が21年度から「復活」したことについて、理由や算出根拠が不明だった。

管理費とは、管理会社が警備員、コンシェルジュ、清掃業者などを手配する際の経費や報酬として計上されるものだ。このタワマンで、一般管理費がいったん「0円」になったきっかけは約15年前。当時の管理委託費(年額2億1千万円)が「高すぎる」として管理組合の理事会が問題視。管理会社と交渉し、一般管理費を「0円」とするなどして管理委託費の値下げに成功したという。

管理費は、警備や清掃、コンシェルジュなどの人件を手配する業務を担っており、マンション管理コンサルタントの土屋輝之さんは「一般管理費などの名目で報酬を請求するのはやむを得ない」という。一方、住民側にとって管理費は、マンション購入の際のローンの返済とは別の出費になるため、管理費の値上げは家計を直撃する問題となる。

管理会社反論「理事会は許可」

管理費の高騰を背景に、マンションの維持管理をめぐって住民や管理組合、管理会社の間のトラブルや相談が各地で増えている。東京湾が見渡せる東京都江東区内のタワーマンション(地上43階建て、約800戸)で、管理費の根拠をめぐって住民が疑問を呈したケースを取材した。▼1面参照



管理委託費の計上のあり方について総会でたどったタワーマンション住人＝9月

「委託費内訳説明を」専門家

納付できなかった住民らが公益財団法人のマンション管理センターに相談したところ、「管理会社は、一般管理費の値上げの根拠を住民側にきちんと総会で説明する必要がある」と指摘を受けたという。

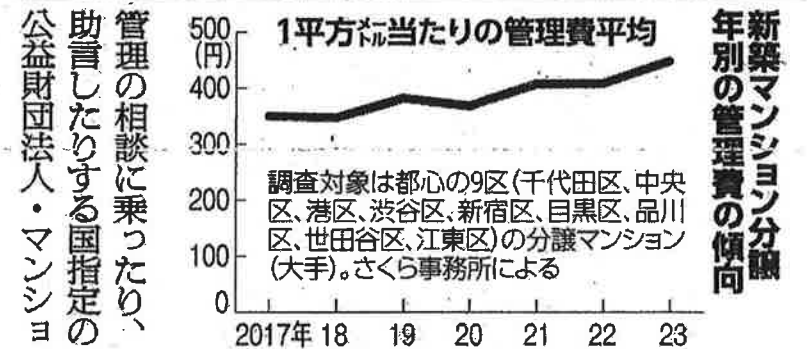
マンション管理センターによると、23年度に過去最多となった相談件数(1万4253件)のうち、1万件以上は管理組合関係者からの相談で、組合員(住民側)から3963件と最も多く、次いで理事長からの2025件、管理会社からの669件となっている。

都心マンション

管理費増↑相談件数も増

価格高騰が続く都心のマンションで、清掃などメンテナンスの費用として住民が負担する「管理費(管理委託費)」の値上げが相次いでいる。管理費をめぐって住民、管理組合、管理会社の間で起こるトラブルも増加傾向だ。▼3面突然の600万円

不動産コンサルティング企業のさくら事務所が、東京都中央区、港区、渋谷区など都心の9区にある、大手デベロッパーの新築マンションを調べたところ、2017年から23年までの7年間で管理費の平均値は28%値上がりした。物価高や人手不足により、警備や清掃など様々なメンテナンスにかかる人件費が高騰しているためだ。管理費の値上げを背景に、マンションの維持管理をめぐるトラブルも増加傾向だ。マンション管理適正化法に基づき、マンション



管理センターによると、分譲マンションの住民、管理組合、管理会社などから寄せられた相談件数は23年度に1万4253件に上り、過去最多となった。マンション管理コンサルタントの土屋輝之さんは「管理会社が清掃、警備などを業者に発注する時、手数料を上乗せするので費用が割高になり、住民らが理解を示さず、トラブルになるケースが最近、多い」と話す。(編集委員・森下香枝)

2024・11・3

外苑再開発

より広く真摯な対話を

東京の明治神宮外苑の再開発で、1年ほど延期されていた3以上の高木の伐採や移植作業が始まった。環境や景観への影響を懸念する声がおもむきで着手となった。

計画は、神宮球場と秩父宮ラグビー場を建て替え、1900坪と1855坪の商業ビル、ホテル、スポーツ関連施設などを建てる。全体の完成は2036年の予定で、工事を延期していたことによる工程への影響は調査中という。

再開発をめぐって、ユネスコ(国連教育科学文化機関)の諮問機関「イコモス」は危機にある文化遺産を守る目的の「ヘリテージアラート」を出し、都市の森の完全破壊につながることを指摘して撤回を求めた。また、音楽家の故・坂本龍一さんが再開発反対を訴える手紙を小池百合子都知事に送っていたことがわかり、著名人らが声をあげ反響が広がった。計画の見直しを求める署名も都に提出された。

都は昨年、樹木を保存・移植する具体策を提示するよう事業者に要請。高木の伐採が延期された。

今夏の知事選で小池氏が3選した後の9月、三井不動産など事業者は見直し計画を公表。設計変更などで743本中124本の伐採を取りやめ、高木を植樹する木を増やし、高木は全体で再開発前の1904本から2304本に増えるとした。都の環境影響評価審議会では大きな異論は出ず、環境アセス手続は終了した。見直しでも計画の基本は変わらない。再開発地区の景観は一変する。日本イコモス国内委員会は「緑の質」に関する検討が欠落していると批判し、協議不足を訴える。事業者が9月、再開発地区がまたがる二つの区の住民を対象に開いた説明会でも、環境影

響を懸念する声が相次いだ。事業者はいったん立ち止まり、より広い範囲の市民や関心を寄せる専門家らとの真摯な対話に臨む必要がある。

この問題では、都市計画行政のあり方も問われている。神宮外苑は、約100年前に作られた人工の森で、緑や景観を守るために日本初の風致地区に指定された。本来高層ビル建設などはできなかったが、五輪開催が決まった2013年に都が独自に「公園まちづくり制度」を作るなどして、それを可能にした。その枠組みの中で、都の都市計画審議会が再開発計画案を22年に承認した。

都や小池知事は当事者である。静観するのではなく、環境影響の精査を続けることもに、今からでも、よりよい選択肢がないかどうか再検討し、事業者と市民・専門家との対話を促してもらいたい。

朝日新聞 2023 (令和 5) 年 7 月 18 日

明治神宮外苑再開発 住民ら環境・景観懸念

神宮球場や秩父宮ラグビー場の建て替えを含む明治神宮外苑地区(東京都)の再開発事業に関する住民説明会が17日、都内で始まった。都心の緑地に進む大規模事業に環境破壊などと批判が強い。再開発は、三井不動産や、外苑の多くの土地を所有する宗教法人・明治神宮など4者による民間事業。国立競技場などの隣接地で、球場などの建て替えのほか、高さ200m近い超高層ビル2棟の新築も計画する。完成予定は2036年。

説明会後の取材に、事業者側は樹木伐採を9月以降とする考えを示した。再開発は、三井不動産や、外苑の多くの土地を所有する宗教法人・明治神宮など4者による民間事業。国立競技場などの隣接地で、球場などの建て替えのほか、高さ200m近い超高層ビル2棟の新築も計画する。完成予定は2036年。

説明会後の取材に、事業者側は樹木伐採を9月以降とする考えを示した。再開発は、三井不動産や、外苑の多くの土地を所有する宗教法人・明治神宮など4者による民間事業。国立競技場などの隣接地で、球場などの建て替えのほか、高さ200m近い超高層ビル2棟の新築も計画する。完成予定は2036年。

明治神宮外苑地区の再開発



0本以上の高木を伐採する計画が、環境破壊や景観悪化だと懸念されている。中止を求めるネット署名は21万筆超に上っている。

説明会は17、19日に各1回の予定。初日は、各事業者の担当者らが外苑の課題として広場の不足や神宮球場の老朽化などを挙げ、再開発の必要性

を説明した。焦点となっている樹木伐採については「できる限り多くの樹木を保存・移植する」とし、外苑の代表的景観となっているイチヨウ並木への影響についても「土壌改良や、(近接する)新球場の設計変更なども検討する」とした。

球場については、バリアフリーなどの問題解決のために面積の拡張が必要と説明。外部から「伐採樹木を大幅に減らせる」という主張がある。現在地での改修は、①シーストンプが少なく工期確保が困難②道路や他施設に阻まれていて空間がない③などの理由で不可能だと説明した。

(土館聡一、伊藤あすさ)

朝日新聞・夕刊 2023 (令和 5) 年 7 月 14 日

説明会「380m以内の住民らのみ」

神宮球場や秩父宮ラグビー場の建て替えなどを含む明治神宮外苑地区(東京都)の再開発事業に関する住民説明会が17日から3日間、都内である。多数の樹木伐採に批判が広がる中、事業者側は理解拡大をめざすが、会の運営方法に反発もある。

住民説明会は2020、21年に3回あったが、いずれも都の制度や条例が定めるもので、任意の開催は初。17、18両日は千代田区内の複合施設で夜に、19日は新宿区内のホー

明治神宮外苑の再開発

ルで日中に、いずれも2時間程度の開催を予定する。

事業者側が決めた参加対象者は、再開発エリアから380m以内の住民(約8千世帯)と事業者(約5千)。

参加には氏名、住所などを記入した受付票と案内状の持参が必要で、本人確認書類の提示を求める場合もある。参加者の制限について、事業者代表の三井不動産は「全く制限しない形を検討したが、会場の問題などもあり現実的に難しい」。

「380m」という距離は、再開

発で新築する高層ビルの高さ「185m」の約2倍。同社によると、都市開発では、一般的に新築建物の高さや面積に住民説明会の対象範囲を決めることが多いという。外苑再開発では、過去に「80、190m」を対象に開催したことがあった。同社は「行政機関と協議してきた」と説明する。

今回は、ウェブサイトで説明用動画を流したり、説明会での質疑内容に随時公開したりするという。同社は「双方方向でのやり取りの機会を設け、理解と共感を得られるように努める」と説明する。当初は非公開としていたが、会場のやり取りの音声配信もない。丁寧に対話をしている」と話す。

(土館聡一)



阪神大震災からの復興再開発事業が10月末で完了する
新長田駅南地区。高層ビルが立ち並び（10月25日、神
戸市東区で、本社へから）＝中原正純撮影



市が整備のビル 6 割売れ残り

シニア産業が栄えた工業地域だったが、震災後はベ
ッドタウン化が進んだ。
地域の人口は震災前を上
回る。夜間は6140人と
震災前から約4割増加。昼
間も、学生らの通学で、来
春以降に1000人程度増
えて震災前より多くなる。
一方、市が整備した再開
発ビル25棟の商業床計約5
万2000平方メートルのうち約
6割が売れ残っている。入
居している区画も倉庫とし
ての利用が目立ち、シャッ
ター街となっている。
「金の苦勞ばかりの30年
間だった。駅南地区の大
正商店街で寿司、うどん
店を営む横川昌和さん(62)
は、そうため息を漏らす。
祖父の代から続く店は震
災で全焼した。仮設店舗を
経て、約20年前に同商店街
の再開発ビルに入居した。
兵庫県などの中小企業高
度化資金を利用し、約47
00万円を借り入れて返済
を続けてきたが、約450
0万円の支払いが残る。再
開発ビルの管理費（毎月約
4万円）も負担だ。
売り上げは、震災前から
半減。震災前約100店
舗あった同商店街は現在、
52店にとどまる。
横川さんは「苦勞を共に
した仲間がいなくなつてし
まい悲しい。市は責任を持
って、今後の街の全体像を
描いてほしい」と話す。

阪神大震災からの復興再
開発事業は、被害の大きか
った兵庫県の6地区で進
められた。新長田駅南の完
了により、復興再開発事業
はすべて終了する。
新長田駅南地区のほか
は、▽六甲道駅南（神戸市
灘区）▽西宮北口駅北東
（西宮市）▽仁川駅前（宝
塚市）▽宝塚駅前第2工
区（同）▽売布神社駅前
（同）の5地区で、事
業規模は0.9から5.5・
9畝、いずれも店舗や住居
が入る再開発ビルが主流だ
った。

阪神大震災の
復興再開発事業

地区名	面積 (ha)	事業費 (億円)	完了時期
神戸市 新長田駅南	19.9	2277	2024年10月
六甲道駅南	5.9	892	2004年3月
西宮市 西宮北口駅北東	3.3	724	2001年3月
仁川駅前	1.6	238	2003年3月
宝塚市 宝塚駅前第2工区	0.9	134	2000年9月
売布神社駅前	1.6	192	1999年10月

神戸・西宮・宝塚の6地区

2億円で、いずれも200
3年度までに完了した。

阪神大震災 30年へ

最後の1棟は、教育関連
施設「新長田キャンパスフ
ラザ（仮称）」（9階建て）。
兵庫県立大、兵庫教育大の
サテライトキャンパスなど

1995年の阪神大震災で壊滅的な被害を受けた
JR新長田駅南地区（神戸市長田区、19・9畝）で、
神戸市が進めてきた復興再開発事業が10月末に完了
する。最後の1区画に教育関連施設が建ち計44棟の
整備を終える。市の事業収支は約324億円の赤字
で、市が整備したビルでは商業床の約6割が売れ残
るなど将来への課題を残している。

（神戸総局 伊藤大輔、関連記事30面）

復興再開発 ようやく完了

2024・11・26

「阪神」復興事業

教訓今後に生かせるか

災害後の復興事業では、被
災者の生活再建が最優先だと
強調される。それをどこまで
実現できるか。阪神大震災か
ら30年、ようやく完
了した神戸市の巨大復興事業
から教訓をくみとり、今後に
生かさねばならない。

市の中心、三宮からJR在
来線で西へ4駅。新長田駅周
辺は、かつてケミカルシユ
ズの工場・卸などが住宅兼用
で立ち並び、商店街がにぎわ
う下町だった。ただ、建物は
木造も多く耐震・耐火が不十
分だったため、地震と火災で
街は壊滅状態になった。

震災前のバブル期から一帯
を再開する構想を持ってい
た市は、震災からわずか2カ
月後に「新長田駅南地区市街
地再開発事業」を都市計画決
定した。

投じた事業費は2270億
円余り。20近い対象区域に
大規模なビルを林立させ、回
れるが、復興事業の規模が大

遊性を高めるために地下1階
と地上1、2階の3層で結ん
だ。土地を市が買い上げ、高
度利用で生み出したスペース
の売却収入を事業に充てる
「第2種」方式だ。最後の44
棟目がこのほど完工した。
区域の夜間人口は震災前の
1・4倍になった。一方、地
権者のうち現地に暮らしてい
た約16000人は、4割を超
える人が区域外に転出。再開
発ビルに出店した人も、高い
管理費や借金に苦しむ例が少
なくない。市が売却予定のス
ペースは6割が売れ残り、全
て処分できても300億円超
の赤字が残る見通しだ。
市は事業を検証し、21年に
報告書を公表した。耐震・耐
火策が充実し、人口が増えた
ことで「事業目的はおおむね
達成」との基本認識を示した
が、疑問を禁じ得ない。
まず、報告書からも読み取
れるが、復興事業の規模が大
きすぎた。着手時には既にパ
ブル経済は崩壊しており、用
地買収は難航、長期化するに
つれて工業や商業の関係者が
立ち去る悪循環に陥った。
計画策定時の住民との協議
にも問題が残る。市は計画を
決めた後、地域ごとのまちづ
くり協議会に意見を聞いた
「2段階方式」を強調する
が、「変更には限界があっ
た」との批判は根強い。第2
種再開発事業は、地価上昇が
続いた高度成長期の市街地整
備に向けた仕組みで、手法に
無理があったのも否めない。
こうした問題点は、東日本
大震災の津波被災地で行われ
た大規模なかさ上げ事業でも
繰り返された。

自治体と住民が、ふだんか
ら街づくりの協議を重ねてお
く。国は災害復興に適した仕
組みの創設を急ぐ。計画は状
況に応じて柔軟に見直す
――学ぶべき点は多い。

*

市によると、当初、商店
主の希望を聞いて事業規模
を決めたが、完了を待てな
い商店主らが相次いで転出
し、入居希望を撤回した。事
業収支は約324億円の赤
字になる。市は地域整備推
進課はリーマン・ショックや
地価の下落など予測できな
かった事態が生じ、需要に
届かなかったとしていた。
街が変わる中、事業計画
の抜本的な見直しは行われ
なかった。市が21年、公表
した有識者会議による検証
報告書は、「行政内部でナ
レーキをかける者がいなか
った」と指摘した。

久元喜造市長は「（事業
完了で）課題がすべて解決
されるわけではない。引き
続き、地域全体の活性化に
取り組む」と話している。

都市政策に詳しい小長谷
一之・元大阪公立大都市経
営研究科教授の話「シヨッ
ピングモールやネット販
売の普及など30年間で商
業環境が激変し、震災
当時の商店街のイメージで
入居者を待っているも活
化にはつながらない。海に
近い利点を生かして海鮮
料理をブランド化するなど
地域の特色を出すことが必
要だ」

「反移民」の政党 欧州で台頭

コロナ禍やウクライナ侵攻の影響で経済の低成長が続く欧州で、反移民政策を掲げる極右政党や右派政党の台頭が目立っている。22日のオランダ総選挙では、極右政党「自由党(PVV)」が第1党に躍進。増加する中東やアフリカなどからの移民への不満が政府に向き、反欧州連合(EU)や自国第一主義を掲げる政党に支持が集まるという構図が生まれている。▼3面参照

EU加盟国内では、ウクライナ侵攻などでエネルギー価格や物価が高騰。国民の生活が苦しくなる中で、移民への社会福祉の配分をめぐる不満が高まっている。

イタリアでは昨年、移民反対を公然と主張する右翼政党「イタリアの同胞(FDI)」を率いるメローニ氏が首相に就任。北欧フィンランドの今年4月の総選挙では、移民・難民受け入れの制限を掲げる「フィンランド人党」が第2党となり、連立政権入りした。政権に入っていないものの、ドイツでは反移民の極右政党「ドイツのための

福祉配分に不満 ■ ウクライナ支援に影

選択肢(AfD)が支持を拡大。今月上旬の公共放送ARDの世論調査では支持率が21%と2位で、シヨルツ首相が所属する社会民主党(15%)を大きく上回る。今夏にはAfD出身の首長も初めて誕生。フランスでも昨年の大統領選で右翼「国民連合」のマリーヌ・ルペン氏が決選投票まで残り、4割以上の得票を確保した。

右派政党の躍進が続けば、ロシアからの侵攻を受けるウクライナへの支援で、EUの足並みが乱れかねない。オランダはEUでも有数の支援国だが、PVVのウィルダース党首は、「自国を守るための武器が必要」として、ウクライナへの武器供与を停止すべきだと主張する。

ハンガリーでも右派政党を率いるオルバン首相がEUに懐疑的で、ウクライナ支援に消極的な姿勢を続けている。10月のEU首脳会議では、ウクライナへの長期支援についての追加予算が合意に至らなかった。

(ベルリン＝寺西和男、ハーグ＝牛尾梓)

トランプ人事 「MAGAドリームチーム」 腹心結集

「忠誠」重視、個人的報復の構え

●トランプ次期政権の主な顔ぶれ(敬称略)

トランプ 次期大統領	副大統領 J.R. バンス 上院議員	大統領首席補佐官 スーザン・ワイルズ 選挙参謀
国家安全保障担当大統領補佐官 マイク・ウォルツ 下院議員	フロリダ人脈	ウォール街人脈
政府効率化省 トップ イーロン・マスク テスラCEO	内務長官 タグ・バーガム ノースダコタ州知事	元民主党
司法長官 バム・ボンディ 前フロリダ州司法長官	教育長官 リンダ・マクマホン 元中小企業庁長官	農務長官 ブルック・ロリンズ 元ホワイトハウス顧問
国防長官 ピート・ヘグセス 元軍人、テレビ番組司会者	運輸長官 ショーン・ダフィー 元下院議員、テレビ番組司会者	厚生長官 ロバート・フレイジュニア 弁護士
国家情報長官 トウルシー・キヤバード 元民主党下院議員	商務長官 ハワード・ドミニック 投資銀行家	財務長官 スコット・ベッセント 投資ファンドトップ

機関に対する不信感だ。第1次政権でトランプ氏が強硬な訴追された際、一部の官僚が訴追に協力して機密情報を外部にリークしたことに、トランプ氏は強い恨みを持つとされる。官僚機構の「背信」で自身が起訴に追い込まれたという思い込みもあるようだ。

このため、トランプ氏は個人的な報復に向け、司法長官の人選を特に重視する。司法長官候補のバム・ボンディ氏は、トランプ氏を起訴した検察官や連邦捜査局(FBI)捜査官らを「ディープステート(闇の政府)」の一員と呼び、捜査・起訴すると公言する強硬派だ。トランプ氏は司法省の掌握に向け、ナンバリング2の副長官にも自身の刑事裁判の担当弁護士を送り込む方針だ。

第1次政権では、ベンス副大統領ら極端派がトランプ氏の暴走を食い止める「ガードレール」役を果たしたが、次期政権では不在だ。

【ワシントン＝阿部真司】米国のトランプ次期大統領の政権移行チームは26日、バイデン政権のホワイトハウスと政権移行に関する文

【ワシントン＝池田慶太】来年一月に発足する米国のトランプ次期政権の主要な閣僚候補が固まった。トランプ氏は自らの腹心を集め、巨大な連邦政府の掌握と個人的な報復に備えている。

▲関連記事2面▼

1か月以上かけて熟考するのが通例で、異例のスピードだ。

トランプ氏の人選は前回と大きく異なる。1次政権では国防長官に元米中央軍司令官のジェームズ・マティス氏を起用するなど面識がなくとも伝統的な保守派を閣内に迎えた。政権運営に自信がなかったためとされるが、確執を生み、閣僚

の交代が相次いだ。こうした教訓を踏まえ、今回は個人的に親しく、自身に忠誠を尽くす人物だけを一本釣りしている。

国家安全保障担当大統領補佐官に就くマイク・ウォルツ氏、国務長官に起用されるマルコ・ルビオ氏は、フロリダ州進出の連邦議会議員という共通点がある。同州にはトランプ氏が拠点とする邸宅「マル・ア・ラゴ」があり、トランプ氏と頻りに顔を合わせ、気脈を通じることが人選に影響した模様だ。

国防長官に指名されたピート・ヘグセス氏は、保守系FOXニュースの司会者でトランプ氏は番組出演を通じて親交を深めた。トランプ氏の退任後に設立された政策研究機関「米国民第一」(略称MAGA)に近い。同研究所は第1次政権の元幹部らが所屬し、復権に向けて政策を練り上げてきた。

第1次政権で大統領首席補佐官を務めたライナス・プリバス氏はABCテレビの番組で、トランプ氏が退任後の4年間、誰が命令を出案に実行するか「厳しい審査」を行ってきたと

トランプ氏は、命令に従わないキャリア官僚を「掃き、政権が任命できる仕組みを検討している。省庁の上級職にも信頼を置ける人物を送り込み、官僚機構を抑え込む構えを見せる。背景にあるのは連邦政府

【事務所だより第 44 号（令和 7 年新年号）・巻頭言】

新年あけましておめでとうございます。

第 1 トランプ圧勝！第 2 次政権に向けて着々

1) 4 年に 1 度のオリニピックも面白いが、同じく 4 年に 1 度の米国大統領選挙はそれ以上に面白い。第 2 次世界大戦後の“東西冷戦”の中で、米国が果たしてきた“世界の憲兵”としての役割は中国の急速な抬頭によって弱まっているが、軍事力を背景としたその影響力はなお大きい。私は 2016 年のヒラリー・クリントン VS ドナルド・トランプの対決を胃がん手術入院中のベッドの上で連日 TV で観ていたが、大方の予想を反する結果にビックリ。大手マスコミ報道のいい加減さにうんざりしつつ、古森義久、木村太郎両氏の取材力と観察眼の確かさに感服した。

2) 2020 年 11 月のトランプ VS バイデン対決は想定外の結果に終わったが、T 氏の不屈の精神は素晴らしい。高齢のため出馬を断念した B 氏に代わるカマラ・ハリス VS T の 2024 年 11 月対決を、私は肺がん手術直後の静養中に TV にかじりついて見分した。日本のマスコミの予想は 0.1 ポイント差の大接戦。開票確定まで数日を要すると言われていたペンシルベニア、ミシガン、ウィスコンシン、ノースカロライナ、ジョージア、アリゾナ、ネバダの“激戦 7 州”でも早々に T の優勢が報じられ、結局すべてを T が制した。選挙人の獲得数が 312 人（31 州）×226 人（19 州＋首都ワシントン）の圧勝なら、総得票数でも 7,483 万票×7,123 万票と 20 年ぶりに共和党が勝利。同時に行われた上下院選挙でも上院は共和党が過半数の 53 議席を（民主党 47 議席）、下院（定数 435）でも過半数獲得を確実とし、“トリプルレッド”を実現した。T 圧勝、H 惨敗の要因は多くの識者やマスコミが自責の念を込めて分析中だが、猛省が不可欠だ。

3) T が選挙の 2 大争点とした経済（インフレ対策）と移民（国際問題）で、T は本来民主党の票田だった黒人やヒスパニック票を奪取した上、中東問題ではアラブ票まで集めたからすごい。民主主義の価値や人工妊娠中絶問題等を声高に叫んだ H 氏はもともと民主党内の予備選挙を経ず、B の撤退によって急浮上しただけという弱点を徐々に暴露してしまった。良くも悪くも、自分の言葉で語る T に対し、優等生セレブながら応用力不足が目立つ H の演説はどこか上滑りだった。

4) そんなことにトンと興味を示さない T は、1/20 の就任に向けて第 2 次 T 政権の人事の骨格を着々と固めている。その筆頭はスーザン・ワイルズ大統領首席補佐官の起用だが、その陣容、その全体像に注目。他方、新設する「政府効率化省」トップへの実業家イーロン・マスク氏の起用は何とも異色だ。今回の人事の基準は何よりも“忠誠心”。恐る恐るの旅立ちだった（？）第 1 次政権では、T の側近だけでなく軍や外交の“実力者”を起用したものの、徐々に意見の違いが表面化し、ヘイリー元国連大使、ポンペオ前國務長官らは、政権を離脱してしまったから、今回は“同じ轍は踏まないぞ”というわけだが、政権の骨格を T に近い人物や信奉者で固めることの功罪は？

5) “もしトラ”から“またトラ”になった 2025 年の世界が激動することは明白。T の「タリフ（関税）、それは最も美しい言葉だ」、「ラブ（愛）よりも美しい言葉だと思う」は、タリフマン（関税男）を自称する T の本音だから、日本製品に 10～20%、中国製品に 60%、台湾に侵攻した場合は 150～200%、メキシコ製品に 200%の関税を！が決して替えてないことも明白だ。80 年代に日本マネーが世界を席捲した時、NY の不動産王だった T は三菱地所によるロックフェラー・センターの買収（89 年）に歯ぎしりした悔しさを今も覚えているらしい。トリプルレッドを果たした今、就任初日に各種各様の「大統領令」に署名さえすれば T の政策は何でもござれだ。ウクライナ戦争について「俺なら一日で終結させてみせる」と豪語していた T は、本気で T 流の和平案を提示し、トップ会談（ディール）での実現を目指すだろう。賛否両論があるのは当然だが、何もできず時間ばかり浪費し、被害の拡大を続けるのはナンセンスだ。太平洋戦争（大東亜戦争）だって、原子爆弾の投下前に日本が領土の割譲を決断し、敗北宣言をしていれば被害は小さかったはずだ。

第 2 ウクライナ戦争は？今なぜ露朝同盟が？

1) ウクライナ戦争は米欧の自制的支援の中で一進一退が続けているが、ロシアと北朝鮮間の有事の相互軍事支援を定めた包括的パートナーシップ条約の批准が“またトラ”に合わせるかのように完了した。ウクライナ東部には既に約 1 万人の北朝鮮兵が配備されたが、それはすべて金で雇われた弾除けの存在？それとも『シュリ』（99 年）で親たような最精鋭の特殊工作部隊？もし後者なら？

2) “またトラ”に合わせるかのように北朝鮮の弾道ミサイルの発射実験が続いているが、そこにロシアのドローン技術や核の技術まで投入されたら、朝鮮有事の危機は一気に拡大し深刻化すること確実。「近時の韓国は統一を目指す対象ではなく敵対国だ」との金正恩の言葉と、国境付近での防御陣地の構築は不気味だ。保守派の尹錫悦大統領の任期も半分を超えたが、その支持率は低下の一途。米韓同盟がどこまで機能するかも不透明だ。

3) ウクライナ戦争をトランプとプーチンのトップ会談で本当に 1 日で終結させたら、次の標的が韓国に向かう可能性は強い。そうなると、さあ韓国は？日本は？

第 3 ハマス・イスラエル紛争は？中東和平は？

1) ハマス VS イスラエル紛争は地下通路内の戦いで収まるところか、ガザ地区やレバノンのシーア派武装組織ヒズボラ攻撃へと戦線が拡大した上、イランとの軍事衝突さえ現実化した。米国のイスラエル支援は当然だが、バイデンの忠告を無視したネタニヤフ首相の強硬姿勢は継続中だから、パレスチナ側の犠牲は拡大の一途だ。

2) 「イギリスの二枚舌外交」を明確に暴いた名作『アラビアのロレンス』（62 年）を持ち出すまでもなく、中東の政治・軍事問題は複雑かつ難解。それに宗教問題が絡めば、モーゼ率いるユダヤの民を描いた『十戒』（56 年）の時代からの宗教紛争、民族紛争だから、その解決は至難の業だ。

3) 他方、バイデン以上のイスラエル寄りのトランプがなぜアラブ票を集めたの？それは T ならイスラエルへの“自制要求”が効くだろうとの期待だ。さあ、トップ会談での交渉が得意な T はどんな技を？もし彼が本当に中東和平を実現させれば、ノーベル平和賞確実だが・・・。

第 4 石破茂第 2 次内閣の前途は？寿命は？

1) 岸田内閣は「政治とカネ」問題への適切な対応ができず、“派閥解消”という大英断を下しながらも、自民党総裁選挙によって“表紙を変えて総選挙”という見え透いた決断をした。石破茂が決戦投票で高市早苗に勝利したのが自民党国会議員の“微妙な選択”なら、第 1 次石破内閣の発足（10/1）も、10/27 総選挙の実施もハチャメチャ。石破氏の公約違反や過去の発言との矛盾が相次いだ上、投票日直前の非公認候補への 2,000 万円の支給というチョンボもあって、「自公で過半数」という最低目標すら達成できず惨敗した。こりゃ、総選挙を主導した総裁も幹事長も責任を取って辞任！それが世の常識だが、石破おじさんは過去の自分の発言をすべて封印して辞任を拒否！今にも沈没しようとする船の船長に名乗りを上げる人がいないことを幸いに総理総裁の座に居座った彼は、11/11、第 2 次石破内閣を発足させたが、その前途は？寿命は？

2) 故安倍晋三総理は 2016 年 11 月の大統領選挙に勝利したトランプとすぐに連絡を取り、先輩政治家としての貫禄を示しながら T と仲良しになり、ゴルフ外交等をこなした。しかし、私でさえ鬱陶しい“石破節”を T が黙って聞くはずがない。首脳会談が実現しても、パカにされるだけだろう。先進 7 カ国（G7）の中で T と対等に渡り合えるのは、フランスのマクロン首相とイタリアのメローニ首相だけ。ハリスを支援していた英、独、カナダのトップは相手にされないだろうし、政権基盤が脆弱で短命必至の石破総理など論外だ。

3) 国内政治では、「手取りを増やす」のアピールで 7 議席から 28 議席に躍進した国民民主の玉木雄一郎代表が一躍“時の人”になったが、絶妙のタイミングでの不倫報道によって完全にアウト！年収 103 万円の壁をアップさせるべきは当然だが、社会保険に関わる 106 万円の壁、130 万円の壁との調整や財源の確保は極めて難しい。少数与党に落ちぶれた自公は国民や維新に秋波を送りながら政策毎の部分連合を目指しているが、出来の悪い国会議員たちにそんな器用な芸当ができるはずがない。石破総理は「年内の政治資金規正法の再改正」を標榜するが、それもきっと不可能だ。予算委員会の委員長を立憲に譲った中で予算の成立すら危ぶまれる国会運営に石破内閣が持つはずがない。1994 年の羽田孜内閣総辞職と同じく短命に終わることを私は予言しておきたい。それに代わって高市早苗内閣が誕生するとも思えないが、そうかといって立憲民主を軸とした政権交代が実現するとも思えない。すると、2025 年の日本国の行方は真っ暗闇だが、さてその処方箋は？救世主は？

第 5 維新の再構築は？衆院選での夢の実現は？

1) 大阪では、大阪都構想実現のために封印してきた公明との対決に舵を切った維新が、10/27 総選挙では 19 の小選挙区で全勝。自公は大敗した。そんな維新だが、全国的には比例代表の票数を 805 万⇒510 万に、議席も 44⇒38 に減少した。その原因は？戦犯は？

2) その一つが馬場伸幸代表ら東京組国会議員の古い体質だとする大阪スピリットの議員たちが代表選挙の必要性を訴えた結果、吉村洋文共同代表・大阪府知事が出馬を表明。対抗馬が出たのは維新らしくて結構だが、勝敗の見込みは明らかな。しかし吉村代表が実現しても、私の予想では国会対応と府知事の両立は不可能。代表としての期待が大きければ大きいほど、国会や霞が関で維新らしい改革が進まなければすぐに失望されるし、4 月開催の大阪万博で何らかの失策があれば、府知事と市長を独占し、府議会と市議会で単独過半数を誇っている維新も失速してしまうはずだ。吉村もそんなことは百も承知だが、それでも出馬した（しなければならなかった）のは、彼に代わる人材がいないためだ。

3) 1994 年の羽田孜内閣は 64 日間の短命内閣だったが、第 2 次石破内閣も似たようなもの。政治資金規正法の再改正、年収 103 万円の壁で、どこまで野党との政策協議や部分連合ができるかは腕の見せどころだが、少数与党の力で予算を成立させ、通常国会で各種法案を成立させていくのは到底無理。すると焦点は、いつ内閣不信任案が成立し、いつ内閣総辞職するかだが、私の予想ではそれは春だ。夏の参院選挙に向けて自民党はいよいよ小泉進次郎を新総裁に担いで戦うしかないだろうが、その結果は、自民も公明もダメ、立民も維新も国民もダメとしか思えない。

4) そんな絶望的な状況の中、維新の唯一の光明は橋下徹、松井一郎両創業者の復帰だ。弁護士兼コメンテーターから政治家に、そして大阪都構想の挫折を理由にスパッと政治家を辞めた橋下は、以降気楽なコメンテーター業で稼ぎ、松井もそれを見習っているが、それではあまりに第二世代の吉村がかわいそうだ。“死に体”のままで 2025 年春の衆院選挙に臨む自民と同じく、維新もボロボロに消耗した吉村代表の下で臨めば、大阪でも敗北する可能性がある。それを阻止する唯一の方法は、橋下と松井が出馬し、自民を圧倒して、代表に復帰することだ。石破の選挙区での対決がベストだが、いくら橋下人氣が強くても鳥取の選挙区での勝利は無理。東京の小泉進次郎や萩生田の選挙区への殴り込みが次善の策だ。維新旋風で圧勝し、小泉人氣を封じてしまえば、日本国の統治システムが維新の思い描く方向に進むこと間違いないだ。

5) 私は時々そんな夢を見ているが、それが 2025 年元旦の夢ではなく、夏の参院選前の春の総選挙で現実起きることを期待したい。橋下が維新の一兵卒として小泉の選挙区で立候補すれば若者たちも投票するから、投票率は夢の 70%、80%！そんな奇跡が起きるかも！そんな事態になれば、昭和維新も平成維新も実現しなかったが、ひょっとして令和維新が現実のものになるかも？

第 6 プロ野球、大リーグ

1) プロ野球は、11／3、横浜ベイスターズの“下剋上”によって終了した。セリーグのクライマックスシリーズ（CS）での阪神（2 位）戦、巨人（優勝）戦での勝利がお見事なら、圧倒的戦力を誇るソフトバンクを相手にした日本シリーズにおける、2 連敗後の 4 連勝はまさに奇跡。あの投手陣ではいくらなんでも持たないだろうと思われたが、桑原、牧、オースティン、宮崎らの主力に、大リーグ帰りの筒香やベテラン捕手、戸柱らを加えた打撃陣の集中力とつなぎ力はペナント争い時の姿と違い、輝いていた。阪神 T の佐藤輝明と横浜 B の牧秀悟はプロ入り同期で、1 年目は佐藤の大器ぶりが注目されたが、今や総合力では牧の方が上。覇気のない空振りと、とんでもない失策が目立った佐藤は岡田阪神が連覇を逃した戦犯たることを自覚し、来年は急成長した姿を見せてほしい。

岡田監督が 2 年で引退したのは立派。後任の藤川球児監督は TV 解説者としては超一流だが、コーチ等の指導者経験がないのが少し不安。しかし、個々の選手への技術指導はコーチに任せ、阪神 T の切り札たる彼には、日本ハムを率い、大谷翔平を育てた栗山英樹監督のように、大所高所から長期的なビジョンを明確に掲げながら、現有戦力のかさ上げを目指して欲しい。幸い、近時のドラフト指名選手には昔の“江川事件”のような反逆心はなく、素直な若者ばかりだし、優れた能力の持ち主も多いから、その鍛え方、育て方の上手、下手によって、戦力の強弱が決まることになる。勝負は秋季キャンプから。CS での阪神 T の敗退で私は一気にプロ野球への興味を失ったが、新年をしっかりと展望したい。

2) 大リーグ（MLB）の、10 年総額約 1,000 億円という大谷翔平と LA ドジャースとの超大型契約にビックリなら、その大半が後払いという合理性にも、さらに米国にそんな税制があることにビックリ！右肘のトミー・ジョン手術によるリハビリ中にもかかわらず、指名打者としての道を発見した上、盗塁にも挑戦し、54HR、59 盗塁というとんでもない数字を生み出したから、ナリーグの MVP 選出は当然だ。大谷の金字塔は、野茂英雄、イチロー、松井秀喜ら日本人大リーガーの活躍の上に成立したもののだが、11／2 に実施された LA での凱旋パレードに見る彼の体格の巨大さ、両腕の太さはまさに芸術品。天賦の才を日々の努力・鍛錬によってここまで開花させたことに拍手！対ヤンキース第 2 戦の盗塁の際に起きた左肩の負傷も優勝パレード直後の 11／5 に「脱臼による関節唇断裂を修復する関節鏡視下手術」を受けて成功させた。あの強靱な肉体なら回復も早いだろう。

3 月末の開幕戦を日本で開催するドジャースは、大谷翔平と山本由伸の先発で、興行的にも大成功間違いなし！大リーグの放映権ビジネスは複雑怪奇まりないが、第 6 戦まで死闘が続いたドジャース vs ヤンキースのワールドシリーズ（WS）の入場券は、外野席でも 10 万円以上、内野席なら数百万円というからすごい。優秀な選手が次々と大リーグを目指すのは当然だが、それは他方で日本の野球人氣を縮めることになる。それを防止するためには、日本のプロ野球の魅力を高め、興行力を上げることが不可欠だが、さて日本のプロ野球の重鎮たちの何人がそんな長期的な展望戦略を持っているのだろうか。混迷を極める日本の政治状況とも対比しながら、日本のプロ野球の在り方の長期的なビジョンを議論していく必要がある。

第 7 将棋、囲碁

1) 将棋界は、竜王、名人、叡王、王位、王座、棋王、王将、棋聖の八冠に登り詰めた若き天才、藤井聡太が、叡王戦で伊藤匠七段に敗れたため、七冠に後退。これによって、八冠保持記録は 254 日、タイトル戦無敗は 22 期で止まったが、なおしばらくは藤井一強時代が続くことは誰の目にも明らかな。

2) 囲碁界は、井山裕太七冠の一強時代が終了した後、一力遼と芝野虎丸が抬頭し、三者鼎立時代が続いた。しかし、第 49 期名人戦で芝野に勝利した一力が、名人、棋聖、天元、本因坊の四冠となり、王座、碁聖、十段の井山、2 年ぶりに無冠となった芝野を大きくリードした。一力の強さは、これまでからつきしダメだった国際戦でも発揮され、9 月に中国で開催された“囲碁オリンピック”と言われる世界メジャー「応氏杯」の決勝戦で、日本囲碁界悲願の世界タイトルを奪還したからすごい。

蜀・魏・呉の三国が鼎立した「三国志」の時代は長く続かなかったが、一力、井山、芝野の「三国志」時代もこれで終焉したのだろうか？それとも、芝野、井山が意地を見せ、さらなる復権を！？

第 8 同世代の著名人が次々と逝去！

1) 私が司法試験に合格した 1973 年 10 月当時の合格者の平均年齢は 28～29 歳。したがって 2 年間の司法修習と弁護士 50 周年を経た同期生は平均年齢が 80 歳を超えたから、約 500 名の同期生のうち 3 割の約 150 名が逝去した。

2) 織田信長は敦盛の「人間五十年 下天のうちをくらぶれば 夢幻の如くなり」を好んだが、今や人間の寿命は 100 歳に近づこうとしている。しかし、それでも万人に平等に与えられた時間（寿命）だけはどうしようもない。近時は同世代の著名人の逝去も多い。そんなニュースに接するたびに思うのが、“昭和は遠くなりにつけり”だ。そこで、以下私が「微博」に投稿したものを列記しておきたい。

①園まりが 80 歳で逝去。昭和は遠くなりにつけり（8/6）②作家・大崎善生さんが 66 歳で死去（8/7）③アラン・ドロンが 88 歳で死去（8/22）④高石ともや、も 8 月 17 日に死去（8/22）⑤桂ざこば師匠のお別れ会が開催（8/22）⑥名優・西田敏行が 76 歳で死去（10/17）⑦ピーコも 9/3 に 79 歳で死去（10/21）。

2025（令和 7）年元旦（2024 年 11 月 18 日記）

坂和総合法律事務所 弁護士 坂和 章平

開戦

対米英開戦

1941年12月8日

は戦争回避の局面。その右側にこれを否定する論理を示す

1941年12月8日

成功体験 引き返せず

(1面の続き)

思ひに来ました。戦後の世に於いては、
「国家主義」を創出する。平和を
追求する時ではない。理念は依然として
ありますが、権力を増大する国民
こそ、この大争点は生活で、20
世紀に政府は目標を前に左に置
ねるべきに存じます。

「孫中山は、1910年代、初
歩的ながら米国の中心にケロロバ
ル化政策を、大衆で起るべき大
衆の運動を世界に波及させてし
ました。孫氏の理想は、自由主義
主義であり、自由は神聖にして侵
すべからず、国家は神聖にして侵
すべからず、大衆の自由の力に
政策を要する。その勢力の力を
支持を要する。この大争点は、
大衆の理想の起るべきとして、

好景気 満州事変で「うまみ」

加藤聖文さん

ドイツ経済も鋭敏的な影響を受けました。銀行に就職をしたビートルは、大規模な公社事業など、で福岡前川村や佐賀市を打ち出し、立派な町を開く。

その点、日本統治の立ちはたはかな早草かた、大きな弱點が、朝鮮半島に在り。翌年三月、閔妃の暴死(王、趙、趙の海州府侯爵の暴死を、韓統帥の軍政を起す)に際し、翌年四月に朝鮮を國に歸し、失業者増進、農村の破れ、売りまき、横行する賤社会に

[illegible]

生かされ

今年9月、改定された「現代の漢字」は小沢「虎」に「漢」は太田洋次郎を抜くドラでもあった。主人公が子どもに与えられる主要公認は首領(「筆力研究所」)に所属していたこの組織は、実在した。

各銀行の若手エリートが、94年秋に初めて開設された。総大臣直轄の機構で、大蔵省と密接な関係を持つ。研究を推進するための奨励金も作られた。研究者たちは順子たちを分析し、結論を重なり出す。結論は、「日本が今、出た結論は、『日

ドイツ勝利 樂觀

生かされぬ「必敗」分析

1 14 版

Yakult
ビフィズ菌 乳酸菌飲料

所定販売区分

ヤクルトBL整腸薬

整腸（便通を整える）、腸内環境改善、吸収・吸収に

【お問い合わせ】株式会社ヤクルト本社

TEL.03-55-8960（受付時間9時～17時）

ドラッグストア・薬局・スーパー等、お買い求めいただけます。
※用法・用量、使用上の注意をよく読んで正しくお使いください。

QRコード

昭和27年11月26日第3報郵便物認可 (日刊) ©読売新聞社2024年



- プレステ30年 世界熱中 8
- 縄文遺伝子 BM | 高め 29
- 通天閣 南海傘下に 30
- 万博から徳島「500円券」31
- ◀ 稲本有造「28年間やり切った」15 30

陸海軍利益追求の末

来年は戦後80年、昭和の始まりから100年目となる。いまだ
 戦火の絶えない世界の中で、1941年12月の開戦を三つの視点
 から考える。日本が戦争へと向かい、引き返せなかったのはなぜ
 か。まず、当時の時代状況、周辺地域の情勢について、駒沢大教
 授の加藤聖文さん(57)（日本近現代史）に話を聞いた。

月、南部へ前進させると、情勢が悪化します。アメリカが石油などの対日全面禁輸を断行してきたのです。

ア)を占領するしかなくなり
ます。
海軍は強硬になつていきま
す。41年11月の連絡会議で、
東条英機内閣の首原興宣大蔵
大臣から「いつ戦争したら勝
てるか」と尋ねられた海軍の
水野修身軍令部総長は、「今」
と強い語調で返答してしま
す。戦機はあとには来ぬとす
。かつて海軍は、陸軍が上手

そつして83年前の12月1日の御前会議を迎え、「対米牽制開戦ノ件ヲ決定されます。どんな見通しを持っていたか。これより少し前のことで、すが、連合艦隊司令長官の山本五十六は「初め半年か1年の間は随分暮れてご覧に入れろ」「2年3年となれば全く確信は持てぬ」などと言っています。計画などはいくつ

日本、イタリアとの三国同盟を結ぶ際、ドイツが日本にこの期待してゐたのは、アメリカが自動的になつた場合、日本が戦争に参加することではないか、と拒否します。同盟締結の1940年9月の時点で日本はむしろ、アメリカとの戦争を構へてゐたとしていたのです。

駒沢大教授 加藤聖文さん



屈辱感、日中戦争を終わらせることと懸命でした。そこで同年9月、仏印（フランス領インドシナ）に進駐し、英米などによる国民政府支援の物資輸送路・援蒋ルートの遮断を試みたのですが、仏印北

が深刻な
なりまし
鉄の塊で
トックは
時で1年
した。そ
蘭印（オ

かとう・吉よふみ 愛知県出身。専門は日本近代史・東アジア国際関係史。アーカイブズ（歴史記録）学。国文学研究資料館准教授などを経て、2024年から現職。著書に「海外引揚の研究」など。

9月に満州事変を起すこと、翌年一月には海軍陸戦隊が上海で中国軍と衝突。37年7月に陸軍が盧溝橋事件で戦うと、海軍も翌月から再び上海で武力衝突を始め、航空隊による爆撃も行いました。陸軍と同じく組織利益の拡大が第一でした。

こんな調子では、開戦回避の外交努力にも限界があります。日米交渉が41年4月から行われますが、日本の動きに不信感を募らせた米側は、7か月後、中国とインドシナからの撤兵などを求めるハル・ノートを突きつけることになりました。

い。国の存亡をかけるなら、どう生き残るか、が優先でしょう。ところがその感覚がない。ゆがみの特攻作戦のように誤った美意識の襲にはまり、どう滅びるか、を優先したわけで、もないでしょう。何より日本は日清戦争後、遼東半島を獲得しながら、ロシアなどの干渉を受け入れ、「臥薪嘗胆」して清へ返還した経験がある。そういう対応もできたはず。ところが、できない。成功体験があったからです。それは満州事変でした。

(5面に続く)

(5面に続く)

「開州新報」の日本軍「開州参戦写真」所収

日中戦争 1940年

満州事変
1930年

英園等と

日中戦争の終結中、関東で合流する陸海軍の「皇軍」が、19年発行の「成吉思汗」を、

開戦前の周辺情勢

日本の主な支配地
 ● 主な基地
 ○ 開戦時の主な露骨
 ■ イギリス領
 ■ フランス領
 ■ オランダ領

モンゴル、ソ連、中国、上海、日本、台湾、フィリピン(米領露骨)、インド、スマタラ、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ(米領露骨)、真珠湾、太平洋、第1次世界大戦で露骨

[illegible]

日本の国力・戦力の対米比

日本は、山田顕義(軍艦長の近代史)から作成

1.5 国内総生産 4米国100と
の場合

国内石油産出量

粗鋼主産量

自動車保有数

兵員数

[illegible][illegible][illegible]

ます、新たな
 産業で起かつ
 たら、軍
 格を最もよく
 日本軍を形つ
 日本軍の企
 出されてい
 につに特生
 には有効に機能
 國産の物品を
 につて求め
 産業の成長に
 のの復興を支
 多くのステー
 新企業」がも
 新的な技術
 いる現在、開
 いていはい

ない。
 村井は戦後の日本は、
 戦争と、日米の感傷は
 だが、日本は、この穴
 があり、なぜ国民がう
 した組織をつつてうか
 十分に育ちたか、うか
 と疑問置。「組織は過去
 の自分の繁栄に、今
 現在の組織の繁栄を頼と
 て柔軟につる必要があ
 る。日本の失敗は、今も
 そのことと戦たばかり
 」（扶桑社、戦後正一庫）

アサシン、安芸関係記
 レジワート、十津見

文部省 前田啓次